

第2次

船橋市

地域福祉計画

シティ
コミュニケーション船橋の
創出をめざして



平成22年3月

船橋市

はじめに

本市は、首都に近く、交通網が発達していることから人口は増え続け、平成21年9月には60万人を超え、全国でも22番目の人口規模を持つ都市になりました。

その中で、高齢化率が19%となり、今後、団塊の世代といわれる方々が高齢期を迎える等、さらに高齢化が急速に進むことが見込まれます。こうした時代の流れに伴い、地域の状況は大きく変容し、かつては、どこにでもあった助けあい機能が弱まり、住民同士のつながりが希薄になったといわれております。

また、人々の価値観も多様化している中で、地域から孤立し、虐待や自殺といった事件に発展するなど、課題は複雑化しており、だれもがいきいきと自分らしい生活を送るためには、改めて人と地域とのつながりの大切さが見直されております。

本市では、平成16年度に「コミュニケーション船橋（シティ）の創出」をメインテーマとした第1次船橋市地域福祉計画を策定し、平成17年度から計画に基づき積極的に事業を推進してまいりました。

この第2次計画では、第1次計画のメインテーマを受け継ぎ、コミュニケーションが活性化するよう地域の人と人が出会い、知り合い、人間関係を深めていけるような仕組みづくりを進めてまいりますとともに、重点プロジェクトとして「災害時要援護者支援プロジェクト」と「相談窓口のワンストップ化プロジェクト」を設定し、さらに支援を必要とする方への体制の整備を充実してまいります。

今後は、市民・地域・行政がお互いに連携を図りながら、人と人との心をつなぎ、市がまちづくりの目標とする「生き生きとしたふれあいの都市」の実現を目指してまいりますので、市民の皆様のご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました船橋市地域福祉計画策定委員の皆様、貴重なご意見、ご提言を賜りました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成22年3月

船橋市長 藤代孝七



目次

第1章 地域福祉計画について

1 地域福祉計画策定の趣旨	2
1. 地域福祉とは	2
2. なぜ、いま、地域福祉なのか？	2
3. 地域福祉計画とは	3
2 地域福祉の役割分担と「共助社会」の構築	5
1. 地域福祉の役割分担	5
2. 共助社会の構築	5
3 地域福祉計画の船橋市計画体系における位置づけ	8
4 地域福祉計画の計画期間	9
5 第2次地域福祉計画策定の経緯	10

第2章 船橋市における地域福祉の現状と課題

1 地域福祉施策の進捗状況	12
1. 船橋市における事業評価	12
2. 項目別評価の整理	12
2 市民評価と今後の課題	17
1. 「市民意識調査」からみた市民評価	17
2. 進捗状況を踏まえた今後の課題	27

第3章 めざすべき地域福祉の姿

1 船橋市の将来人口と財政状況	30
1. 船橋市の将来人口	30
2. 船橋市の財政状況	31
2 ふなばし地域福祉の5原則	32
3 計画のメインテーマと4つの柱	34
1. メインテーマ	34
2. 4つの柱	35
4 地域福祉計画の施策体系	36
5 重点プロジェクト	37

第4章 心をつなぐ地域づくり

1 人と人がふれあう環境の創造	40
1. 福祉に対する意識の変革	40
2. ボランティア意識の啓発	42
3. 家庭・学校・社会教育での福祉活動の充実	44

2	心をつなぐ仕組みづくり	46
1.	出会いの仕組みづくり	46
2.	地域情報の発信・交換	48
3	地域交流事業の促進	50
1.	世代間交流の活性化	50
2.	立場を超えた交流の活性化	52
3.	地域交流イベントの支援	54

第5章 楽しく暮らせる地域づくり

1	生きがいの創造	58
1.	生涯学習の推進	58
2.	サークル活動の支援	60
3.	起業・就業の支援	62
4.	動物と共生できるまちづくり	64
2	健康づくり	66
1.	健康日本 21 への取り組み	66
3	移動の自由の確保	68
1.	ユニバーサルデザインによるまちづくり	68
2.	移動手段の確保	70

第6章 安心して暮らせる地域づくり

1	必要なサービスの確保	74
1.	社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の充実・強化	74
2.	市民活動・組織の活性化	78
3.	優良な事業者の育成	80
4.	地域医療体制の充実	82
5.	日常における防犯体制の充実	84
6.	災害時における要援護者支援体制の充実	86
7.	ホームレス対策の推進	88
2	既存組織のネットワーク化	90
1.	連携・協力体制の確立	90
2.	保健と福祉の総合相談窓口の整備	94
3	サービス受給者の人権擁護	96
1.	個人情報保護と情報の共有化	96
2.	権利擁護の推進と見守り体制の充実	98

第7章 地域福祉推進のための仕組みづくり

1 地域福祉を推進するための総合的な仕組みづくり	102
1. 船橋市のコミュニティ	102
2. 地域資源の有効活用	104
3. 福祉人材の育成とネットワーク化	109
4. 地域福祉を推進するための仕組みづくり	109
5. 個別計画と調和のとれた総合的な福祉の推進	110
2 計画の進捗管理・評価の仕組みづくり	111
1. 進捗管理と評価の体制づくり	111
2. 進捗管理と評価の方法	111

資料

1. 船橋市地域福祉計画策定委員会	114
2. 船橋市地域福祉計画検討委員会	118
3. パブリックコメント	121
4. 住民説明会の開催	121
5. 用語集	133

第1章 地域福祉計画について

1 地域福祉計画策定の趣旨

1. 地域福祉とは

地域福祉とは何でしょうか？

従来、わが国における社会福祉施策は、昭和26年に制定された社会福祉事業法に基づき、行政の措置による福祉サービスを基本としていましたが、社会経済状況の変化や少子高齢化が進む中、多様化する福祉ニーズに対して将来にわたって十分に対応していくことへの懸念から、戦後50年間にわたって継続されてきた社会福祉のあり方を大きく転換させることを目的に、社会福祉基礎構造改革³に取り組みました。

そのひとつとして、従来の「社会福祉事業法」が全面的に改正され、平成12年に「社会福祉法」として新たに生まれ変わりました。「社会福祉法」においては、隣近所の助け合いやNPO活動・ボランティア活動といった市民組織による福祉サービスを活性化することによって、お年寄りや障害を持つ方々が、それぞれのニーズに合った福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域の中で暮らし続けていける環境を創り出していくために、「地域福祉」の推進が打ち出されました。

このように考えると「地域福祉」とは、高齢者福祉とか障害者福祉などの特定の対象者に向けた、ある意味、限定的な福祉ではなく、地域に住む人の誰もがその対象や担い手となるような、より網羅的で、より主体的な福祉のあり方であるといえるでしょう。

2. なぜ、いま、地域福祉なのか？

「地域福祉」というと難しそうに聞こえますが、かつてどこにでも見られた隣近所との付き合い、近所の誰かが困ったとき、何かあったときには互いに声を掛け合い、助け合う、そんな地域になることが地域福祉の目指すひとつの姿なのです。

現在のわが国における地域社会の状況に目を向けると、かつてはどこにでも見られた地域における助け合い機能は弱体化し、地域住民同士のつながりそのもの

1 行政の権限で、サービスの受け手に対して、サービス提供事業者を特定し、サービスの内容を決定する方法。

2 生まれ来る子どもの数が減少し、高齢者の数が増えることで、この傾向が進行すると高齢者の介護や年金の負担に若年層の力が向けられ、国としての活力が無くなる危険性ははらんでいる。

3 昭和26年の社会福祉事業法制定以来、大きな改正の無い「社会福祉事業」「社会福祉法人」「措置制度」などの社会福祉の共通基盤制度について、生活水準の向上や少子・高齢化の進展といった社会的な変化に対応するため抜本的な見直しを行うこと。

4 民間非営利活動団体（法人）のこと。社会貢献活動を行っている市民団体で営利を目的としない。地域の活性化や地域福祉の向上などに大きな役割を果たすものと期待されている。

が希薄になってきているなど、昔の地域社会の状況とは大きく変容しています。また、少子化・高齢化・人口減少社会への突入、成長型社会の終焉、さらには深刻な経済環境の悪化などを背景に、生活不安とストレスが増大し、青少年や中年層の自殺、ニート⁵やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなど、かつては想像もできなかったような新たな社会問題が発生しています。

こうした社会状況の中、地域における福祉の役割は極めて重要になっています。コミュニティ⁶の活性化による地域住民同士の自主的な助け合いなどの意義が今後ますます大きくなるものと考えられます。

3. 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に規定されており、地域福祉法上の地域福祉計画の目標は「1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進」「2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」「3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」となっています。

船橋市としては、社会福祉法の規定よりも広い理念を掲げ、地域福祉の推進に努めています。

船橋市地域福祉計画の理念

船橋市の市民一人ひとりが、
自らの住む地域に積極的に関わり、
誰かの役に立ち、感謝され、
地域の中に自分の居場所が確保されていて、
安心感、安堵感だけでなく、
生きがいや充実感を持ちながら暮らすことのできる
「いたわり合い」と「支え合い」の心に満ちた船橋を創出する。

船橋市では、平成17年3月に「船橋市地域福祉計画」を策定し、地域住民と行政が協働⁷しながら「すべての市民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくり」を進めています。

⁵ Not in Employment, Education or Training の略称で「通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない人」を指し、1990年代末にイギリスで生まれた造語。多くは20代、30代の若年層と言われている。

⁶ 住民が共同体意識を持って、生活を営む一定の地域及び近隣社会のこと。

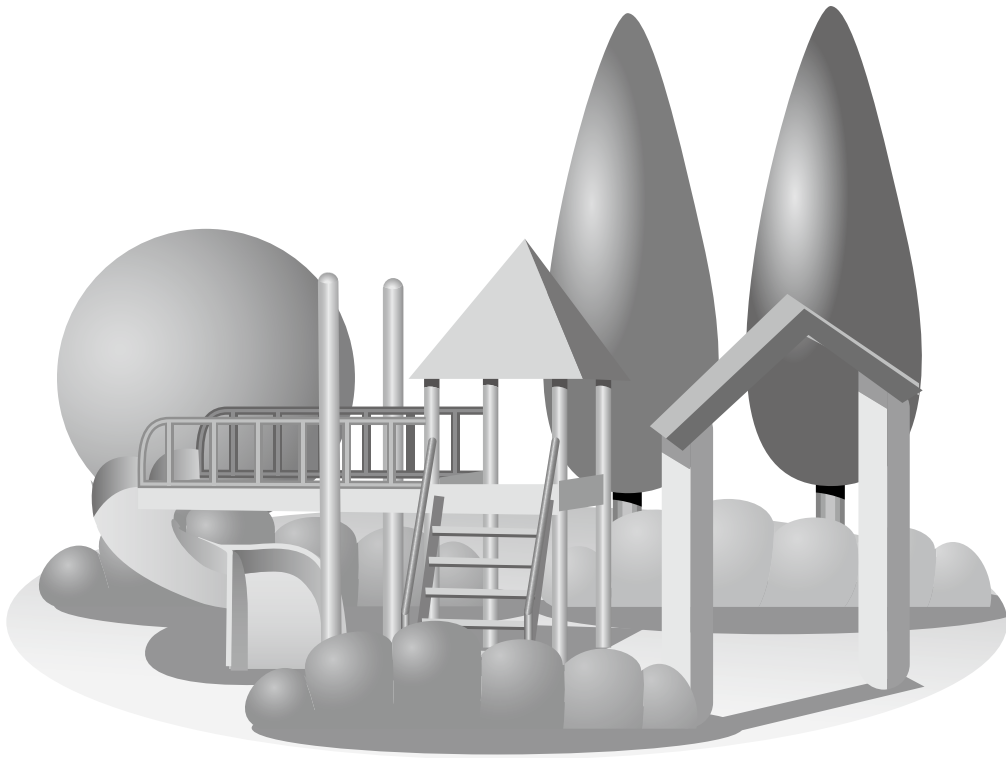
⁷ 市民（地域住民）と行政が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。

社会福祉法（抄）⁸

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



⁸ 社会福祉事業法（昭和26年制定）を平成12年に改正・改題した法律。福祉サービス利用者の利益保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の発展を目的とする。

2 地域福祉の役割分担と「共助社会」の構築

1. 地域福祉の役割分担

地域福祉の推進は、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて可能になります。本計画では、それぞれの立場で努力し実現していくべきことを「地域福祉の役割分担」として「自助（地域に住む一人ひとりが努力すること）」、「共助（地域が協力して実現していくこと）」、「公助（行政が責任をもって推進すること）」の3つに区分して表記しています。

国でも社会福祉基礎構造改革を進める上で、その理念として「国民が自らの生活を自らの責任で営むことが基本（自助）」であり、「自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に社会連帯の考え方に立った支援（共助・公助）」を行うことによって「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう支える」という考え方が示されています。

こうした考え方の中心にあるのは「個人」を大切にすることであり、何よりも先ず一人ひとりが地域の中で自立すること（自助）を基本としながら、自立した個人が相互に助け合う（共助）社会の構築を目指しています。

この「共助社会」における行政の役割としては、自助・共助ではカバーできない範囲の福祉サービスを提供する（公助）とともに、自助・共助が生まれやすい環境づくりを進めていくことが期待されています。

また、福祉の課題は日常生活の課題に密接に関係しているため、自治体で行っている活動の全てが地域福祉ということもできます。

2. 共助社会の構築

それでは、自立した個人が相互に助け合う「共助社会」を創り出していくためには何が必要なのでしょう。

住民や市民活動組織、社会福祉事業者などの地域を構成している人や団体が、「自分たちの暮らす地域をより良くしていこう」という目的を持って協力・連携して活動する場合、そこに一種の公共性が生じることを「新たな公共」と表現します。

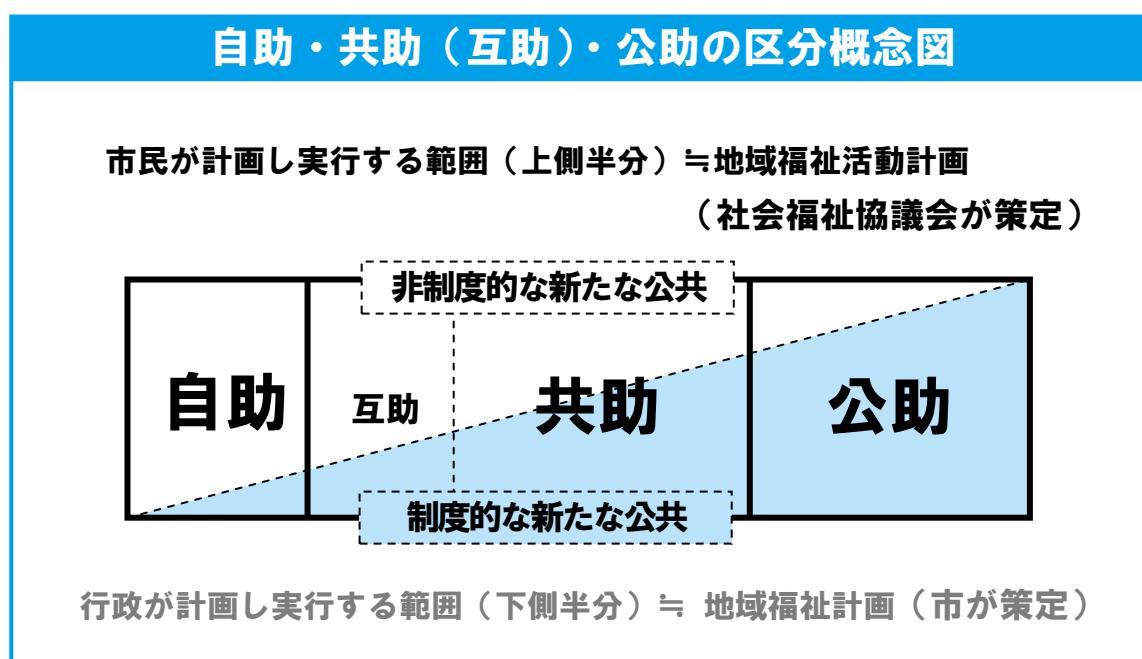
共助社会を構築する上で必要である地域ぐるみの福祉活動を活性化していくためには、この「新たな公共」に対して、かつて「公共」という言葉が指していた行政が持っている権限や役割を積極的に委譲していくことが大切です。

ところが、住民の地域への参加意識の希薄になってきている都市部においては、「新たな公共」が生まれにくい状況になっており、地域福祉計画においては、「新たな公共」を生み出す基盤となる「共助」の確立を図っていくことが重要な課題となります。


さらに、共助は「お互いさま」の範囲に含まれる隣近所の助け合い（互助）が発展し拡大することによって確立されていくものであることから、隣近所の人間関係を緊密にしていくことが「共助社会」を創り出していくための第一歩になります。

また、地域には様々な異なる個性を持った人々が暮らしています。住民一人ひとりの個性を尊重しながら、行政や他の人々に必要以上に依存することなく、それぞれがお互いに協力し、お互いに力を補い合いながら、地域住民みんながそれぞれの役割を果たしていくことで「共助社会」の実現に近づきます。

そして、このような「共助社会」が実現することで、いつまでも安心して暮らせる船橋を創ることが出来るのではないのでしょうか。





地域と行政の役割分担イメージ

**福祉サービスのニーズ**

福祉サービスを必要とする方のニーズは、世帯の状況・場所・時間・個人の価値観等によって、程度も種類も様々に異なります。

行政の行う福祉サービスには、平等性や公平性が求められるため、様々な福祉サービスのニーズの中から、一定の基準を設けて全市的かつ一律に実施できる基礎的な福祉サービスをカバーします。
(みんなに共通の丸い部分を受け持ちます)

**行政が受け持つ福祉サービス
(中心の丸い部分)****地域が受持つ福祉サービス
(外側のギザギザ部分)**

行政の実施するサービスでカバーできない個別・多様なニーズについては、地域における市民相互の助け合いや、NPO・ボランティア活動、民間の事業者等により、安価で良質な福祉サービスが提供できる環境づくりを進めます。
(一人ひとり異なるギザギザの部分を受け持ちます)

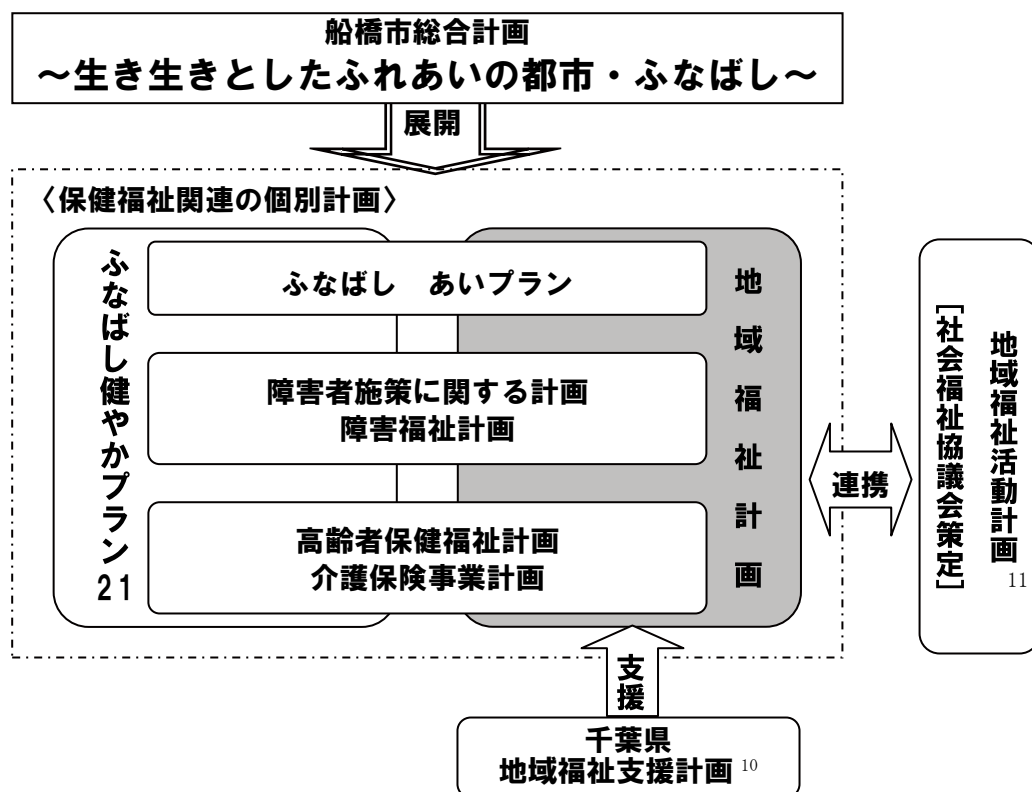
3 地域福祉計画の船橋市計画体系における位置づけ

船橋市には、地方自治法に基づき策定された「総合計画⁹（基本構想・基本計画）」があり、船橋市全体の行政施策の指針となっています。

この総合計画のもと、各部門別に様々な個別計画が策定されており、保健福祉部門では子どもや子育て中の方などを対象とする「ふなばし あいプラン」、障害者を対象とする「障害者施策に関する計画」「障害福祉計画」、高齢者を対象とする「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、それぞれの対象者別の福祉関連個別計画の他、すべての市民の健康づくりに関わる計画として「ふなばし健やかプラン21」が策定されています。

地域福祉計画は、こうした保健福祉部門における個別計画の対象者や対象分野だけではなく、まちづくりや教育・生涯学習などの保健福祉部門以外の分野にも及ぶ幅広い計画として、位置づけられます。

地域福祉計画の目指す地域住民と行政の協働による地域社会の実現は、保健福祉関連個別計画を推進していく上でも極めて重要なアプローチといえます。



⁹ 市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画から構成されている。市の施策や事業は、すべて総合計画に基づいて進められている。

¹⁰ 社会福祉法第108条に規定される行政計画で、市町村の地域福祉計画の支援を目的に都道府県が策定する。

¹¹ 市社会福祉協議会の活動方針や将来にわたる事業内容等を定める計画で、本市の場合、支部となる地区社会福祉協議会の活動計画を包含する。

4 地域福祉計画の計画期間

本計画の計画期間は、平成 22～26 年度の 5 カ年度とします。

計画期間においては計画の進捗状況や成果について検証し、状況に応じて 3 年から 5 年の間で見直しを行うものとします。

平成（年度）									
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
総合計画（基本構想）									
総合計画（基本計画）						総合計画（基本計画）			
地域福祉計画					地域福祉計画 [第2次]				
第3次高齢者保健福祉計画 ・第2期介護保険事業計画									
第4次高齢者保健福祉計画 ・第3期介護保険事業計画		第5次高齢者保健福祉計画 ・第4期介護保険事業計画			第6次高齢者保健福祉計画 ・第5期介護保険事業計画				
障害者施策に関する計画 (改訂版)			障害者施策に関する計画						
障害者福祉計画			障害者福祉計画			障害者福祉計画			
ふなばし健やかプラン21（基本構想）									
ふなばし健やかプラン21（前期計画）					ふなばし健やかプラン21（後期計画）				
ふなばし あいプラン（前期計画）					ふなばし あいプラン（後期計画）				
参考 地域福祉活動計画 ※船橋市社会福祉協議会策定					第2次地域福祉活動計画				

5 第2次地域福祉計画策定の経緯

地域福祉計画の見直しの期間としては、第1次地域福祉計画において、状況に応じて3年から5年で行うこととなっており、今回、社会情勢の変化や法・制度等の改正、また船橋市においても福祉を取り巻く環境は変化していることから、第2次地域福祉計画を策定するものです。

【計画策定の体制】

① 船橋市地域福祉計画策定委員会

地域福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容にするためには、市民組織や社会福祉関係事業者、一般市民等といった幅広い関係者の意見を反映することが必要であり、幅広い分野の関係者から構成される船橋市地域福祉計画策定委員会において計画の策定を行いました。

② 船橋市地域福祉計画検討委員会

行政運営上の意見の集約・調整を目的とする船橋市地域福祉計画検討委員会を設置し、調査・検討を行いました。

③ パブリックコメント¹²の実施

平成22年1月4日から2月3日まで計画素案によるパブリックコメント手続きを実施し、寄せられた意見についても計画策定に反映させました。

④ 住民説明会の開催

平成22年1月9日（土）から5回に分けて、「船橋市地域福祉計画」の説明会を開催し、地域福祉について説明した上で、本計画の内容についても説明し、市民の皆様にご理解いただきました。

¹² 行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し広く国民に意見を求めることで、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う。

第2章 船橋市における 地域福祉の現状と課題

1 地域福祉施策の進捗状況

1. 船橋市における事業評価

船橋市では、「地域福祉計画」で提言されている公助項目を具現化するため、これに対応する個別事業の進捗状況について担当所管での自己評価等を行い、「地域福祉計画推進事業要覧¹³」として年度ごとにまとめています。

各事業の評価結果基準は次のとおりです。

評価基準

完了：小項目を達成したため、事業を完了した

A：小項目を順調に達成している、あるいは達成しつつあるため、このまま事業を継続する

B：小項目を達成するためには、当該事業の改善・工夫が必要である

C：小項目を達成するためには、当該事業の根本的な見直しが必要である

廃止：当該事業を実施しても小項目を達成することはできないため、平成21年度からは当該事業を廃止する

注）「地域福祉計画」における“小項目”を「地域福祉計画推進事業要覧」では“中項目”として扱っているが、ここでは「地域福祉計画」での呼称“小項目”に合わせている。

2. 項目別評価の整理

ここでは、平成20年度における各事業の評価結果に基づき、「地域福祉計画」における公助項目の進捗評価として整理します。

整理の方法としては、「地域福祉計画」における体系（大項目・中項目・小項目）に基づき、これを構成する各事業の評価結果別事業数としてまとめました。

評価については、大項目ごとに評価が「完了」または「A」である事業数がどのくらいを占めているかという比率を進捗指標としています。

各項目別の整理・評価結果は次のとおりです。

¹³ 船橋市地域福祉計画の公助項目を具現化する事業について、事業概要や実績、今後の予定、改善点、決算・予算額などを明らかにした要覧で、実施計画といえる内容になっている。市役所11階の行政資料室、各公民館、各図書館、各地区社協などに設置を予定しているほか、ホームページ上でも公開していく。

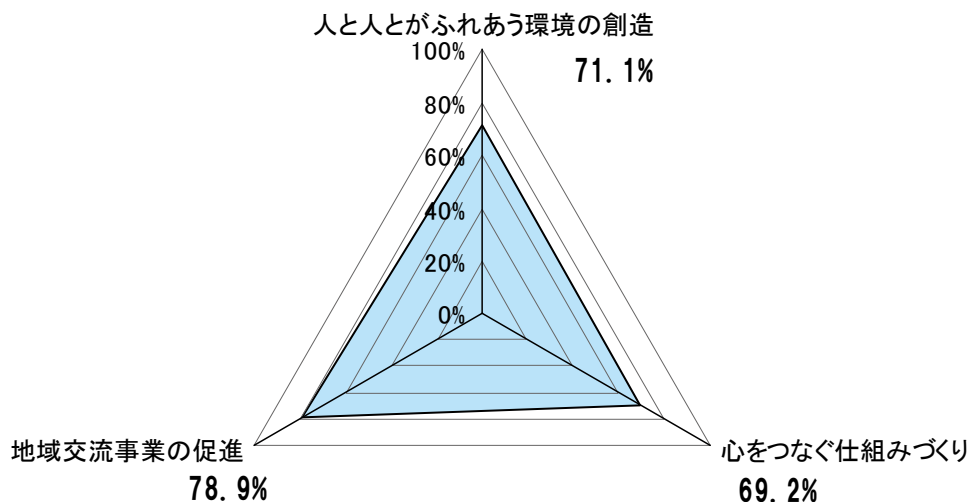
(1) 心をつなぐ地域づくり [大項目]

中項目単位での完了・Aの比率は、「地域交流事業の促進」が78.9%で最も高く、3項目全体では72.7%となっており、Cは1つもありません。3項目共にバランスの良い評価となっています。

小項目単位では、「地域通貨の導入検討」は、Bと廃止のみとなっており、今後の事業の改善・工夫が必要とされます。

中項目・小項目	完了	A	B	C	廃止	計
人と人がふれあう環境の創造	4	23	10	0	1	38
福祉に対する意識の改革	2	13	4		1	20
ボランティア意識の啓発	2	3	3			8
家庭・学校・社会教育での福祉活動の充実		7	3			10
心をつなぐ仕組みづくり	4	32	13	0	3	52
出会いの仕組みづくり	4	26	5		1	36
地域情報の発信・交換		6	1			7
地域通貨の導入検討			7		2	9
地域交流事業の促進	1	29	6	0	2	38
世代間交流の活性化		13	3		1	17
立場を超えた交流の活性化	1	16	3		1	21
計	9	84	29	0	6	128

心をつなぐ地域づくり 関連の施策事業評価（中項目単位：H20年度）



完了・Aの比率…72.7%

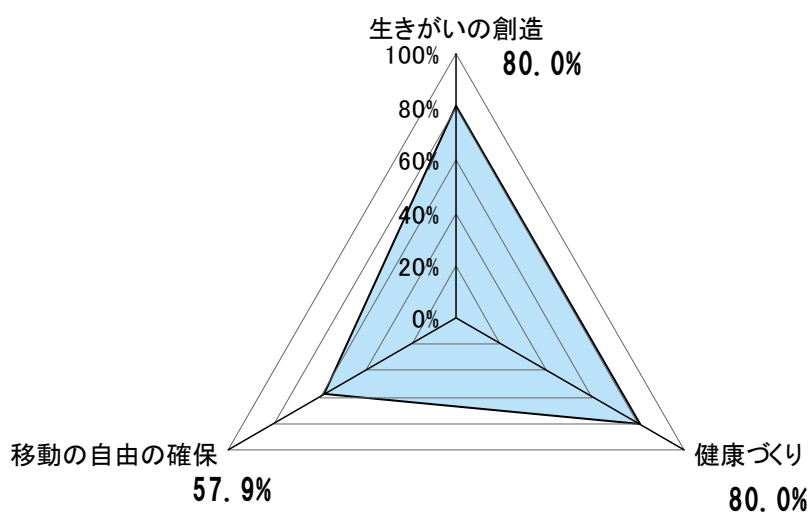
(2) 楽しく暮らせる地域づくり [大項目]

中項目単位での完了・Aの比率は、「生きがいの創造」と「健康づくり」は80.0%で高い割合となっているものの、「移動の自由の確保」は5割台と低く、全体では71.4%となっています。

「移動の自由の確保」を小項目単位で見ると、ユニバーサルデザインによるまちづくりについては、Bが過半数となっており、今後の事業の改善・工夫が必要とされます。

中項目・小項目	完了	A	B	C	廃止	計
生きがいの創造	0	16	4	0	0	20
生涯学習の推進		4				4
サークル活動の支援		5	1			6
起業・就業の支援		3	1			4
動物と共生できるまちづくり		4	2			6
健康づくり	1	7	0	0	2	10
健康日本21への取り組み	1	7			2	10
移動の自由の確保	1	10	8	0	0	19
ユニバーサルデザインによるまちづくり		7	8			15
移動手段の確保	1	3				4
計	2	33	12	0	2	49

楽しく暮らせる地域づくり
関連の施策事業評価（中項目単位：H20年度）



完了・Aの比率…71.4%

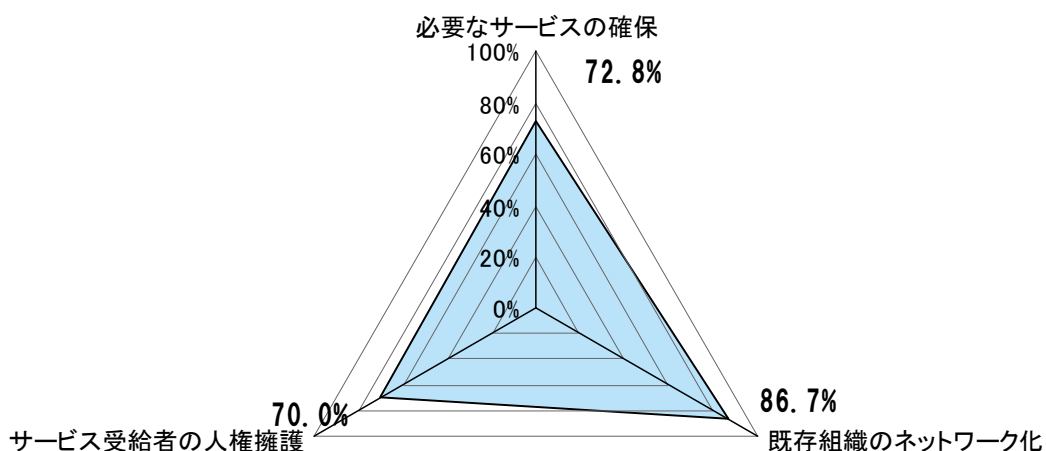
(3) 安心して暮らせる地域づくり [大項目]

中項目単位での完了・Aの比率は、「既存組織のネットワーク化」が 86.7%で最も高く、3項目全体では74.4%となっています。

小項目単位では、「サービス受給者の人権擁護」のプライバシーの確保については、B評価のみとなっており、今後の事業の改善・工夫が必要とされます。

中項目・小項目	完了	A	B	C	廃止	計
必要なサービスの確保	16	51	17	2	6	92
社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の充実・強化	1	2				3
市民活動・組織の活性化		2	1			3
優良な事業者の育成	2	13	6	1	2	24
地域医療体制の充実	3	8	1		1	13
防災・防犯体制の充実	3	15	3	1	2	24
ホームレス対策の検討	2	3	2			7
福祉の個別計画の推進	5	8	4		1	18
既存組織のネットワーク化	5	8	2	0	0	15
連携・協力体制の確立	1	2	2			5
保健と福祉の総合相談窓口の整備	4	6				10
サービス受給者の人権擁護	1	6	5	0	0	12
プライバシーの確保			2			2
権利擁護の推進と見守り体制の充実	1	6	3			10
計	22	65	24	2	6	119

安心して暮らせる地域づくり
関連の施策事業評価（中項目単位：H20年度）



完了・Aの比率…74.4%

(4) まとめ

大項目ごとにみると、完了・Aの比率は“心をつなぐ地域づくり”が72.7%、“楽しく暮らせる地域づくり”が71.4%、“安心して暮らせる地域づくり”が74.4%と、いずれも70%以上の進捗と評価されます。

公助の役割は地域での支え合いを芽生えさせ、育んでいくための最初の1歩づくりでもあることから、この公助の進捗状況が地域にどのように反映されるのかを把握しながら、さらなる努力が必要と考えます。



2 市民評価と今後の課題

1. 「市民意識調査」からみた市民評価

前掲の「地域福祉施策の進捗状況」は、施策の実施主体である行政による自己評価です。

ここでは、地域福祉施策の推進によって、よりよい姿への変容をめざしている地域社会の有り様や地域における近所づきあいの様子について、「市民意識調査（平成20年度）」結果に基づき、整理します。

つまり、ここでは「市民意識調査」の結果を、市民の視点から見た地域福祉施策に対する市民評価として扱います。市民評価は、地域福祉施策の成果だけではなく、さまざまなまちづくり施策の総合的な成果に対する評価として捉えられるものですが、ここで扱う調査項目は地域福祉の達成状況を把握する上で重要な指標となり得るものと考えます。

市民意識調査の概要

1. 調査目的

住み良さや定住意識、愛着心、市政の各分野における市民ニーズの基本動向を把握分析するとともに、これまで実施してきた市民意識調査結果との時系列分析を行うことにより、今後の施策展開に資することを目的とする。

2. 調査設計

- (1) 調査地域 船橋市全域
 - (2) 調査対象 船橋市在住の満20歳以上の男女
 - (3) 標本数 3,000人
 - (4) 標本抽出 住民基本台帳からの無作為抽出
 - (5) 調査方法 郵送配布－郵送回収（調査期間に催促を兼ねた「礼状ハガキ」を1回送付）
 - (6) 調査期間 平成20年7月10日（木）～7月25日（金）
- （※調査期間後に郵送回収した調査票については、できるかぎり調査に反映させた）

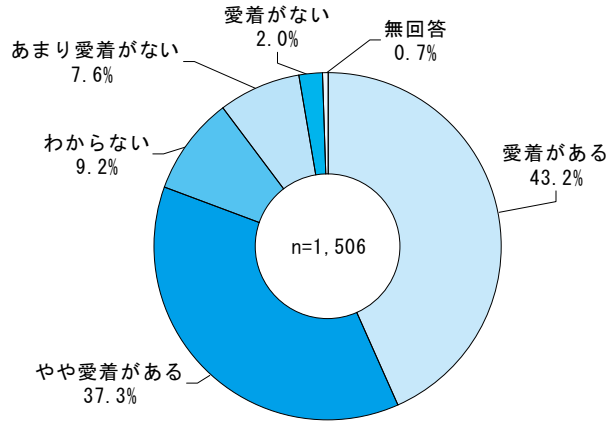
3. 配布・回収結果

- (1) 標本数（アンケート票配布数） 3,000
- (2) 回収数 1,506
- (3) 回収率 50.2%

(1) 住みごちについての評価

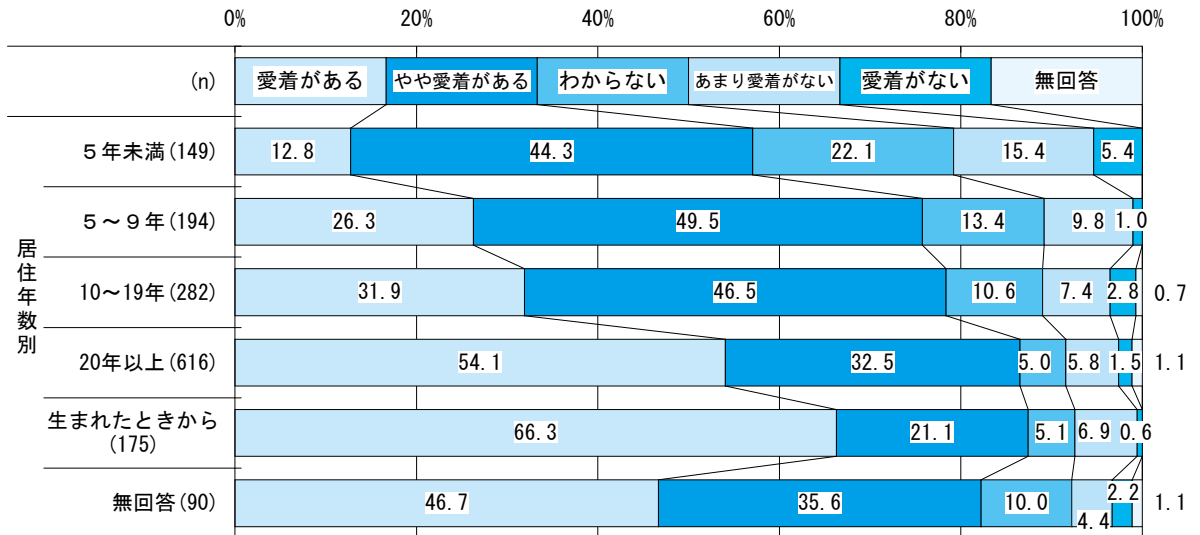
[船橋市への愛着度]

○「愛着がある」43.2%、「やや愛着がある」37.3%で、合わせて80.5%の市民は愛着がある。



船橋市への愛着度

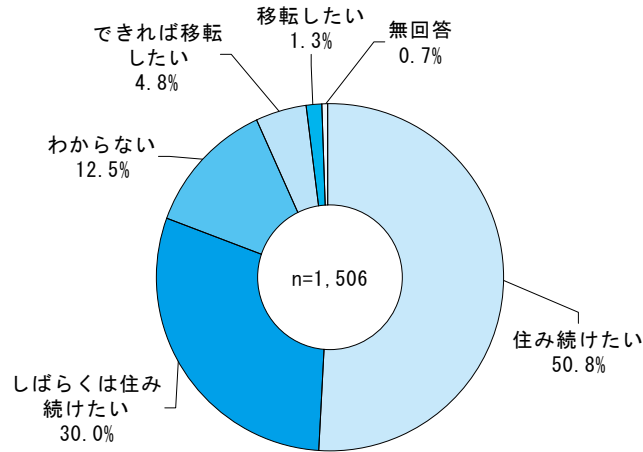
○居住年数別に見ると、居住年数が長いほど「愛着がある」、「やや愛着がある」の割合が高く、特に「生まれたときから船橋市に居住している」市民は両項目を合わせて87.4%と高いが、在住期間5年未満の市民では合わせても57.1%と低い。



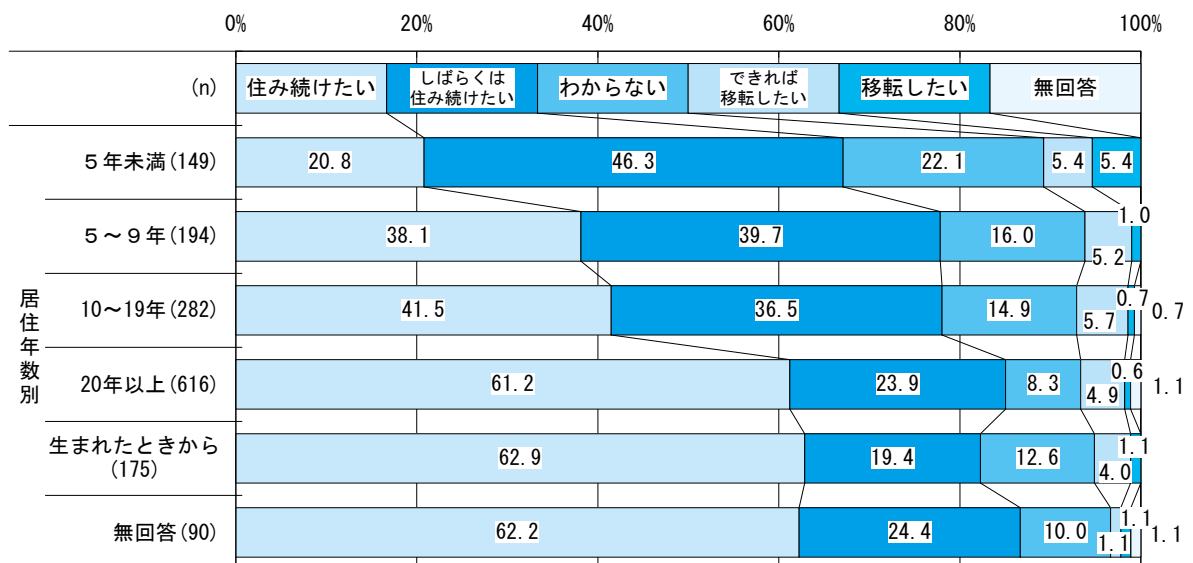
船橋市への愛着度（居住年数別）

〔船橋市への定住意向〕

○「住み続けたい」50.8%、「しばらくは住み続けたい」30.0%で、合わせて80.8%の市民は住み続けたいと考えている。



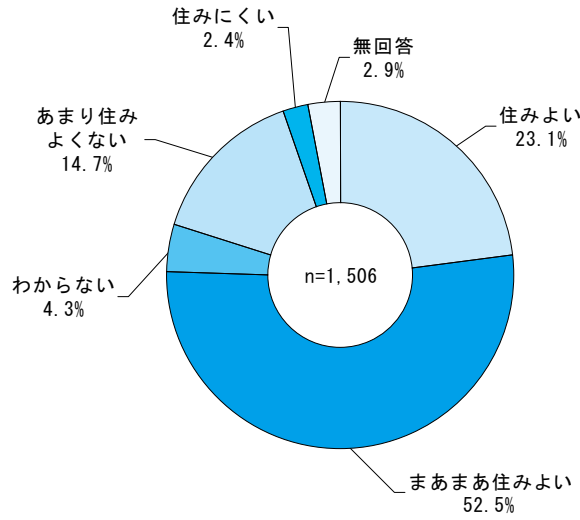
○居住年数別に見ると、居住年数が長いほど「住み続けたい」、「しばらくは住み続けたい」の割合が高く、生まれたときから船橋市に居住している市民は両項目を合わせて82.3%と高いが、在住期間5年未満の市民では合わせても67.1%と低い。



船橋市への定住意向 (居住年数別)

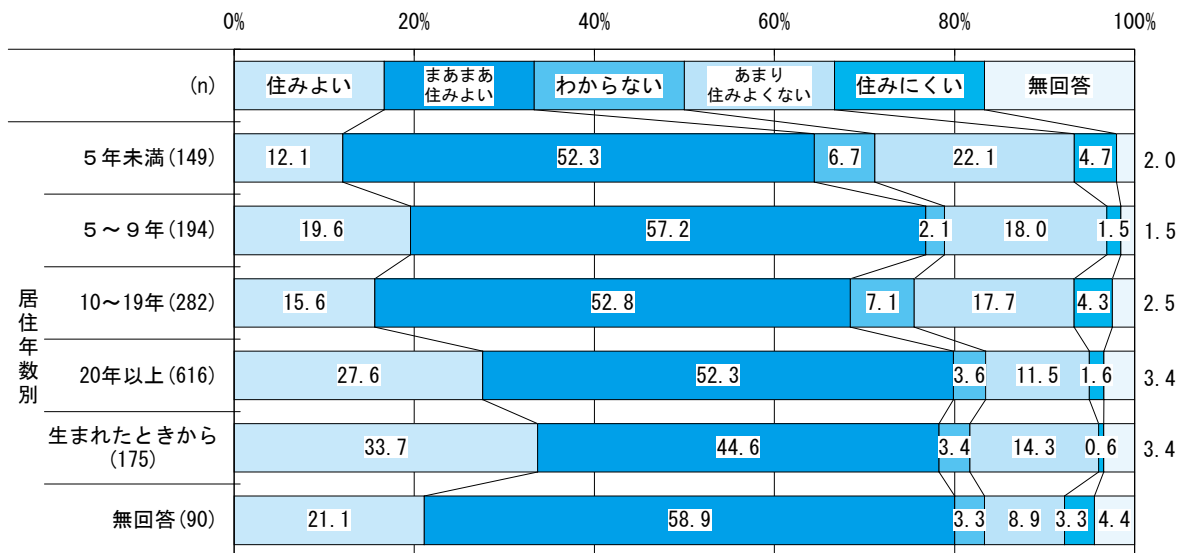
〔船橋市の住みごこち〕

○「住みよい」23.1%、「まあまあ住みよい」52.5%で、合わせて75.6%の市民は住みごこちがよいと感じている。



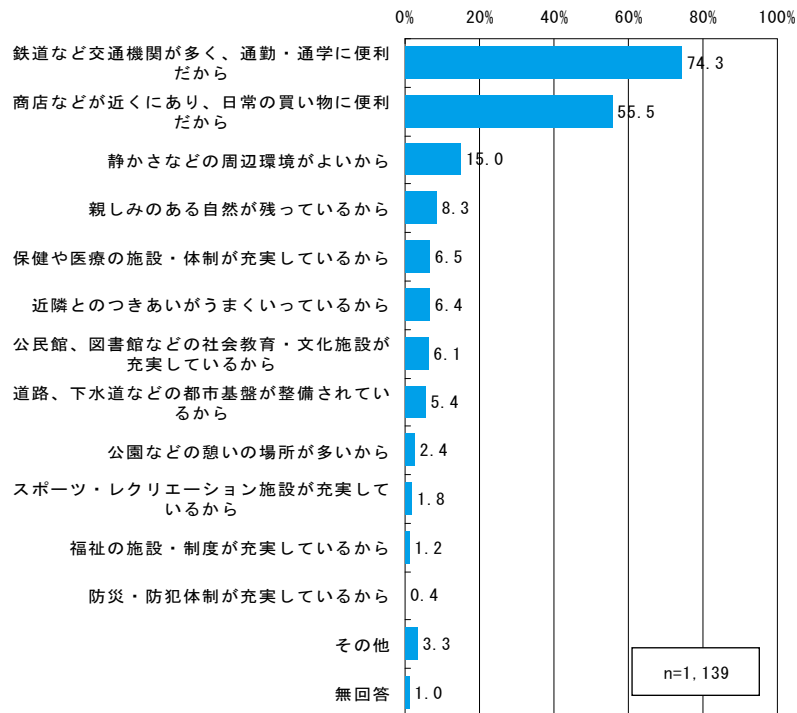
船橋市の住みごこち

○「住みよい」、「まあまあ住みよい」と感じている人の割合は在住期間5年未満の市民では64.4%と低い。



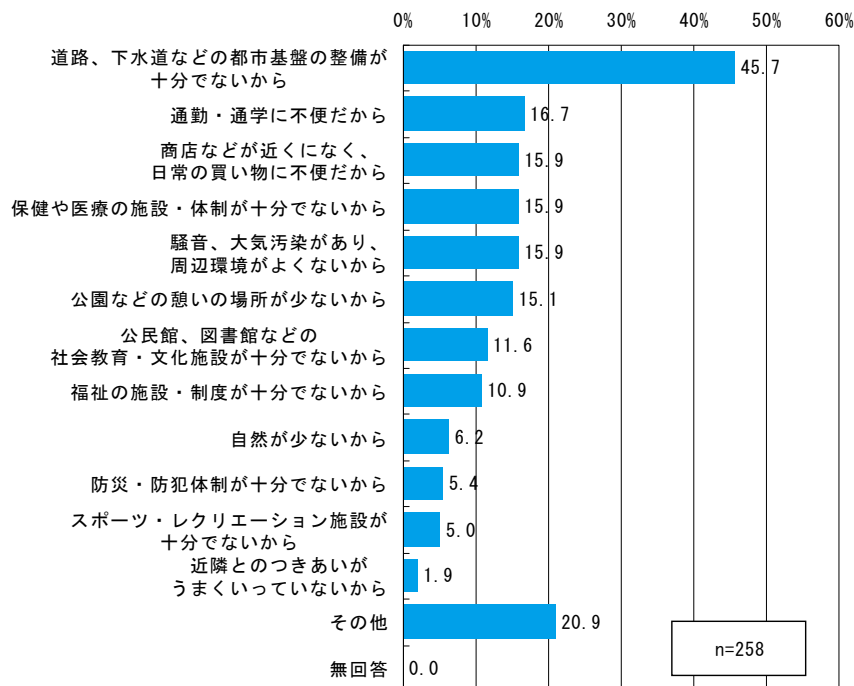
船橋市の住みごこち（居住年数別）

- 「住みよい」「まあまあ住みよい」理由としては、「鉄道など交通機関が多く、通勤・通学に便利だから」が74.3%で最も多く、「福祉の施設・制度が充実しているから」は1.2%、「近隣とのつきあいがうまくいっているから」は6.4%。



船橋市が住みよい理由

- 「住みにくい」「あまり住みよくない」理由としては、「道路、下水道などの都市基盤の整備が十分でないから」が45.7%で最も多く、「福祉の施設・制度が十分でないから」は10.9%、「近隣とのつきあいがうまくいっていないから」は1.9%

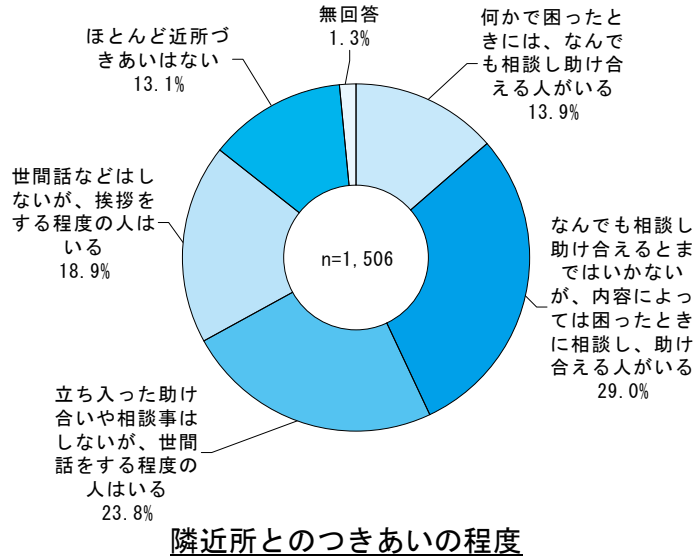


船橋市が住みにくい理由

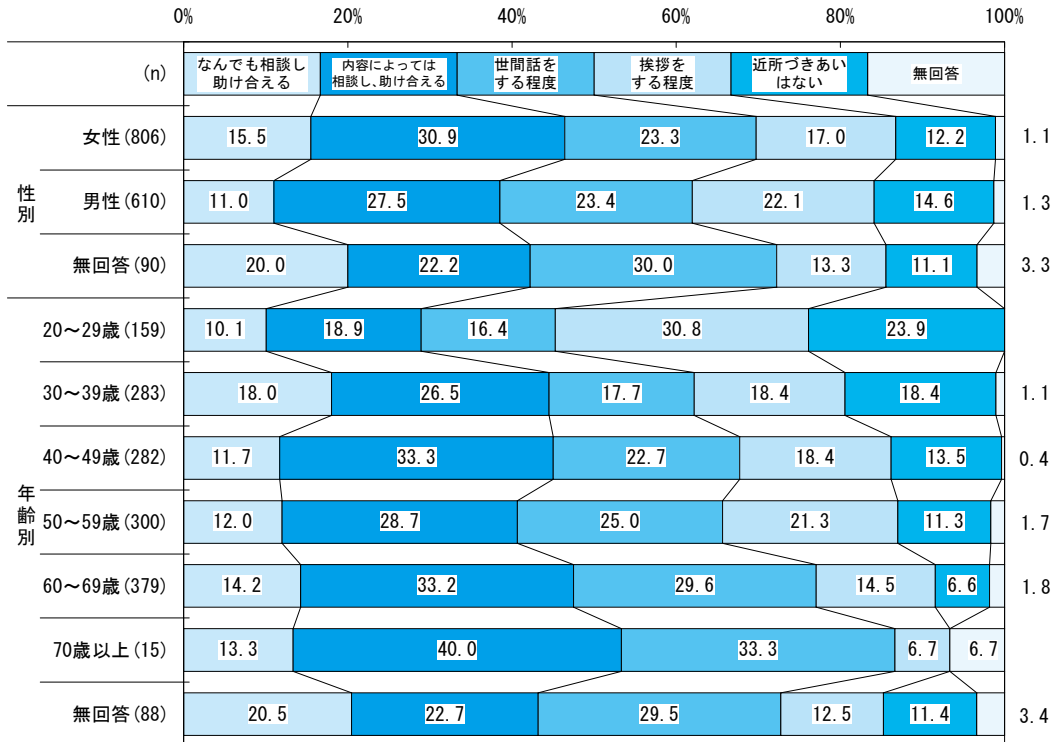
(2) 地域との関わり合いの評価

〔隣近所とのつきあいの親密度〕

○「なんでも相談し助け合える」13.9%、「内容によっては相談し、助け合える」29.0%、「世間話をする程度」23.8%、「挨拶をする程度」18.9%、「近所づきあいはない」13.1%。

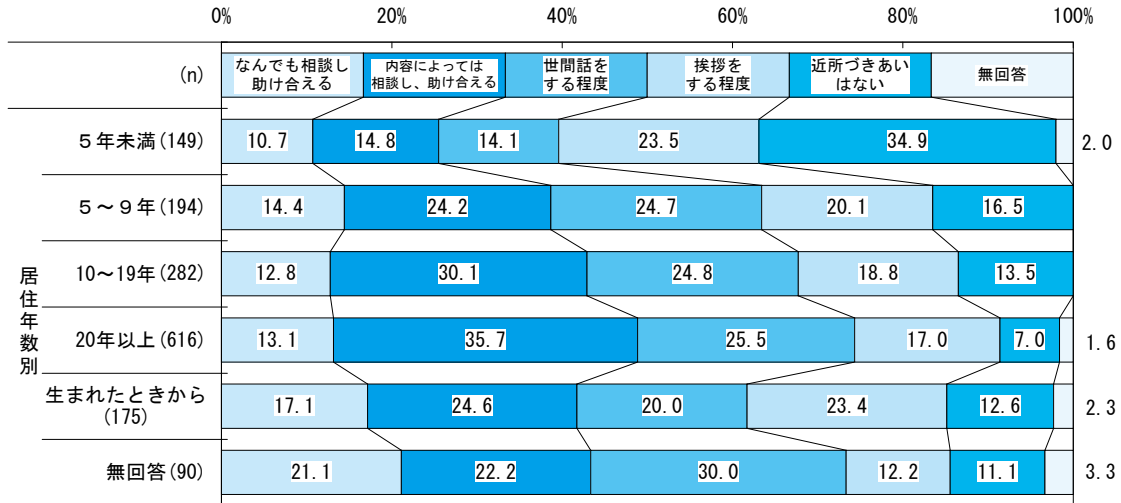


○男性よりも女性、若年者よりも高齢者が、近所づきあいが親密な傾向がある。



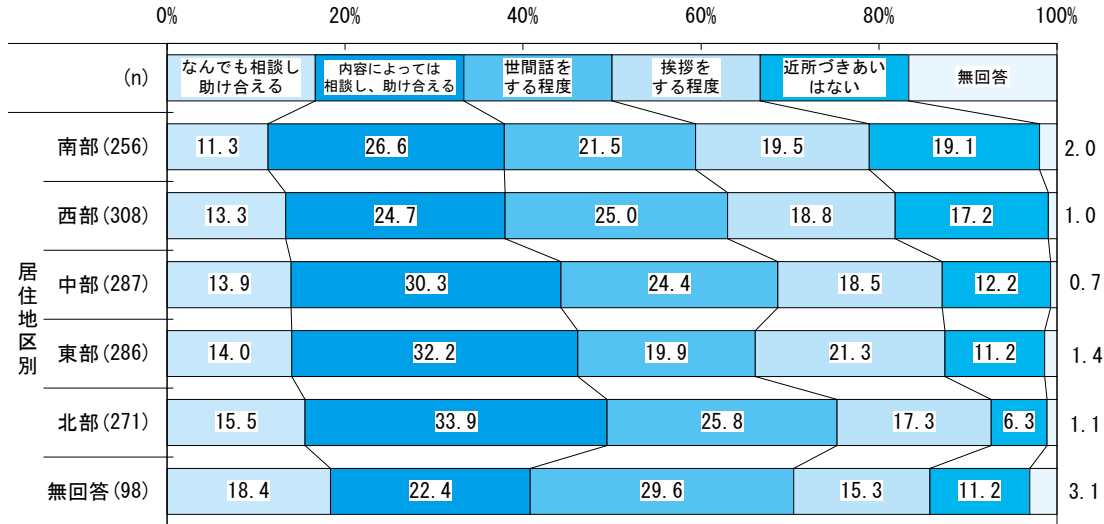
隣近所とのつきあいの程度 (性別/年齢別)

○在住期間5年未満の市民では「近所づきあいはない」が34.9%を占める。



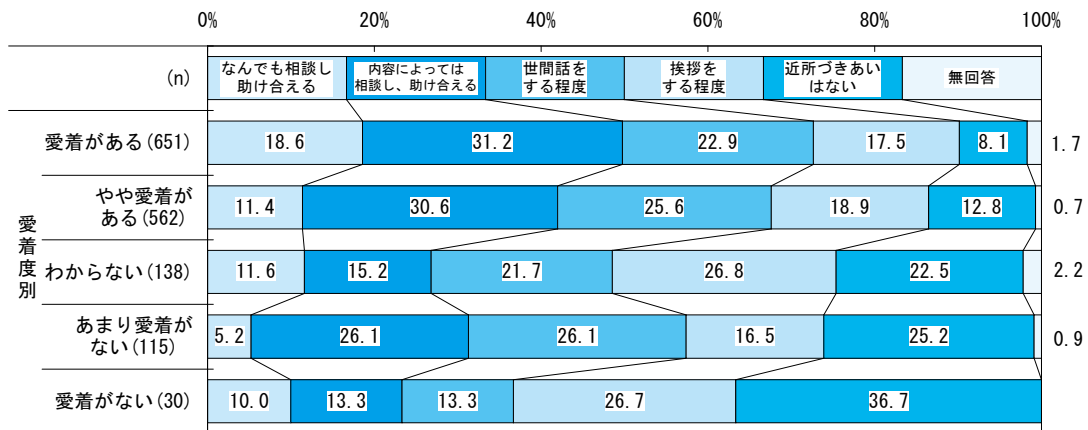
隣近所とのつきあいの程度（居住年数別）

○南部地区、西部地区で「近所づきあいはない」がやや高め。



隣近所とのつきあいの程度（居住地区別）

○愛着度が高いほど近所づきあいも親密である。

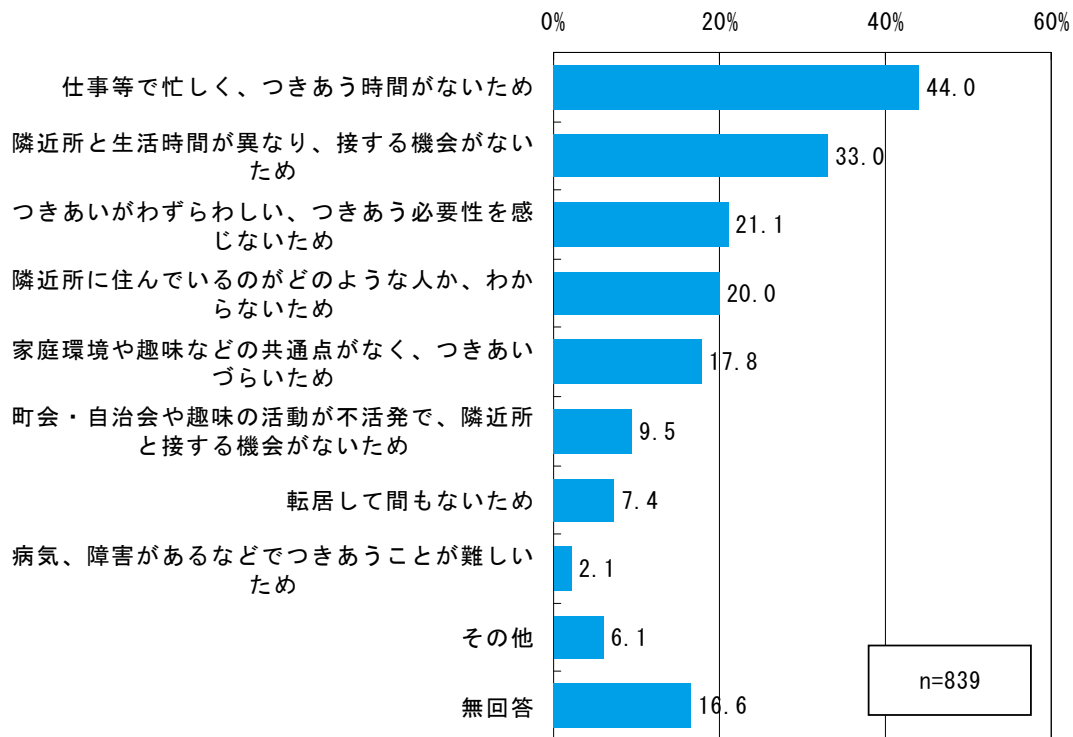


隣近所とのつきあいの程度（愛着度別）

〔隣近所との（相談し助け合える）つきあいが無い理由〕

（隣近所とのつきあいの親密度で「3. 立ち入った助け合いや相談事はしない、世間話をする程度の人はいる」「4. 世間話などはしない、挨拶をする程度の人はいる」「5. ほとんど近所づきあいはない」と回答の方が対象）

- 「仕事が忙しく時間がない」44.0%、「生活時間が異なり、接する機会がない」33.0%、「つきあいがわずらわしく、つきあう必要性を感じない」21.1%、「隣近所に住んでいるのがどのような人か、わからない」20.0%、「共通点がなく、つきあいづらい」17.8%、「町会・自治会や趣味の活動などが不活発で、接する機会がない」9.5%、「転居して間もない」7.4%、「病気、障害があるなどでつきあうことが難しい」2.1%。

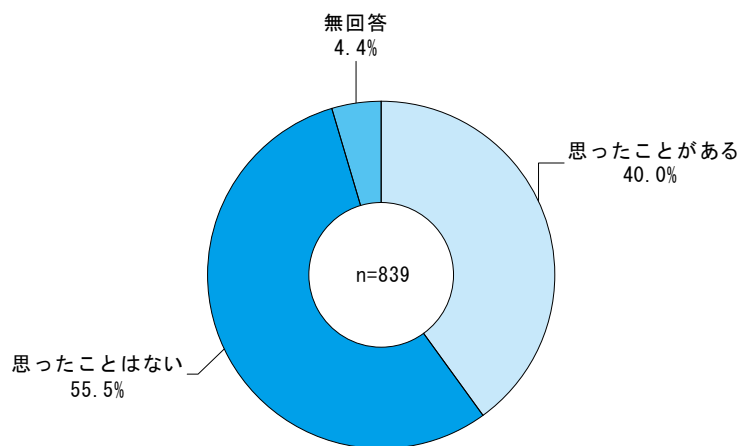


つきあいのない理由

【隣近所で助け合える人の必要性】

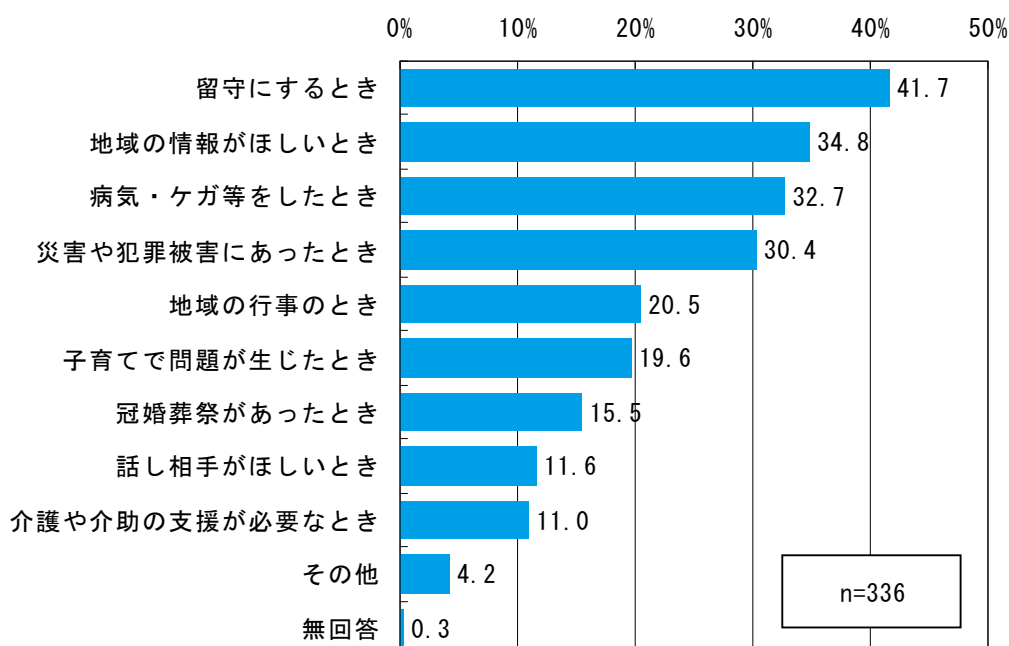
(隣近所とのつきあいの親密度で「3. 立ち入った助け合いや相談事はしない
が、世間話をする程度の人はいる」「4. 世間話などはしないが、挨拶をする
程度の人はいる」「5. ほとんど近所づきあいはない」と回答の方が対象)

○「必要と思ったことがある」40.0%、「必要と思ったことはない」55.5%。



隣近所で助け合える人の必要性

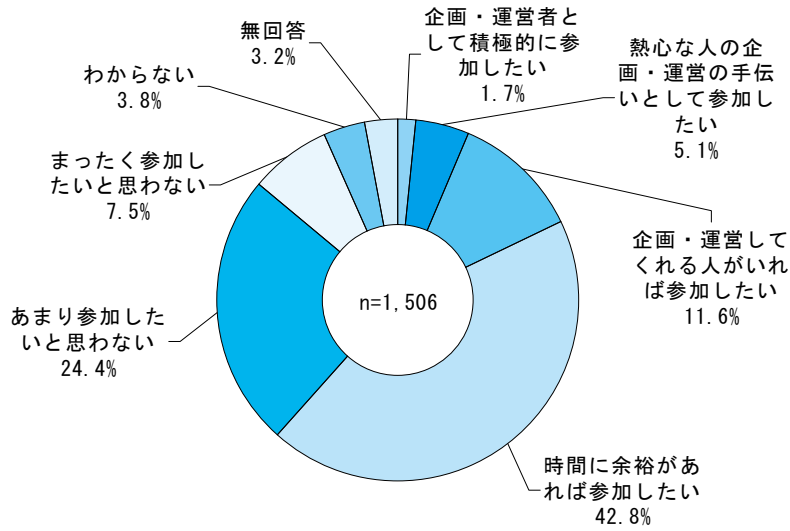
○助け合える人が必要と思ったケースについては「留守にするとき」41.7%、「地域の情報がほしいとき」34.8%、「病気・ケガ等をしたとき」32.7%、「災害や犯罪被害にあったとき」30.4%。



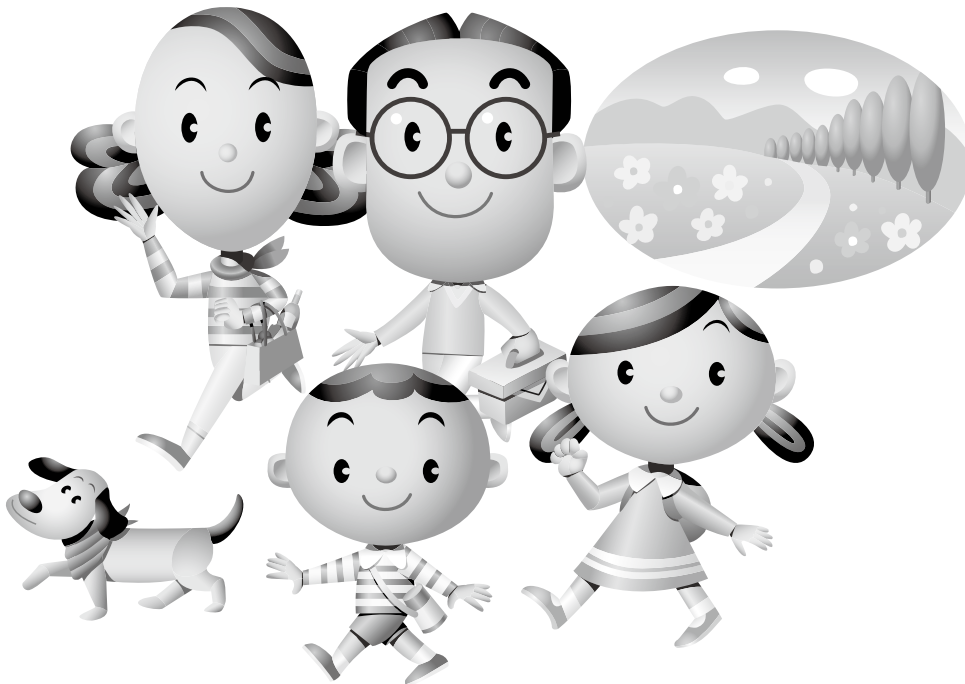
助け合える人が欲しいと思ったとき

〔隣近所での活動への参加意向〕

○「積極的に参加したい」1.7%、「熱心な人の手伝いとして」5.1%、「企画・運営する人がいれば」11.6%、「時間に余裕があれば」42.8%、「あまり参加したいと思わない」24.4%、「まったく参加したいと思わない」7.5%。



隣近所での活動への参加意向



2. 進捗状況を踏まえた今後の課題

平成17年に策定した「地域福祉計画」では、めざすべき地域福祉・地域社会の構築には、転入者が多いことなどの船橋市の都市特性を背景とする近所づきあいの希薄化が問題であるとの認識から、「助け合いが可能となる緊密な人間関係」を築くためのステップとして、地域の人と「知り合う」こと、そして「共に楽しみ・遊ぶ」ことができる人間関係づくりに向け「コミュニケーション船橋の創出」をメインテーマとして設定しました。

そうした観点から、隣近所とのつきあいの親密度を向上させていくことこそが「地域福祉計画」に描かれた人間関係の深化を進め、理想とする地域福祉・地域社会を構築していくための指標として捉えておく必要があります。

「困ったときには助け合う」というレベルの近所づきあいをしている市民は42.9%で、船橋市のような都市特性の中では決して低い数字ではないかも知れませんが、より多くの市民が困ったときには助け合える人間関係、地域社会を築くことは地域福祉の目標でもあります。

一方で、「近所づきあいはない」と回答した市民13.1%を含め、「立ち入った助け合いや相談事はしないが、世間話をする程度の人はいる」、「世間話などはしないが、挨拶をする程度の人はいる」と回答した、いわゆる「相談し助け合えるつきあいがない」市民が55.8%を占めています。人間関係が希薄になってしまった市民一人ひとりの心の絆を再び結びつけ、強めていくための第一段階として、「地域福祉計画」でめざした「同じ地域に住む市民同士が、お互いに知り合い、話し合う」ことのできる人間関係が築けた地域に到達しているとはまだ言い難い状況のようです。

したがって、今後もこの第一段階「同じ地域に住む市民同士が、お互いに知り合い、話し合う」ことのできる人間関係を築くことができる地域としていくことを、地域福祉を推進していく上での最重要課題として捉え、重点的に取り組んでいく必要があります。

特に、つきあいがない理由の中で「つきあいがわずらわしく、つきあう必要性を感じない」21.0%、「隣近所に住んでいるのがどのような人か、わからない」20.0%、「共通点がなく、つきあいづらい」17.8%、「町会・自治会や趣味の活動などが不活発で、接する機会がない」9.5%と回答した市民については、お互いを「知り合う」機会や場を創出していくことが重要と考えられます。

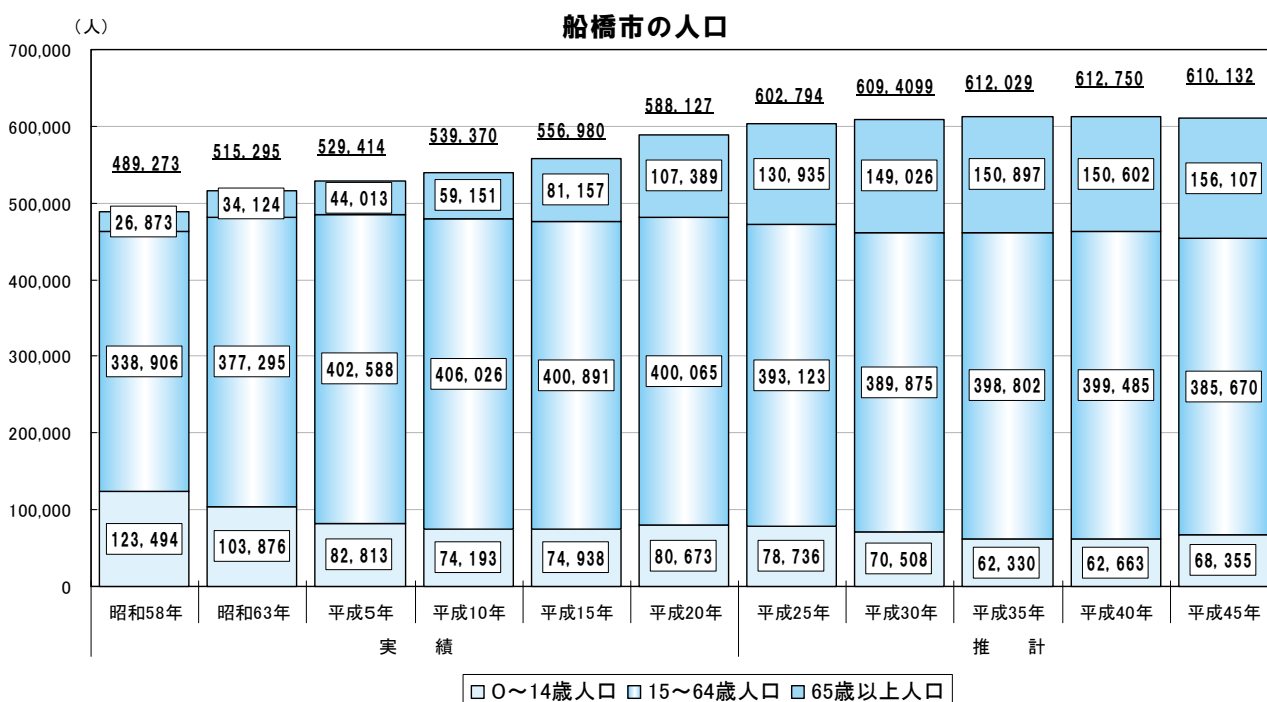
第3章 めざすべき地域福祉の姿

1 船橋市の将来人口と財政状況

1. 船橋市の将来人口

船橋市の人口は、平成20年の588,127人から5年後の平成25年には602,794人程度に増加するものと見込んでいます。

年齢階層別にみると、同期間に年少人口（0～14歳）が80,673人（13.7%）から78,736人（13.1%）程度へと約2,000人減少する一方で、高齢人口（65歳以上）は107,389人（18.3%）から130,935人（21.7%）へと23,000人以上増加するものと見込んでいます。

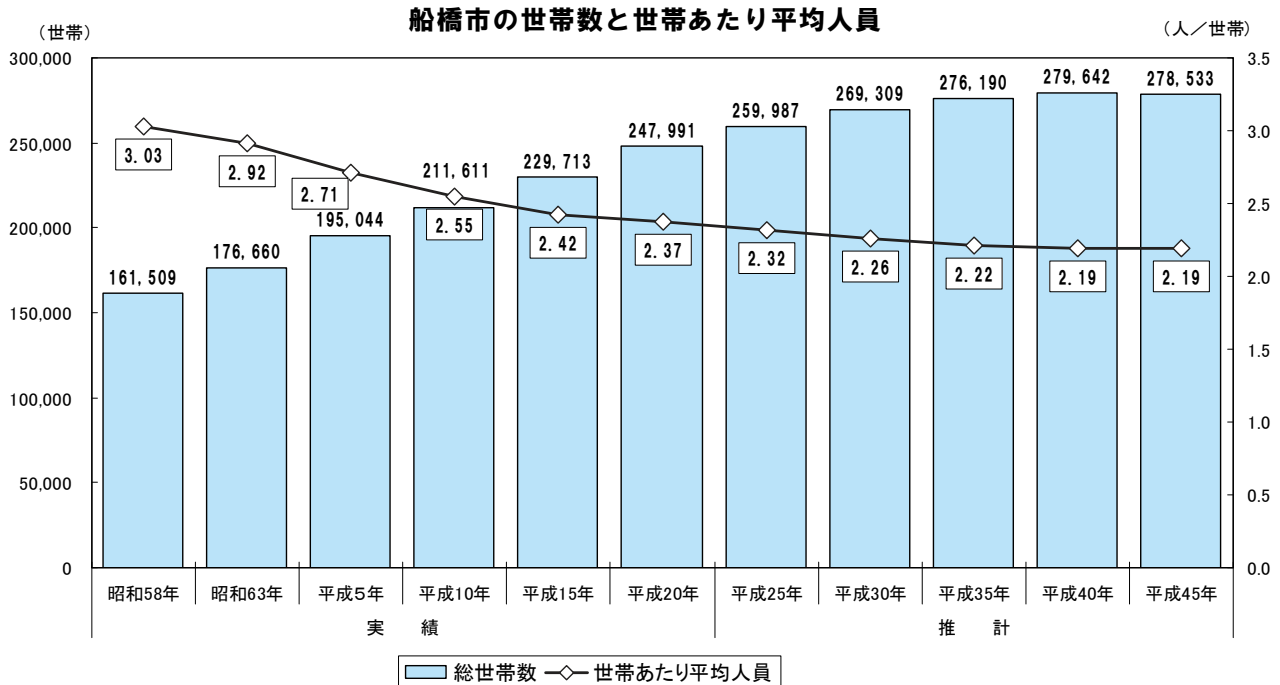


	実績						推計				
	昭和58年	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	平成35年	平成40年	平成45年
総人口	489,273	515,295	529,414	539,370	556,986	588,127	602,794	609,409	612,029	612,750	610,132
0～14歳人口	123,494	103,876	82,813	74,193	74,938	80,673	78,736	70,508	62,330	62,663	68,355
15～64歳人口	338,906	377,295	402,588	406,026	400,891	400,065	393,123	389,875	398,802	399,485	385,670
65歳以上人口	26,873	34,124	44,013	59,151	81,157	107,389	130,935	149,026	150,897	150,602	156,107
構成比											
0～14歳人口	25.2%	20.2%	15.6%	13.8%	13.5%	13.7%	13.1%	11.6%	10.2%	10.2%	11.2%
15～64歳人口	69.3%	73.2%	76.0%	75.3%	72.0%	68.0%	65.2%	64.0%	65.2%	65.2%	63.2%
65歳以上人口	5.5%	6.6%	8.3%	11.0%	14.6%	18.3%	21.7%	24.5%	24.7%	24.6%	25.6%
総世帯数	161,509	176,660	195,044	211,611	229,713	247,991	259,987	269,309	276,190	279,642	278,533
世帯あたり平均人員	3.03	2.92	2.71	2.55	2.42	2.37	2.32	2.26	2.22	2.19	2.19

※常住人口（各年4月1日時点）をベースにした予測（企画調整課）

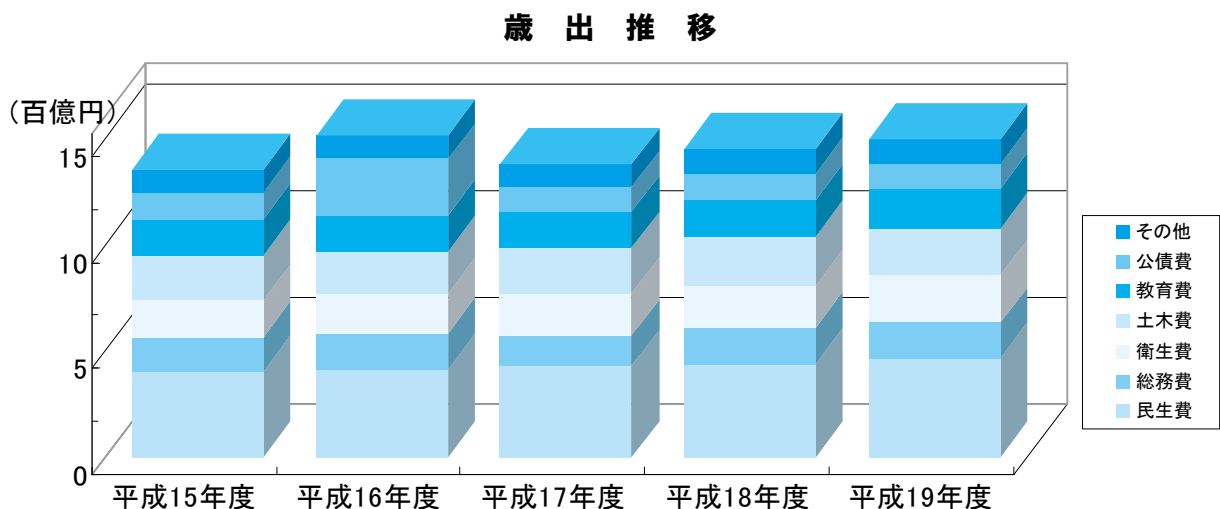
世帯数については、平成 20 年の 247,991 世帯から 5 年後の平成 25 年には 259,987 世帯程度に増加するものと見込んでいます。

この間の世帯あたりの平均人員については、今後も核家族化が進展し、2.37 人／世帯から 2.32 人／世帯へと減少するものと見込んでいます。



2. 船橋市の財政状況

財政状況として歳出についてみると、平成 17 年度以降は毎年増加しており、平成 19 年度で 14.9 百億円程度の規模となっています。この中で福祉関係に係る民生費が 462.4 億と最も多く、その割合は 31.0% となっており、約 3 分の 1 を占めています。



2 ふなばし地域福祉の5原則

地域福祉計画の理念と目標の実現に向けた取り組みを進めていく上での指針となる基本的な考え方について、私たちは「ふなばし地域福祉の5原則」として次のように定めます。

ふなばし地域福祉の5原則

- 原則1 地域の視点で考える
- 原則2 一人ひとりが役割を持つ
- 原則3 楽しみながら活動する
- 原則4 チャリティの心を大切にする
- 原則5 最期は真心の輪の中で迎える

原則1 地域の視点で考える

船橋市は、高齢者、障害者、子育て支援という福祉施策ばかりでなく、まちづくりや生涯学習といった施策も含めて、地域の視点から横断的な施策の展開ができる仕組みづくりを進めます。

また、船橋市民は、地域の中に困っている人がいたら、「まずは地域で助ける」という発想を大切にします。

原則2 一人ひとりが役割を持つ

住み慣れた地域の中で、最期まで生き生きと自分らしく暮らすためには、安心と安全が確保されているだけでは不十分であり、本当の生きがいは「自分は誰かに必要とされている」という実感から生まれてきます。

一人ひとりが真の生きがいを持って暮らせるよう、船橋市民は、憲法に謳われている「教育」、「勤労」、「納税」という全ての国民が責任をもって果たすべき役割に「地域への貢献」を加えて、誰もが地域の中でその人に相応しい役割を持つよう努めます。

原則3 楽しみながら活動する

たとえ地域福祉に役立つことであっても、義務感から仕方なく行う活動は、長い目で見た場合には、かえってその活動を衰退させてしまうことにつながります。

楽しく行う活動には、自然と人の輪ができ、予想を超えて広がっていくものであることから、一人ひとりが楽しみながら活動できる地域づくりを進めます。

原則4 チャリティの心を大切にす

近年、さまざまなチャリティイベントが各地で開催されるようになってきており、大規模なイベントには多額な寄付が寄せられ大きな成果を生んでいます。広く市民活動を支えるまでには至っておらず、一層の活性化が求められています。

こうした人々の優しい心から寄せられた善意のお金で行われる様々な事業は、行政が税金で行う福祉事業とは比較にならないほど多くの人々の心を捉え、感動とともに一人ひとりの参加意識を呼び覚ます力を持っていることから、チャリティの心を育み新たな「寄付文化¹⁴」の創造をめざします。

原則5 最期は真心の輪の中で迎える

人は誰もが老いによって体力が衰え、心細い時期を迎えますが、この時期に何を頼りに生きればよいのでしょうか。

もちろん、一番頼りになるのは家族ですが、少子化や核家族化の進行によって家族を頼りにできない人も増えています。

また、お金を頼りに生きることも可能ですが、お金を仲立ちとした人間関係では暖かさが足りません。

しかしながら、若い時期から地域を思って誰かの役にたち、楽しく活動してきた方の周りには、真心で結ばれた人の輪ができているはずで

です。
船橋市は、誰もが真心の輪の中で最期のときを迎えられる地域づくりを推進します。

¹⁴ 一人ひとりの生活の中に、寄付をする行為が自然にとけ込んでいて、寄付によって様々な市民活動が支えられる社会的な風土。

3 計画のメインテーマと4つの柱

1. メインテーマ

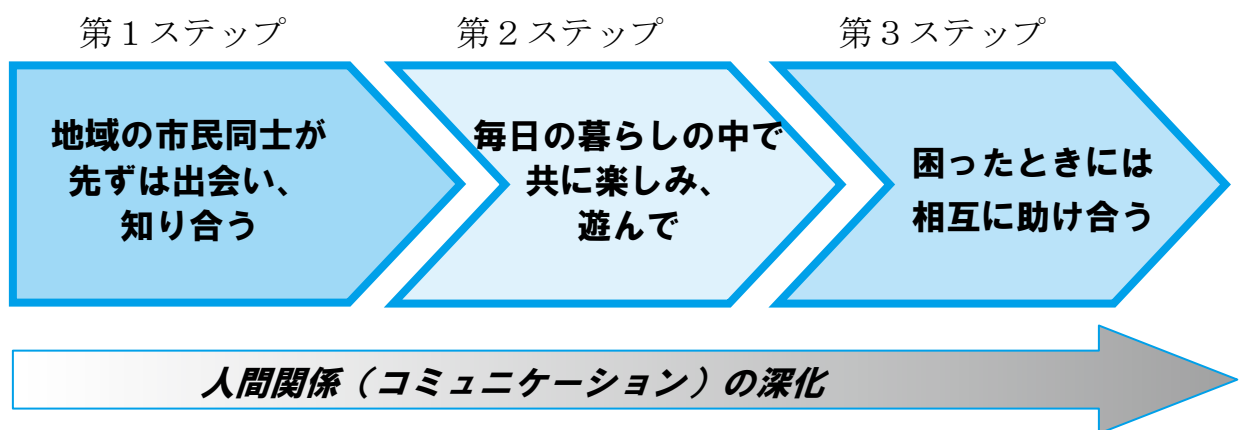
平成 17 年策定の「地域福祉計画」においては、「コミュニケーション船橋の創出」をメインテーマに、地域における人間関係を深めて行くための仕組みづくりに取り組んできました。

しかしながら、「市民意識調査」結果等から、私たちの目指す地域福祉・地域社会における親しみと助け合いの人間関係の構築にはまだ道半ばといった状況です。

よって、今期の計画においても、これまでのメインテーマを踏襲することとし、市民の地域参加を進めていくための第一歩として、コミュニケーションが希薄になってしまっていることから、孤立している人たちを生み出している現状を改善し、市民相互のコミュニケーションが活性化することをめざし、地域の人と人との出会い、知り合い、人間関係を深めていけるような仕組みづくりを進めます。

メインテーマ
平成 22~26 年度

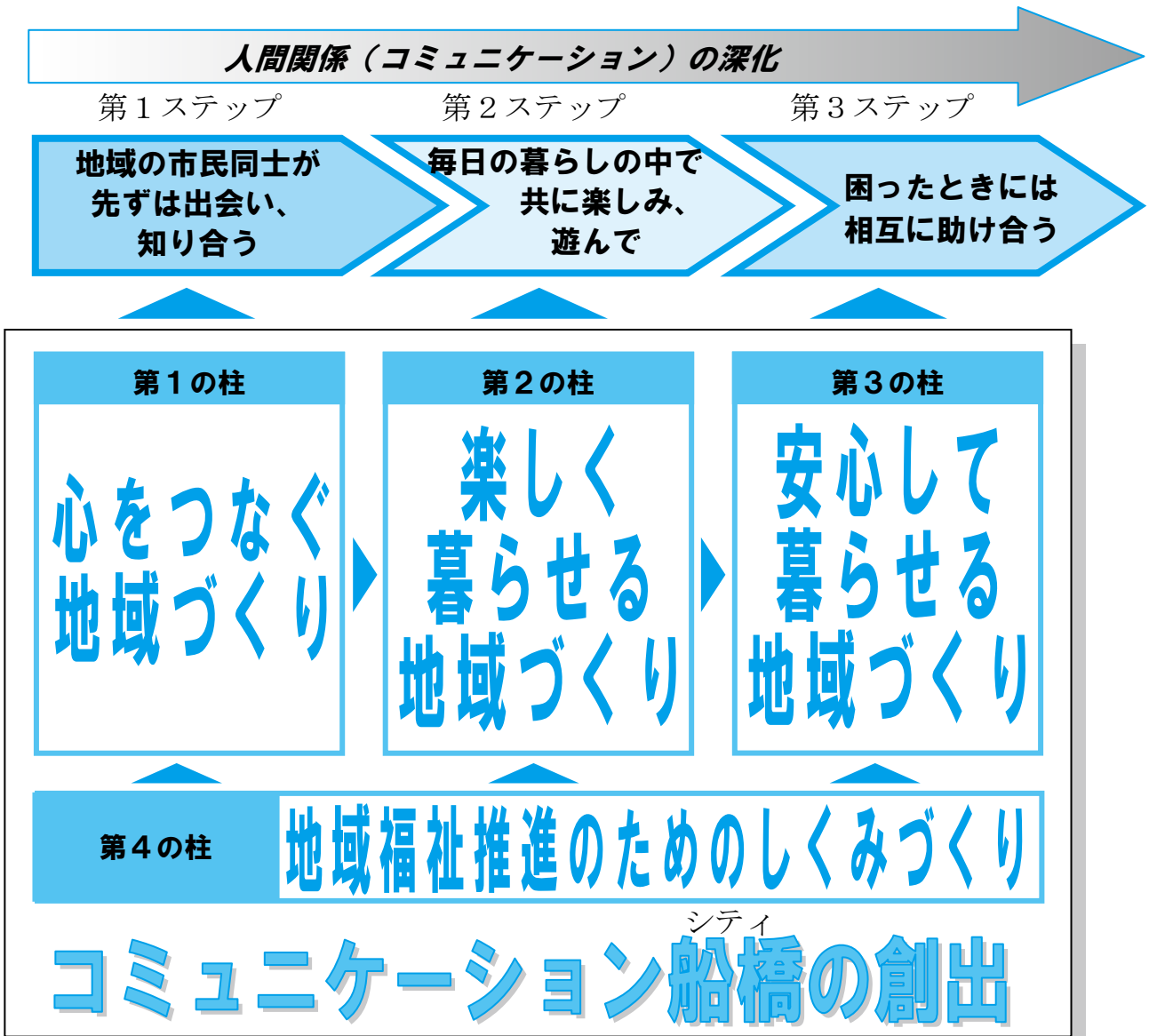
シティ
コミュニケーション船橋の創出



2. 4つの柱

地域福祉を推進していくための基本的な方向性として、4つの柱を設定します。

4つの柱のうち、3つの柱については、メインテーマを踏まえ人間関係（コミュニケーション）が深くなる過程に対応した柱とします。また、もう1つの柱は、3つの柱に基づく取り組みをより効果的で実効性のあるものとして、推進していくための仕組みづくりに関する方向性と取り組みを示すものです。



4 地域福祉計画の施策体系

コミュニケーション^{シティ}船橋の創出

計画の4本柱 (大項目)	中項目	小項目
心をつなぐ 地域づくり ★先ずは知り合い	人と人がふれあう 環境の創造	福祉に対する意識の変革
		ボランティア意識の啓発
		家庭・学校・社会教育での福祉活動の充実
	心をつなぐ 仕組みづくり	出合いの仕組みづくり
		地域情報の発信・交換
	地域交流事業の推進	世代間交流の活性化
立場を超えた交流の活性化		
地域交流イベントの支援		
楽しく暮らせる 地域づくり ★共に楽しみ・遊んで	生きがいの創造	生涯学習の推進
		サークル活動の支援
		起業・就業の支援
		動物と共生できるまちづくり
	健康づくり	健康日本21への取り組み
移動の自由の確保	ユニバーサルデザインによるまちづくり	
	移動手段の確保	
安心して暮らせる 地域づくり ★困ったときには助け合う	必要なサービスの確保	社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実・強化
		市民活動・組織の活性化
		優良な事業者の育成
		地域医療体制の充実
		日常における防犯体制の充実
		災害時における要援護者支援体制の充実
		ホームレス対策の推進
	福祉の個別計画の推進	
	既存組織のネットワー ク化	連携・協力体制の確立
		保健と福祉の総合相談窓口の整備
サービス受給者の 人権擁護	個人情報保護と情報の共有化	
	権利擁護の推進と見守り体制の充実	
地域福祉推進の ための仕組みづくり ☆活気と温もりのある地域を 目指して	地域福祉を推進する 総合的な 仕組みづくり	地域資源の有効活用
		福祉人材の育成とネットワーク化
		地域福祉推進協働システムの構築
	計画の進捗管理・評価 の仕組みづくり	進捗管理と評価の方法
		進捗管理・評価の体制づくり

5 重点プロジェクト

事業進捗評価、市民評価、メインテーマを踏まえる中で、今後5年間に重点的に取り組むべき施策について、次の2つを重点プロジェクトとして設定します。

重点プロジェクト1

災害時要援護者支援プロジェクト

⇒ [第6章] 災害時における要援護者支援体制の充実

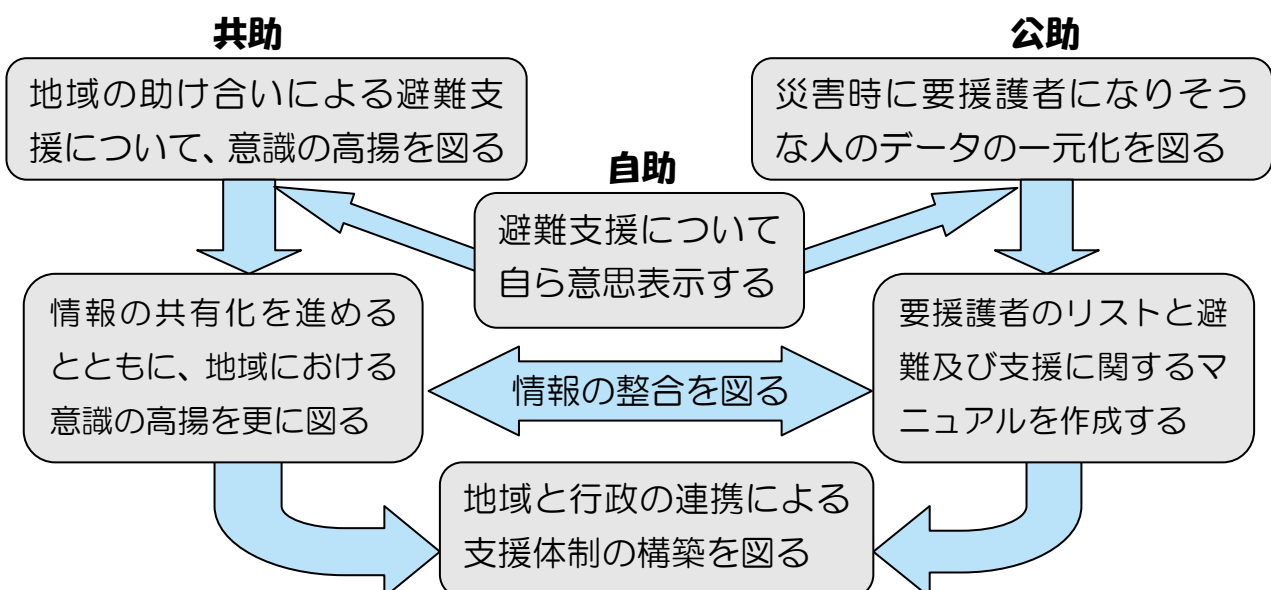
大規模な災害時に、もっとも被害を被りやすいのは目の見えない方、耳の聞こえない方などの障害者や寝たきりの高齢者の方です。

こうした災害時に援護を必要とされる方（災害時要援護者）を地域で見守り、支援する体制・仕組みを作るには、普段から住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域のつながりやネットワークを作っていくことが前提となります。

また、本プロジェクトにおける地域住民との協働による支援体制づくり等の過程を通じて、自助・共助・公助が織りなす助け合いの和（輪）＝共助社会が広がるとともに、地域における助け合いの中で新たな出会いが生まれ、さらには親交が深まることを期待します。

そうした意味において、本プロジェクトは重点プロジェクトであるとともに、本計画のメインテーマの実現に向けた先導（リーディング）プロジェクトでもあります。

災害時要援護者支援の役割分担



重点プロジェクト2

相談窓口のワンストップ化プロジェクト

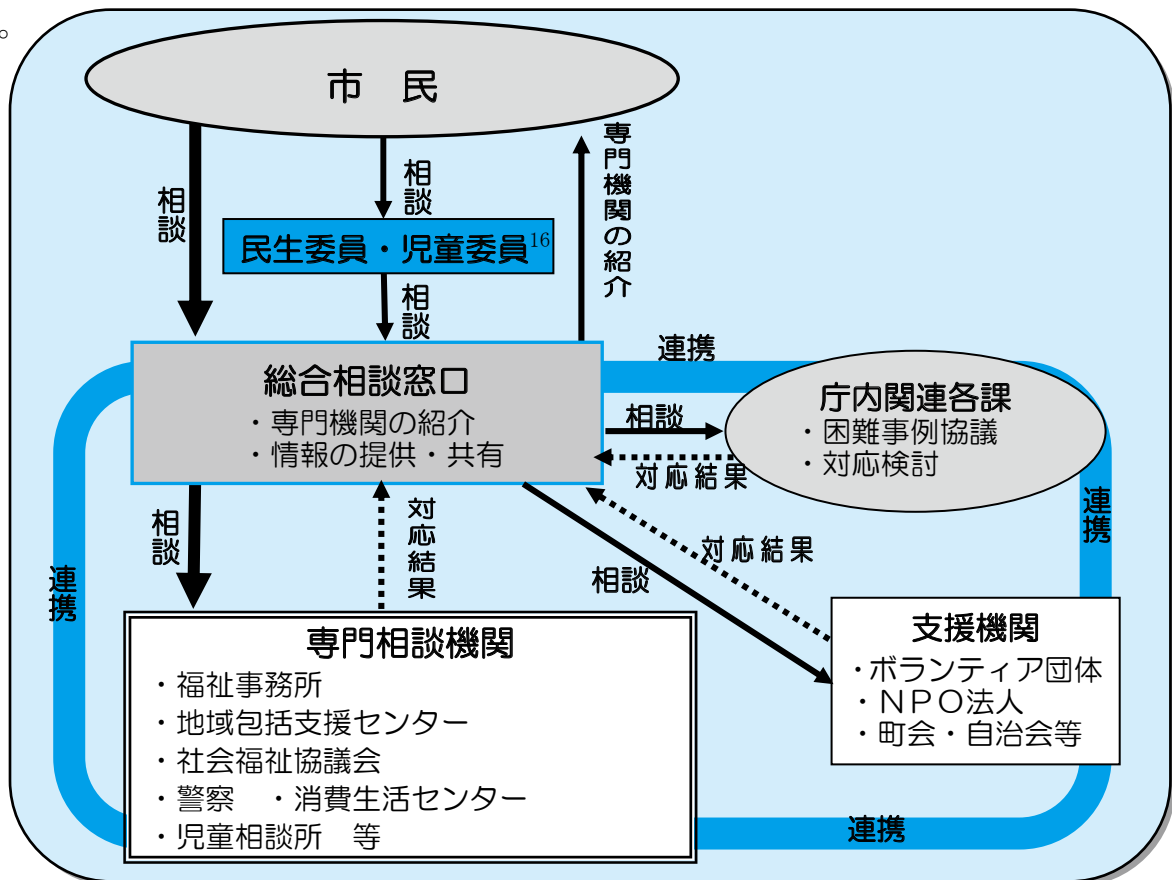
→ 【第6章】保健と福祉の総合相談窓口の整備

福祉ニーズの多様化・専門化が進む中で、福祉等に関する相談窓口についても、その専門性等に配慮した多様な窓口の整備を進めてきました。

こうした窓口体制整備により、市民のニーズに、より専門的に対応することができるようになってきた反面、市民自らがどの窓口相談すべきなのか、判断に迷うケースも発生するなど、総合的な窓口へのニーズが高まっています。

現在では高齢者の総合相談窓口として**地域包括支援センター**¹⁵がありますが、今後は、児童や障害者までもを含めた総合的な相談窓口機能を整備するなど、現状の専門性のある窓口機能・体制をできるだけ活かしながら、市民が利用しやすい相談窓口の整備を進めます。

また、専門機関等の関係機関へ相談をつないだ場合等の対応結果を総合相談窓口へフィードバックする仕組みづくりにより、相談者がどのような対応により解決策をとったのかという情報を共有し、今後の相談体制の整備につなげていきます。



¹⁵ 介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である。

¹⁶ 地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らし高齢者や障害者等への訪問・相談等、住民が安心して暮らせるよう支援を行うため、厚生労働大臣から委嘱を受けた制度ボランティア。

第4章 心をつなぐ地域づくり

1. 福祉に対する意識の変革

現況と課題

多くの人々の「福祉」という言葉のイメージの中には、「行政などのサービスが必要としている高齢者や障害者などの困っている人たちのもの。自分には無関係」という意識がまだ多いように思われます。

また、近年は生活スタイルが、便利さを求めることやプライバシーを確保することを重視する方向へと変化してきています。さらには集団よりも個人を重視する価値観が次第に強まってきたことで、人間関係が希薄になり、他人を思いやる心が薄れ、市民の地域社会に対する関心や連帯感も薄れつつあります。

しかしながら地域福祉の考え方は、「全ての市民が福祉の担い手であり同時に受け手でもある」という認識の上に成り立っています。そのため、地域福祉の推進には福祉に対する意識を「他人任せの福祉」から「自らが携わる福祉」へと変革していくことが必要となります。

そして、船橋市に暮らす住民一人ひとりが地域に対して関心をもち、地域における生活課題が自分の課題であると考えてもらうことが、地域福祉を推進する第一歩となってきます。

施策の方向

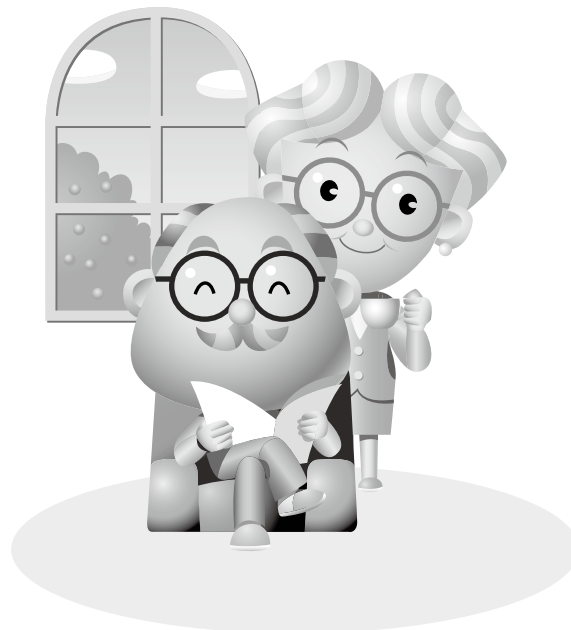
地域に暮らす市民一人ひとりが地域に目を向けてもらい、地域で何ができるのかを考え、認識することができるようにするため、講座、講演会等の機会を増やします。

また、既に地域で活動しているサークル、団体等のリーダーに働きかけることで、メンバーに地域福祉の考え方を啓発し、福祉に対しての意識の変革を図ります。

なお、意識の変革は行政の職員にも必要であることから、行政としても職員の意識変革に取り組んでいきます。さらに行政の役割として、総合的でわかりやすい施策を展開し、周知していきます。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉に対して興味・関心を持ち、福祉に関するイベントに積極的に参加するとともにボランティア活動にも関心を持つ ○地域の一員として自らの持つ知識・技術を活用し、地域に貢献する役割を認識する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民を対象に福祉学習の機会を設ける ○地域の先輩の話を聞く場を設ける ○地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努める ○地域福祉という考え方を身近に感じられるような地域に密着した福祉活動を展開する ○地域の既存団体の組織運営に関する意識変革に取り組む ○地域で活動しているサークルのリーダーを巻き込みメンバーの意識変革に努める ○福祉関係施設利用者及び関係者の意識変革に取り組む ○地域の各種既存団体が共に地域福祉に対する意識変革に取り組む
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の視点から総合的でわかりやすい施策を展開する (全課) ○市民を対象に福祉学習の機会を設ける (社会教育課、健康福祉局) ○市民便利帳や対象者ごとの手引き・ガイドを活用し、福祉に関するわかりやすい情報の提供をする (健康福祉局) ○職員の福祉に関する意識変革に取り組む (人材育成室、福祉サービス部、子育て支援部)



2. ボランティア意識の啓発

現況と課題

地域活動、ボランティア活動などに対する市民の参加意識を啓発することは、地域福祉を推進する上で大変重要なことですが、地域に無関心な人、地域とのつながりを拒否する人などの意識を変えることはたいへん難しい課題です。

また、市民意識調査の結果を見ても、隣近所のつきあいがあまり親密で無い方々のうち、55.5%が「隣近所で助け合える人がいなくてもよい」と回答しているなど、隣近所などの地域における人間関係や助け合いの意識は希薄になってきており、さらに、核家族化の進展などにより家族の機能も脆弱になってきている様子が伺えます。

しかしながら、人々の様々な生活課題を解決していくには、人々の意識変革に加え、地域において自発的に課題を解決しようとする力の向上が必要であることから、地域のつながり・ネットワークの構築が重要となります。地域のネットワークを構築していくには地域ぐるみでの福祉活動やボランティア活動などがきっかけになると考えられることから、まずはそういった活動に誰もが気軽に参加できる、ということが重要です。

さらには、ボランティアをやってみたいという気持ちがあっても、実際のボランティア活動につながっていない人たちも多いと考えられることから、どんなボランティア活動が必要とされているのか、どんなボランティア活動があるのかなど、ボランティア活動について十分な情報の提供をすることも必要です。

施策の方向

地域活動やボランティアを身近に感じ、気軽に参加できるよう、地域の身近な場所でボランティアについての学習・活動ができる機会を設けるとともに、さまざまな機会を捉えてボランティア情報の提供を行います。

また、地域におけるボランティアニーズの把握に努め、ボランティア団体などとのコーディネート機能の効率化、強化を図ります。

さらにNPO、ボランティア活動への参加意識を啓発するとともに、NPO、ボランティア活動の立ち上げ、活動を支援します。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や行政が開催するボランティア学習の場などへ積極的に参加する ○日常生活の中で地域活動やボランティアに関心を持つ ○新しい地域活動やボランティアの項目を提案する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会の掲示板を活用してボランティア情報を提供する ○ボランティアニーズの把握に努める ○ボランティアに関する提案を受け止める仕組みづくりを進める ○市社協のボランティアセンター¹⁷などのボランティア活動に関する案内窓口を周知する ○地域住民に対するボランティア学習の機会を設ける ○個人の知識・経験・専門的技術等を活かすことができ気軽に参加できる機会を設ける ○福祉施設によるボランティア講習会を開催する ○NPO・ボランティア団体の立ち上げ・運営についてのノウハウを提供する ○有償ボランティア制度¹⁸について研究を進める ○ボランティア登録データの一元化を図る ○ボランティア保険等を充実させるなど安心して活動できる体制づくりを整備する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO・ボランティア活動への参加意識の啓発を図る (市民協働課、自治振興課、地域福祉課) ○NPO・ボランティア団体の立ち上げを支援する (市民協働課、自治振興課、地域福祉課) ○NPO・ボランティア活動に関する情報の提供を行う (市民協働課、自治振興課、地域福祉課) ○職員のボランティア意識の啓発を図る (人材育成室、健康福祉局)

¹⁷ 船橋市社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する方を登録し、ボランティアを必要とする方とのコーディネートを行っている。

¹⁸ 少額の報酬を伴うボランティア活動のことで、地域通貨や時間預託等とともに普及してきているが、報酬を伴う市民活動は、ボランティア活動ではないとする意見もある。

3. 家庭・学校・社会教育での福祉活動の充実

現況と課題

近年、核家族化が進むだけでなく、結婚しない若者や離婚が増加するなど、個人の生き方や家族との関わり方が多様になり、「自助」の基盤である家族機能が弱くなってきています。

また、「子ども会」などがなくなってきていることで、地域における子どもたちの活動の場や機会だけでなく、集団生活を行う上での規範を学ぶ場が減少しています。さらには、従来は家庭で行われていた躰や生活習慣の形成等が正しく行われぬまま育つ子どもたちも見受けられます。

こうした状況を考えると、他人の個性や気持ちを理解し、ふれあおうとする意識を小さいときから育てることが、とても重要になってきます。

さらには、都市化の進展等に伴い、地域のつながりや助け合いの気持ちが今後さらに希薄になっていくことも懸念されることです。

一方、助け合いの気持ちから生じる寄付、**チャリティ**¹⁹活動について、本市でもまだ一般化しているとは言いがたい状況であることから、市民一人ひとりが幼い頃から他人を思いやる心を育み、自主的・主体的にひとりでも多くの市民が福祉活動に関わっていくことによって、こうしたチャリティ活動を今よりもっと日常的で当たり前のこととしていくことが重要になります。

施策の方向

「他人を思いやることの出来る優しい心」の育成は、挨拶をはじめとする適切な生活習慣を身につけて、日常生活を送ることにより育まれることから、日常生活における家庭での教育が重要になってきます。その家庭教育では親の役割は非常に重要であるため、親に対するサポートも必要となることから、地域全体で子育てをする親と子どもを見守り、支援していく体制づくりを進めます。

また、家庭、学校、社会教育の各段階において「福祉の心」を育むためには、各段階を通しての連携が必要であることから、福祉教育を通じた地域交流の活性化を図ります。

さらに、家庭教育、学校教育、社会教育の情報提供の充実を図るだけでなく、地域の交流が活性化するよう、生涯学習を学ぶ場であるふなばし市民大学校、公民館、出前講座などのプログラムの充実に努めます。

¹⁹ 英国では公益法人やNPO等の民間の公益活動の主体を指して使われるが、我が国では、寄付と同様の意味で使われることが多い。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や行政が開催する福祉学習の機会へ積極的に参加する ○大人は地域の子どもたちの見本になるよう心がける ○隣近所の人への挨拶を心がける ○他人を理解し、ふれあうことを心がける
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちを暖かく見守る地域を創る ○子どもたちが福祉活動に参加する機会を考える ○地域の福祉教育力を高める ○PTAとの連携を図る ○地域資源を活用した福祉教育を実施する ○福祉施設の地域への開放を進める ○社会福祉事業者による地域住民を対象とした福祉教育イベントを実施する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉の心を育むための家庭教育に関する情報及び学習の機会を提 供する (社会教育課) ○福祉体験学習・ふれあい教育を推進する (指導課) ○学校教育や社会教育の場に知識や経験が豊富な高齢者を講師として 登用する (指導課、社会教育課) ○公民館の福祉プログラムの充実を図る (社会教育課) ○ふなばし市民大学校の福祉に関するカリキュラムの充実に努める (社会教育課) ○出前講座の拡充を図る (社会教育課)



1. 出会いの仕組みづくり

現況と課題

相互に助け合いが行われる地域づくりのためには、地域の人を知り、地域に関心を持つこと、そして仲間をつくり、地域に愛着を持つことが大切ですが、市民意識調査等の結果においても近所づきあいは薄くなっている傾向にあります。

また、サラリーマン家庭が多く、転入者が年間2万人に達した昭和40年代中頃から30年以上経過した現在でも転入・転出といった人口の出入りが多く、そのため、船橋を第二の故郷として実感できるような地域への愛着、コミュニティの形成が十分とは言いがたいなど、地域コミュニティの形成が難しい地域も少なくありません。

このような状況の中で、地域における出会いを活性化するためには、何よりも先ず、市民がより多くの時間を地域で過ごせるようなライフスタイルを確立することが大切となるため、地域での生活時間を確保できるような「ワーク・ライフ・バランス²⁰」の推進が重要です。

一方、今後は、団塊の世代が定年を迎え、地域で過ごす時間が増えると考えられ、そうした市民の持つ知識、技術などを活かした様々な活動も、地域づくりに期待されています。

施策の方向

地域の人を知り、地域に関心を持つために、地域の中に気軽に参加できるコミュニケーションの場を設けるとともに、地域の中で地域の人々の交流の中心となる地域コーディネーター²¹を発掘・育成し、市民への周知を図ります。

さらには「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を周知する一方、地域への愛着心が育まれるよう、市民、学校、企業などと連携して魅力あるまちづくりを進めます。

²⁰ 仕事と生活の調和。「ワーク・ライフ・バランス」が実現した社会の姿とは、「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」。

²¹ 公的な制度や地域の人的・物的な資源について幅広い知識を有し、個人、組織、制度等をコーディネートして地域の中でさまざまな課題の解決にあたる人。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方・生き方を考える ○地域で過ごす時間を設けるよう工夫する ○地域や行政が開催するイベントへ積極的に参加する ○愛着の持てる地域づくり・まちづくりに努力する ○地域の交流の輪の中に入る
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域にある施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前講座などによって住民が参加しやすい楽しい場づくりを進める ○地域コーディネーターの発掘・育成に努める ○地域コーディネーターでもある地区社協の事務局員のスキルアップを図り、地域に周知する ○身近な人同士で同じ課題を共有するために小単位の福祉グループ化を検討する ○地区社協がコーディネート機能を受け持つ ○出合いが図れるような様々なプロジェクトチームを立ち上げる ○気軽に参加できる身近な場所でミニデイサービス、ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンなどの充実に努力する ○新米パパ・ママのサポートを行う ○故郷を語る会を開催する ○転入者等の地域デビューの仕組みづくりについて考える ○地域の中に気軽に集える場を作る ○地域に参加する機会の少ない父親同士の交流の場をつくる ○地域通貨の情報を収集・把握する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が参加しやすい楽しい場づくりを行う (イベント所管課) ○総合計画に基づき「住んで良かった」と思える船橋づくりを進める (全課) ○市民参加のまちづくり活動を推進する(市民協働課、まちづくり支援室) ○地域文化の振興や伝統文化の伝承の支援を行う (文化課) ○行きたくなるような魅力ある公共施設になるよう努める (管財課、各施設所管課) ○ワーク・ライフ・バランスに関する情報を収集し、周知する (男女共同参画課、商工振興課) ○職員の働き方に対する意識変革を行う (人材育成室)

2. 地域情報の発信・交換

現況と課題

最近では、公民館や町会自治会の掲示板活用に加え、市民活動サポートセンター²²や「ふなばし市民活動情報ネット²³」、「ふなばし市民活動情報掲示板²⁴」の活用により、NPOやボランティア団体の情報が広く発信されるようになってきていますが、まだ情報を受け取る側が限られてしまう場合もみられます。

地域におけるネットワークが広がっていかない要因として、人と知り合うきっかけとなる地域のイベントなどの情報が、情報を必要としている人に十分に到達・浸透していないことが挙げられます。特に、地域のつながりが薄くなっている中では、人と人とのふれあいを媒介とした口コミによる情報伝達も少なくなっています。

一方で、メールやインターネット等の電子媒体を活用した情報提供も多くなり、さまざまな情報を瞬時に発信できるようになってきていますが、パソコン等の操作を苦手としている人も多く見られます。

このような状況の中で、地域の人と共通の話題・認識を持ち、人と人との心をつなぐためにも、情報が果たす役割は大きく、より多くの人から自ら必要とする情報を積極的に収集するだけでなく、より多くの人に対して情報を発信することを促す必要があります。

そのためには、情報の伝達について手段の多様化を図ったり、内容を魅力的なものにすることなどが不可欠となってきます。

施策の方向

情報の伝達については、既存の紙での情報提供を充実するとともに、メールやインターネットを活用した情報提供に努めることに加え、情報のバリアフリー化を目指し、視覚障害の方や、パソコン等の操作を苦手とする方への対応を行います。

また、情報を一元化できるよう、市民活動サポートセンターや「ふなばし市民活動情報ネット」の更なる充実・活用を図ります。

²² 福祉や文化、環境や国際交流などさまざまな分野で活動するボランティア団体やNPOを支援するために、打合せや会報作り等ができるスペースのほか、活動内容の発信・情報提供なども行うことができる。

²³ 市民活動を実施している人達が、他の市民に自分達の市民活動情報を広く発信できるサイトで、独自のホームページを開設することなく情報を発信できる。

²⁴ 市民活動団体の情報発信をサポートするため、市民活動サポートセンターに掲示される市民活動団体が作成した会員募集情報やイベントのチラシ・ポスター（A3サイズまで）を電子化して、インターネット上に掲載するサイト。

さらに、地域の人間関係を円滑にしていくために、隣近所への声かけの促進や地域の人々が気軽に集える場づくりを進めて、ロコミによる情報の流通量の拡大をめざします。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所に住む人を知り、声かけを心がける ○広報紙や回覧板等には必ず目を通す ○メールやインターネットを使った情報に親しむ
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会の回覧板の一層の活用を工夫する ○地域の諸団体による会誌・会報の発行や福祉マップの作成を進める ○地域の出来事を紹介する新聞を発行する ○地域の情報を一元化しメール・インターネット等の電子媒体による情報発信を行う ○住民を対象にパソコン講習会を開催する ○地域にある学校の情報を発信する ○地域にある商店を情報拠点として活用する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙の一層の充実を図る (広報課) ○メール・インターネット等の電子媒体による情報提供を拡充する (広報課、電子行政推進課、市民協働課) ○市民活動サポートセンターの周知・充実を図る (自治振興課) ○市民を対象としたパソコン教室を実施する (社会教育課)



1. 世代間交流の活性化

現況と課題

現在、地域における活動の中心的な立場となっている方の高齢化が進んでおり、次世代を担う人材の発掘・育成が急務となっています。

しかしながら、核家族化や地域コミュニティの崩壊等によって、子どもの頃から日常生活の中で異世代の人と交流する機会が少なくなっており、地域や社会と関わる糸口が得られにくく、孤立した状況で子育てを行う親世代や、自立のきっかけを得られない若者、生きがいを得られない中高年が増加しているのが現状です。

「福祉の心」を育むためには、子どもの頃からの世代間の交流が大切であり、そうした体験を通じて各世代の価値観の相違をお互いに認め合うことができ、人々がつながり、地域のコミュニティが活性化します。

また、子どもたちにとっては、家庭や学校に限らない、地域社会における**世代間交流**²⁵活動は、社会性や人を思いやる気持ちを育むことができることから、極めて重要な役割を持っており、他人への思いやりや感謝の心など豊かな人間性を持った子どもたちが育まれます。

そのためにも世代を超えた市民の交流が大切になってきます。

施策の方向

地域の中で世代を超えた交流の促進を図るための様々なイベントを開催します。

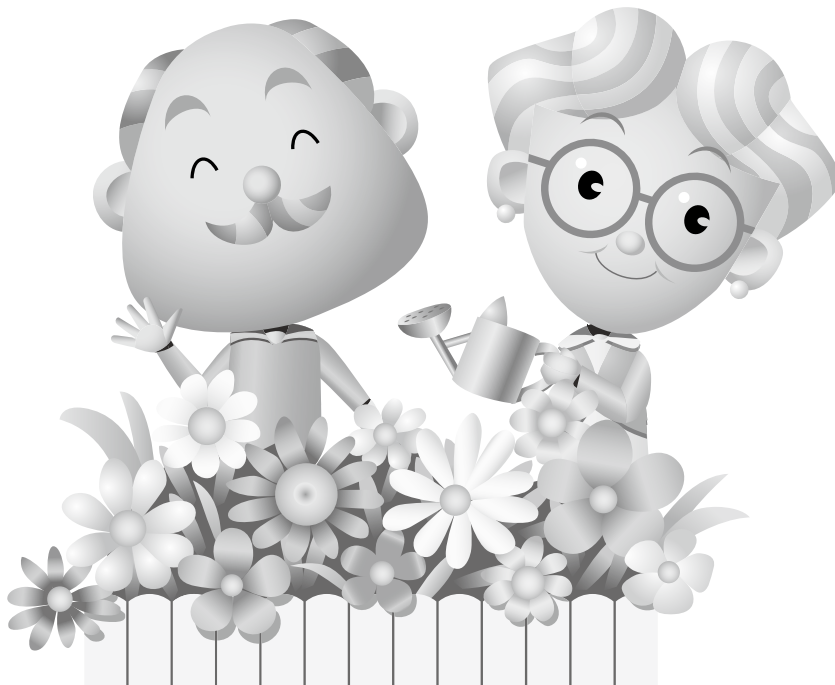
特に、子どもたちの中に世代を超えた助け合いの意識を育むため、学校においても高齢者施設の訪問や、地域の高齢者を**ゲストティーチャー**²⁶に招くなど世代間交流教育を推進します。

²⁵ 各世代が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術を出し合いながら交流することによって、自分自身の向上と地域コミュニティの再構築を図ること。

²⁶ 普段の授業では学ぶことのできないさまざまな内容の授業を行ってもらうため、地域の有識者を先生として招くこと。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○年上の人に対して尊敬の心を育む ○年下の人に対して慈愛の心を育む ○地域が行う世代間交流イベントに積極的に参加する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民を対象に福祉まつりなどの世代間交流イベントを開催する ○世代による得意分野を相互に教え合う場を設ける ○時代の変化に対応できるよう高齢者のための勉強会を開催する ○福祉施設における世代間交流を促進する ○地域の子どもに対する声かけを行う
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域が行う世代間交流イベントを支援する (地域福祉課、生涯スポーツ課) ○行政が行う各種イベントや施策で世代間交流が図れるよう工夫する (イベント所管課) ○世代間交流教育を推進し子どもたちの中に世代を超えた助け合いの意識を育む (指導課)



2. 立場を超えた交流の活性化

現況と課題

地域福祉の考え方では、地域に住む住民全てが福祉サービスの「当事者」である担い手・受け手となりえることから、地域に住むみんなが協力・連携しながら地域福祉の推進に努めていかななくてはなりません。

しかしながら、特に知的障害者、精神障害者、発達障害者の方に対する認識は大きく歪んでいることも多く、誤った認識から地域においてさまざまなトラブルも発生しています。

また、市外から転入してきた新住民と旧住民との間に意識の格差が見られる地域もあります。

地域に住むみんなが協力・連携しながら、地域福祉を推進していくためには、さまざまな立場の方が、それぞれの立場（世代や国籍の違い、障害の有無など）について理解・尊重し、心のバリアフリー²⁷化を進めることが重要になります。

さらには、全ての市民が人権を尊重するという意識を持ち、住み慣れた地域で尊厳を保持しつつ、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを進める必要があります。

一方、本市においては人口の流入だけでなく、外国人登録をする方々も増えていることから、外国人の方も地域における活動に積極的に参加してもらえるように促していくことも重要になってきます。

施策の方向

心のバリアフリーを推進するため、さまざまな立場について正確な知識や情報が得られるように、地域において学習の機会を設けるとともに、専門的な知識・技術を有する福祉事業者や福祉施設によるさまざまなかたちでの情報発信を促進します。

また、地域に暮らす全ての市民相互の理解が深まるよう、新・旧住民間や外国人との交流などを促進するとともに、地域の誰もが気軽に参加できるイベントを拡充していきます。

さらには、人権についての意識向上にも努めていきます。

²⁷ 高齢者や障害者が生活していく上で障害となる、人々の心の中の誤った知識や情報、差別意識等を改め取り除くこと。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者について理解を深める ○障害者について理解を深める ○生活上起こりうる病気や障害について理解を深める ○異文化について理解を深める ○地域で挨拶の輪を広げる ○外国人との交流の場に積極的に参加する ○地域や行政が行う学習の場に積極的に参加する ○困っている方に声をかけて必要に応じて手助けをする ○人権についての理解を深める
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民を対象に高齢者・障害者を理解するための学習会を開催する ○地域に住む誰もがお互いとふれあうことのできる場を設け、またイベントを開催する ○福祉施設が専門的知識に基づき正確な情報を提供する ○ピア(仲間・同じ立場)による心のケアを推進する ○車いす体験や高齢者疑似体験などの機会を創る ○心のバリアフリーについて地域住民の理解を深める
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○市民を対象に高齢者・障害者を理解するための学習会を開催する (高齢者福祉課、障害福祉課) ○広報紙を活用して高齢者・障害者・外国人等を含めた市民の生活に役立つ情報の提供を行う (広報課、高齢者福祉課、障害福祉課、国際交流室) ○市民相互の交流を図る (各施設所管課) ○外国人と市民との交流促進を図る (国際交流室) ○「船橋市男女共同参画計画²⁸」に基づき男女共同参画による地域づくりの促進を図る (男女共同参画課) ○人権についての意識を広める (市民の声を聞く課、男女共同参画課、保健予防課、地域福祉課、高齢者福祉課、包括支援課、障害福祉課、療育支援課、児童家庭課、社会教育課) ○心のバリアフリーについて市民の理解を深める (総合交通計画課、保健予防課、障害福祉課、療育支援課、指導課、社会教育課)

²⁸ 男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、企業が一体となって行う施策の基本方針と事業の方向性を示す計画。(H13年度策定)

3. 地域交流イベントの支援

現況と課題

地区社会福祉協議会での福祉まつりや、体育指導員等が中心となって行う運動会や盆踊りなど、誰でも気軽に自由に参加できるイベントは、地域の中に親しい人のいない方や、地域の間人関係を重荷に思っている方でも比較的参加しやすく、地域における貴重な出会いの場となっています。

しかしながら、現在のそうしたイベントの参加者数は、住民の人数と比べると十分とは言い難い状況です。

こうした誰もが参加できるイベントは地域の人を知るだけでなく、地域活動やボランティア活動についても知ることができ、参加するきっかけであるとともに、地域への愛着を生み、育むきっかけでもあることから、さらなる参加者の増加を図るための創意工夫をしたり、価値観の多様化にも対応できるイベントを開催したりするなど、より一層の活性化が必要となります。

そのため、まずは、24それぞれの地区コミュニティ内における住民同士の交流を活性化させ、その次のステップとして、市内の各地区コミュニティ間の交流に発展させていくことが重要です。

施策の方向

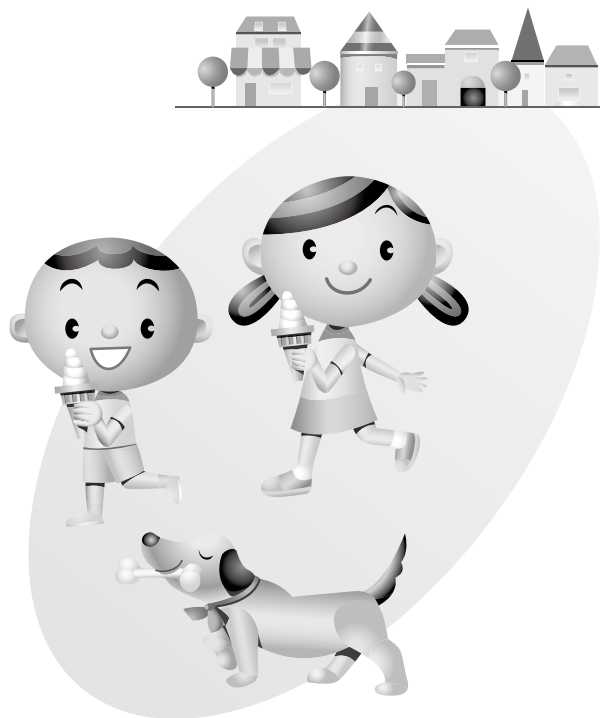
地域交流イベントの一層の活性化を図るため、できるだけ多くの方に参加していただけるよう、情報伝達の手段等に工夫をしながら、イベント情報を発信します。

また、交流イベントの中心となる地域のキーパーソンの発掘・育成をするとともに、さまざまな立場の方が一同に集えるよう、地域の中にあるさまざまな施設などを巻き込みながら、地域に開かれたイベントの開催を促進します。

さらに、こうしたイベントの拡充を図るために、行政や社会福祉協議会は地域への支援に努めます。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所で連れ立って交流イベントに参加する ○交流イベントの企画・運営に積極的に参加する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○遊び心ある交流イベントを開催する ○学校や福祉施設等を巻き込んだ交流イベントを開催する ○交流イベント情報のPRを行う ○交流のための地域のキーパーソンを発掘・育成する ○交流イベントの拠点づくりを行う ○事業者が保有する施設やバスを交流イベントの際に活用する ○さらに広い住民参加²⁹の視点から、既存の交流イベントの見直しを図る
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域が実施する交流イベントを支援する (市民協働課、地域福祉課) ○交流イベントへの参加促進のため広報紙やホームページなどによるPRを行う (広報課、電子行政推進課)



²⁹ 行政の意思決定過程に住民が加わることで、特に、地方自治体への参加を指して使われる。

第5章 楽しく暮らせる地域づくり

1. 生涯学習の推進

現況と課題

生涯を通して自ら学びながら新しい知識や技術を習得していくことは、生き生きと自分らしく暮らすために必要不可欠な要件であると思われます。しかしながら、日々仕事に追われている現役世代の大人たちや、多感な時期に受験戦争を経験する子どもたちが、仕事や勉強以外に本当に興味のある物事を追及していくことは、限られた時間の中では非常に難しいのが現実です。

このため、仕事をリタイヤしたとたんに生きがいを失ってしまうケースも少なくありません。

地域福祉の視点では仕事をリタイヤした方のように、余暇のある方たちが生きがいを持って地域での活動に参加してもらえるよう、また、現役の時から生きがいを持って地域での活動に参加してもらえるよう、生涯を通じて興味を持てるものを見つけることが大切であると考えます。

また、生涯学習を学ぶ過程や学んで得た知識や技術を発表したり、活用したりする過程は、それぞれが人との出会いや生きがいを見出すチャンスでもあります。

そのためにも、さまざまな世代の一人ひとりが新たな目標を見出し、学習を通して地域への積極的な参加が行われるよう、市民の価値観の多様化に対応した生涯学習プログラムを提供することが必要とされていることから、市では「船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」に基づき、市内の公民館を中心に、様々な施設で生涯学習事業を実施しています。

さらに、生涯学習で得た知識・技術の成果が社会的に認められることは、学習者にとって自己の成長や向上を確認でき、大きな喜びにつながります。

そのうえ、生涯学習で得た知識・技術が地域づくりへと繋がることも期待されることから、地域において学習成果を活かすことのできる環境整備が必要です。

施策の方向

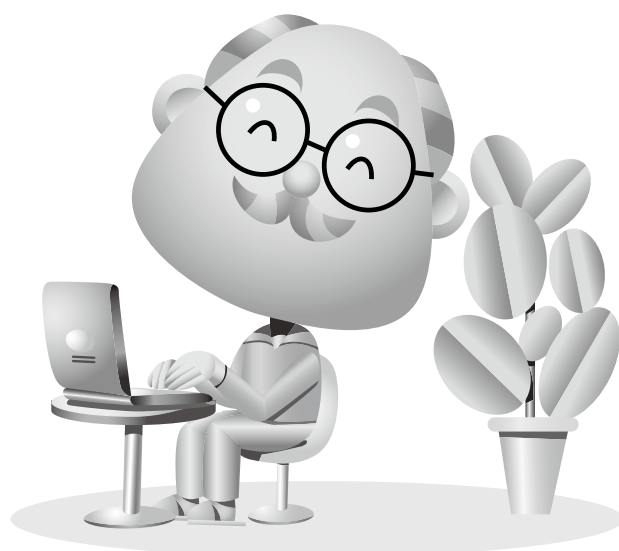
生涯学習プログラムの参加者は、自らが生きがいを持って暮らすだけでなく、地域における活動の中心となっていくことが期待されています。そうしたことから、地域での活動に結びつけることが出来るよう、生涯学習情報の一元化を図り、わかりやすい情報提供に努めます。

また、価値観の多様化に対応できる、多彩な学習内容、受講しやすい場所・時間の設定など、生涯学習プログラムの充実を図ります。

さらに、得た知識・技術の成果を地域に活かすことのできる環境を整備します。

地域福祉の役割分担

区分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○若い時期から生涯続けていける趣味を持つ ○地域や行政等が開催する生涯学習の場へ積極的に参加する ○学んだ知識・技術を地域に還元する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習情報の発信及びPR活動を行う ○町会・自治会館を活用した生涯学習事業を実施する ○高齢者の知識・経験等地域の持つ力を活かした生涯学習事業を実施する ○公民館・児童ホーム³⁰・福祉センター事業へ参画する ○地域による学校支援を行う ○既存の団体・サークル等を取り込む ○総合型地域スポーツクラブ³¹を立ち上げる ○地域の住民に開かれた事業所づくりを進める ○事業所の専門的知識を活かして講演会・フォーラム等を開催する ○事業所の利用者を含め高齢者・障害者の暮らしに役立つ情報を発信する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふなばし一番星プラン」を推進する (社会教育課) ○総合的な生涯学習情報の提供を行う (社会教育課) ○市民大学校修了生などが、学習成果を地域に活かすことができるよう環境を整備する (社会教育課)



³⁰ 18歳未満の児童を対象とした、自由遊び・創作遊び・体育遊びができる施設。平成21年4月現在市内に20館を設置。

³¹ 子どもから高齢者まで、スポーツを愛する市民が身近な地域でスポーツをするほか、指導や運営にも携わり、生涯にわたって活動することをめざした組織。

2. サークル活動の支援

現況と課題

地域福祉を推進していくためには、市民相互の助け合いの気持ちが不可欠ですが、本市の市民の多くを占めるサラリーマン層においては、職場で形成された人間関係のみで生活することも多く、結果として地域における人間関係が形成されにくい状況が見受けられます。

さらには、隣近所のつきあいや地域での活動への参加を重荷に感じたり、忌避したりする人々も少なくありません。

こうした状況の中で、地域に生活する人と人を結びつけ、互いの助け合いが可能となるまでに人間関係を深化させるためには、町会・自治会などの地縁的な組織だけではなく、個人の趣味や好みに合わせたさまざまなサークル活動が重要な役割を果たします。

サークル活動は、隣近所といったいわゆる地縁を超えて、共通の趣味や考え方をもち人同士の結びつき（知縁）の場・仕組みでもあるため、こうしたさまざまな縁・結びつきを支援していくことが重要です。

また、共通の趣味や好みで行われているサークル活動ですが、もう一步踏み出し、サークルの枠を超えて、地域に貢献できるような、地域に根ざした活動へ発展することが期待されています。サークル活動が、このような地域に根ざした活動に発展することでコミュニティの形成にも大きな役割を果たすと考えられます。

現在、公民館を中心に様々なサークルが活動していますが、サークル数の増加に伴い、会場の確保が困難になってきており、新たな活動の場づくりが求められています。

施策の方向

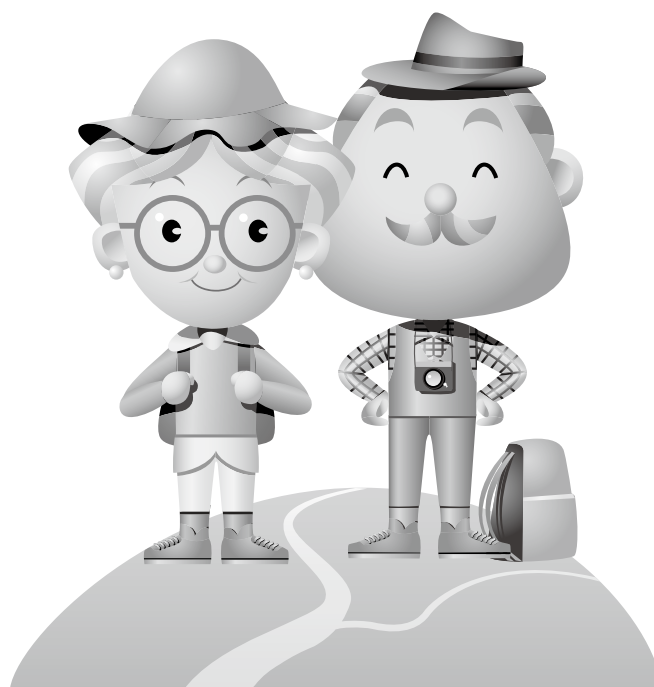
サークル活動の活性化を図るためには、多くの人にサークル活動に興味を持ってもらわなければいけません。興味を持ってもらうためには情報の周知が重要になってくることから、インターネット等の活用により幅広い層への情報の発信を行います。

また、公民館だけでは困難となっているサークル活動の場を確保するため、公民館以外の活用可能スペースの情報を提供します。

さらには、サークル活動が地域に根ざした活動となるために、サークル同士が互いに連携を図れるよう支援したり、新たなサークル活動を立ち上げるリーダーの発掘・育成を行います。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のサークル活動へ積極的に参加する ○誰もが気軽に参加できる地域のサークル活動を立ち上げる ○サークル活動の自宅での開催も考える
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会が地域のサークル活動を支援する ○町会・自治会館を地域のサークル活動へ開放する ○老人クラブ等の既存サークル団体への加入を促進する ○遊びを通じて子どもと大人が交流を図れるサークル活動を促進する ○地域のサークル情報を発信していく ○事業者による講習会や見学会を開催する ○新たなサークル活動を立ち上げるリーダーとなる人材の発掘・育成を行う
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の余裕教室の活用を図る (教育委員会総務課) ○公共施設の活用可能スペースの情報を提供する (社会教育課) ○公民館が中心となって実施している文化祭の充実を図る (社会教育課) ○サークル活動の場を確保する (社会教育課) ○サークル活動情報を発信する (社会教育課) ○サークルが相互に連携を図れるよう支援する (社会教育課)



3. 起業・就業の支援

現況と課題

生涯を通して仕事を持ち、社会に貢献することは、経済的な生活の安定のためだけではなく、生きがいを見出すことにとっても非常に重要な要件であることから、地域福祉を推進する上でも、一人ひとりが個々の能力を発揮できる職業を得られる環境づくりは大切なことです。

しかし、社会のグローバル化³²の進展により、世界的な規模で経済危機が起こり得る今日、一見豊かそうに見える人々の生活も、さまざまな危険性と不確実性にさらされています。さらには、若い世代であっても雇用の安定が見込めない人々も多い上、特に、障害者の就職は一層厳しさが増えています。

一方では、団塊の世代の一斉退職、少子化の進展により、労働力人口³³は減少の段階に入っており、今後は就業構造における高齢者や女性の割合が増加することが予想されます。

このように、元気な高齢者等が増加し、女性の就業意欲も高まる中で、一般的に就職が困難な障害者を含めて、就業を希望する方々に対する就業支援や男女共同参画社会基本法³⁴に基づく就業環境の整備が大きな課題となっています。

施策の方向

今後、増加が予想される元気高齢者の社会参加を進めるため、生きがい福祉事業団³⁵のPRに努めるだけでなく、固定しがちな業務の多様化を図ることなどにより、魅力ある事業団づくりを促進します。

また、多様な就業機会を確保するため、障害者の就業相談を充実するとともに、「船橋市商工業振興ビジョン³⁶」に基づき自ら主体的に取り組む意欲のある経営者に対する支援や産学の連携³⁷確保などを行うことにより、市内の産業の活性化を図り、新しい雇用の創出を図ります。

さらに、新たな就業機会を確保するため、平成19年に設置された「ベンチャー

³² 経済などのシステムが国を超えて世界的なものになる動き。

³³ 満15歳以上の生産年齢人口のうち、所得を得るために労働している者（就業者数）と、休業中の就業者、そして労働をしないと希望しながら仕事についていない者（完全失業者数）の総数。

³⁴ 男女共同参画社会の基本理念及び、国、地方自治体、国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に推進することを目的とする法律。（H11.6施行）

³⁵ 高齢者の経験や技能を活かし、働く機会を作り、広く社会参加の道と健康の増進に努め、生きがいを高めることを目的に設立された財団。

³⁶ 本市の商工業振興の指針として、基本的な考え方や将来像等を示すビジョン。（H14年度策定）

³⁷ 産業界（企業）と学界（大学等の高度な教育機関）が連携することにより、共同研究や研究成果の事業化等を行うこと。

プラザ船橋³⁸」と連携して、起業についての支援を行います。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事を通した生きがいづくりを進める ○地域や社会への貢献意識を持つ ○起業・就業情報を収集する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な起業・就業情報を発信する ○NPO等による女性の就業支援事業を実施する ○事業者による高齢者・障害者雇用の促進を図る ○高齢者・障害者を雇用している事業者・事業所を応援する ○コミュニティビジネスの立ち上げを支援する ○事業者による起業家へのノウハウの提供を行う ○高齢者のための新しい仕事を創出する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市商工業振興ビジョン」を推進する (商工振興課) ○障害者を対象とした就業相談を充実する (障害福祉課) ○魅力有る生きがい福祉事業団づくりを促進する (高齢者福祉課) ○「ベンチャープラザ船橋」との連携により起業についての支援を行う (商工振興課)



³⁸ 支援スタッフ（インキュベーション・マネージャー）が常駐し、千葉県・船橋市・財団法人千葉県産業振興センター・経済産業省及び各支援機構と連携をとりつつ、起業や創業活動、企業の新事業展開などを総合的に支援する施設。

4. 動物と共生できるまちづくり

現況と課題

動物とふれあうことによって育まれる命を大切に思う心や優しい気持ちは、相互に助け合う暖かい心に通じていることから、地域福祉を推進するためのベースとなると考えられます。

また、日常生活の中で地域の人と人の自然な出会いとして、ペットを介した出会いは意外に多かったり、動物とふれあうことで人に癒しと安らぎを与える効果があったりすることから、動物との共生も地域福祉を推進していく上で重要になってきますが、動物に対する誤った認識や鳴き声やふんの放置など飼い主のマナーが問われる問題も起きており、一部の飼い主のマナーの欠如から苦情も寄せられています。

こうした状況の中で、人と動物とが共生できるまちづくりを形成するためには、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守る必要があるとともに、一方で、動物の鳴き声、ふん尿等による迷惑の防止を含め、人の生命、身体及び財産を侵害することのないよう、適切に管理される必要もあります。

個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、人それぞれ多種多様ですが、共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、市民の総意に基づいて形成される普遍性、客観性の高いものであるべきです。

そのためには、本市の風土や社会の実情を踏まえた、動物の愛護及び管理の考え方を普及啓発し、身についた習いとして定着を図る必要があります。

船橋市においては、平成19年4月に「動物愛護指導センター」が設置され、人と動物の共生をめざして、動物に関する相談や指導等を行っており、また、地域においては、動物を通じた交流も行われており、動物との共生が望まれます。

また、盲導犬³⁹・聴導犬⁴⁰・介助犬⁴¹については、利用希望者に盲導犬等の数が追いついていない現状があります。

施策の方向

動物とふれあうことによって得られる様々なメリットを多くの市民が享受できるよう、飼い主相互がコミュニケーションを図る場となる、ペットをつれて集まれる施設を設置したり、情報の周知に努めます。

39 視覚障害者を安全・快適に誘導する訓練を受けた犬。

40 聴覚障害者と生活を共にし、耳代わりとなって生活に必要な音をユーザーに伝える訓練を受けた犬。

41 身体の不自由な方の手助けをするために特別なトレーニングを積んだ犬。日常生活における動作（起立やドアの開閉等）の補助をする。身体障害者補助犬と同義語。

また、人と動物が仲良く共生できるまちづくりをめざして、動物の正しい飼い方を周知し、飼い主のマナー向上をめざすほか、学校などにおいては動物とふれあう機会を設けます。

さらに、盲導犬・聴導犬・介助犬の普及に努め、利用者が生活しやすいまちづくりを目指し、市民及び各事業者への啓発を図ります。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○飼い主としてのマナー向上に努める ○動物の愛護及び管理について、正しい知識を習得する ○盲導犬・聴導犬・介助犬についての正しい知識を持つ ○盲導犬・聴導犬・介助犬利用者を理解し、支援する意識を持つ ○盲導犬・聴導犬・介助犬育成のために協力する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットを通じた地域交流の推進を図る ○困り事を含め地域のペットに関する情報の収集・発信を行う ○ペットの散歩を利用したパトロールを実施する ○NPOや事業者などによりペットの一時預かり事業を実施する ○盲導犬・聴導犬・介助犬及び利用者についての正しい知識の普及啓発を行う ○NPO等による盲導犬・聴導犬・介助犬の育成を促進する ○事業者の盲導犬・聴導犬・介助犬の受け入れを促進する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき飼い主のマナー向上を図る (衛生指導課) ○動物の愛護及び管理の考え方について、広く普及啓発に努め、市民の合意形成を図る (衛生指導課) ○所有者のいない猫に対する地域活動についての正しい知識・情報を発信する (衛生指導課) ○盲導犬・聴導犬・介助犬及び利用者についての正しい知識・情報を発信する (障害福祉課) ○「身体障害者補助犬法⁴²」に基づき事業者に対して、ほじょ犬の受け入れについて啓発する (障害福祉課) ○小学校において動植物に関心を持ち、生き物への親しみを育むとともに、大切にする心を養う (指導課)

⁴² 身体障害者の自立と社会参加を促進するための法律で、公共施設や公共交通機関に補助犬を同伴できるような措置を講ずることなどを定めている。(H11.5 施行)

1. 健康日本 21 への取り組み

現況と課題

「楽しく暮らす」ための一番の基盤になるのは健康であり、地域福祉の推進においても基盤となる事項です。

年々、健康に対する意識は高くなっていますが、生活習慣の変化や高齢者の増加等により生活習慣病の有病者・予備群が増加している状況が見られます。

市民がQOL（生活の質）を高め、生きがいを持ち、やりがいを感じつつ生活ができる状態として捉えられる健康を手に入れるには、日頃の生活習慣を見つめなおし、自分と向き合うことが大切です。幼い頃から自分の身体に関心を持ち、規則正しい食事や運動をする習慣を身につけていくことが、将来への持続した健康につながります。

また、心の健康については、社会経済情勢の変化などによりストレスの重圧が増大し、家庭、学校、職場、地域などで心の不健康状態にある人が増えており、自殺やいじめなどへの対策は、社会的に重要な課題となっています。

施策の方向

平成 17 年に策定した「ふなばし健やかプラン 21」では、健康的な生活は、個人だけでなく社会全体が健康的でなくては実現できないことから、一人ひとりのコミュニケーション能力を高め、家族や周りの人たちの見守りや支援、行政や地域など、さまざまな機関や団体が一体となって健康づくりを推進しています。

具体的には、健康づくり運動を推進する組織である「市民運動推進会議⁴³」において、市民、ボランティア、地域で団体などが取り組んでいるさまざまな活動や情報を集約し、連携して、広く市民に健康関連情報を提供するための広報、推進の検討を図り、行政と共に「ふなばし健やかプラン 21」を推進しています。

また、「市民運動推進会議」では、健康情報の取得や情報の提供を一元的に行う手段としてホームページを立ち上げており、このホームページを通じた情報の活用や発信により、より多くの市民の健康づくりへの取り組みを支援しています。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○行政や地域が開催する健康学習の場に積極的に参加する ○規則正しい生活に留意する ○特定健康診査や定期的な検診を受診する ○かかりつけ医を確保する

⁴³ 船橋市の「ふなばし健やかプラン 21」を市民の立場から進めていく市民や団体の組織で一人ひとりの健康づくりを身近なところからサポートする。

	<ul style="list-style-type: none"> ○十分な睡眠とストレス解消に留意する ○ヘルスケア・デンタルケアイベントに積極的に参加する ○徒歩・自転車を利用する ○バランスのとれた食事を3食摂るように努める ○食に関する知識と食を選択する力を身につける ○歯磨きの励行など歯の健康管理を行う ○こころの健康について理解を深める
<p>地域が力を合わせて 実現していくこと (共 助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふなばし健やかプラン21」を推進する ○健康学習の場を確保する ○地域住民を対象としたヘルスケア・デンタルケアイベントを開催する ○地域に根ざした診療を行う医療機関を地域住民がバックアップする ○地域住民の選択基準となる医療情報の発信を行う ○病診連携の強化を進める ○巡回健診を充実する ○事業者や医療関係者が地域の健康相談を実施する ○飲食店によるバランスのとれたメニューの提供を促進する ○地域食材を生かした魅力ある食生活・食文化を継承する ○地域の施設において受動喫煙の防止に努める ○心身の健康の保持・増進に配慮した地域で集い、憩うことのできる場所を整備する
<p>行政の責任として推 進していくこと (公 助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふなばし健やかプラン21」を推進する (健康政策課) ○住民の身近な場所で行う健康相談の充実を図る (健康増進課) ○健康相談事業や健康教育事業といった各種保健事業において、健康診査やがん検診などの受診を勧奨する (健康増進課) ○「船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき特定健康診査の受診率の向上を図り、生活習慣病発症の危険度の高い者に対し特定保健指導を行う (特定健康診査室) ○母子・成人保健事業において、食育⁴⁴の推進を図る (健康増進課) ○たばこの害や禁煙支援・受動喫煙に関する情報を普及する (健康政策課、健康増進課) ○メンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発を図る (健康増進課、保健予防課) ○メンタルヘルスに関する相談を受ける (健康増進課、保健予防課) ○相談業務の充実や情報提供等により、自殺の防止に努める (健康政策課、保健予防課、健康増進課、包括支援課、児童家庭課、商工振興課、消費生活課、男女共同参画課)

⁴⁴ 望ましい食生活を送るために必要となる5つの能力(食べ物を選択する能力、料理する能力、味がわかる能力、食べ物の育ちを感じる能力、元気な体ができる能力)を子どもの時から身につけさせるための教育。

1. ユニバーサルデザインによるまちづくり

現況と課題

国においては、高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備をめざし、移動等円滑化に関して、より一体的・総合的な施策の推進を図るため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律（ハートビル法）⁴⁵」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー⁴⁶新法）」が平成18年12月に施行されました。

船橋市においても「船橋市福祉のまちづくり環境整備指針⁴⁷」や「船橋市都市計画マスタープラン」、「船橋市移動円滑化基本構想」を定め、ユニバーサルデザイン⁴⁸の考えを踏まえ、バリアフリー化を進めています。

こうした制度状況を背景に、バリアフリーやユニバーサルデザインといった考えは、社会的に広く認知されてきていますが、急速に進む高齢化社会への対応や、障害の有無に関わらず日常生活や社会生活ができるまちづくりをめざすことが今後も引き続き重要です。

バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいて、市内全域の施設等が整備されるまでには、まだまだ長い時間を要することから、現状の中で全ての市民が暮らしやすい環境を実現していくために、地域における助け合いの仕組みづくりが必要です。

また、慣れ親しんだ地域でいつまでも安心して住み続けられるよう、住宅のバリアフリー化についても対策が必要となっています。

施策の方向

「住生活基本計画」や「高齢者の居住の安定確保に関する法律」などの制定に伴い、高齢者や障害者向けの住宅の普及に努め、住宅の改造等に係る資金の助成などに関する情報を提供し、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

また、「船橋市福祉のまちづくり環境整備指針」や「船橋市都市計画マスタープラン」、「船橋市移動円滑化基本構想」に基づき、まちのユニバーサルデザイン化

⁴⁵ 多数の者が利用する建築物等を建築する者に対し、高齢者や障害者が円滑に利用できる措置を講ずることを義務あるいは努力義務として課する法律。（H15.4 施行）

⁴⁶ 高齢者や障害者の生活行動の障害となるものを排除した環境のこと。

⁴⁷ 市民と行政の協力により高齢者や障害者をはじめとするすべての人が住みよく、行動しやすい生活環境づくりを進めるための指針。（H7 年度策定）

⁴⁸ 年齢や性別、身体の状態等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービスなどを設計段階からデザインすること。

及びバリアフリー化を更に進め、安心して楽しく暮らせるまちづくりをめざします。

併せて、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を広く啓発していくことで、移動の妨げとなっている道路や歩道の障害物を、行政だけでなく地域におけるボランティア活動でも取り除いていき、高齢者や障害者などが暮らしやすい環境をめざします。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○行政や地域が開催するユニバーサルデザイン学習の場に積極的に参加する ○身近な通行障害について情報を提供する ○違法や迷惑となる駐車・駐輪をしない ○高齢者・障害者について理解を深める ○自分の住む住宅について高齢者や障害者になったときのことを意識する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中にあるバリアフリーニーズを把握する ○地域住民を対象としたユニバーサルデザイン勉強会を開催する ○ボランティアによる道路の清掃や放置自転車等の整理など通行障害の解消を図る ○事業者による駐車場・駐輪場の整備を進める ○事業者施設のユニバーサルデザイン化を促進する ○事業者がバリアフリー相談を実施する ○高齢者や障害者向け住宅について地域住民の理解を深める
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市福祉のまちづくり環境整備指針」の浸透を図る (障害福祉課、各施設所管課) ○「船橋市都市計画マスタープラン」及び「船橋市移動円滑化基本構想」に基づき、バリアフリー化を推進する (総合交通計画課、都市計画課、道路建設課) ○電線の地中化を促進する (街路課) ○放置自転車等の通行障害を排除する (交通安全課、都市計画課、道路管理課) ○住宅の改造等に係る資金の助成、貸付等について情報の提供をする (高齢者福祉課、障害福祉課、住宅政策課) ○高齢者や障害者向け住宅の普及や入居支援に努める (高齢者福祉課、障害福祉課、住宅政策課)

2. 移動手段の確保

現況と課題

船橋市は、京葉地域における交通の要衝であり、市内に鉄道が9路線35駅を擁し公共交通機関が非常に充実してはいますが、鉄道路線は東西方面に偏っており、南北方向の交通手段が少ない状況になっています。

さらには規制緩和⁴⁹の影響により、既存バス路線の撤退が容易となっていることから、交通不便地域が生まれやすだけでなく、若い頃には問題なく歩けた最寄り駅までの距離が、高齢になることで移動の大きな障害になることから、今後はさらに交通を不便に感じる人が増加すると予想されます。

加えて、モータリゼーション⁵⁰の進展や商店街の衰退などにより、歩いて行ける範囲に日常生活に必要な買い物をする場所がなくなるなど、高齢者などにとって日常生活に不便な地域も多くなってきています。

こうした状況の中で、誰もが気軽に利用できる交通機関、移動手段の確保が不可欠であり、それが安心して楽しく暮らせる地域づくりの重要なポイントとなります。

船橋市では、屋外での移動が困難な障害のある人や高齢者に対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの外出について、「船橋市高齢者福祉計画」及び「船橋市障害者施策に関する計画」に基づき、移動に要する用具の貸与・給付や福祉タクシー制度⁵¹の実施などによって、高齢者・障害者の移動手段を確保することで支援しており、こうした支援により、地域における自立生活と社会参加を促していくことが重要です。

また、自家用自動車による福祉有償運送は、平成18年10月の道路運送法の改正により、許可制から登録制になり、使用車両についてセダン型車両が追加され、利用できる対象者の幅も広がったため、事業のさらなる拡充が期待されます。

施策の方向

「船橋市高齢者保健福祉計画」及び「船橋市障害者施策に関する計画」を推進し、高齢者・障害者の移動を支援します。

また、事業者が福祉有償運送事業を開始できるよう、運営に関する相談指導を行います。

⁴⁹ 政府や自治体などが民間の経済活動に定めている許可・確認・検査・届け出などの規制を緩和ないし廃止することで、自由な経済活動の活性化を図ること。

⁵⁰ 自動車の大衆化現象。

⁵¹ 要介護の方及び心身に一定の障害を持つ方に対して、タクシーの利用料金を助成する制度。

さらに、交通不便地域解消について、行政では船橋市地域公共交通活性化協議会において路線バスの再編成やコミュニティバス⁵²の導入なども含めて協議を進めていることから、協議結果に基づいて、移動手段を確保し、安心して楽しく暮らせる地域づくりをめざします。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害者の移動に協力する ○気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を構築する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の高齢者・障害者の移送ニーズを把握する ○地域の助け合いによる移動の仕組みを構築する ○NPO・ボランティア団体・地区社協・福祉事業者等による移送サービス⁵³事業の立ち上げを図る ○事業者が所有するバスを活用する ○事業者による駐車場の確保を進める
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市高齢者保健福祉計画」及び「船橋市障害者施策に関する計画」を推進する (高齢者福祉課、障害福祉課) ○地域の手による福祉有償運送事業の立ち上げや運営のための相談・指導を行う (地域福祉課) ○交通不便地域の解消の方策について検討する (総合交通計画課) ○高齢者や障害者の移動支援に関する事業の周知を図る (高齢者福祉課、障害福祉課)

⁵² 一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせて運行するバスで、小型のバスで住宅地の内部まで入ったり、公共施設を結ぶなど、通常の路線バスではカバーしにくいきめ細かい需要に対応するためのもの。

⁵³ 自らの力で移動の自由が確保できない高齢者や障害者などに対して、目的の場所まで搬送する福祉サービス。

第6章 安心して暮らせる地域づくり

1. 社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の充実・強化

現況と課題

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置づけられており、「共助社会の構築」をめざすうえで重要な役割を担っています。

本市の社会福祉協議会（略称：市社協）では、支部として24地区コミュニティの全てに地区社会福祉協議会（略称：地区社協）が設置されており、主要5事業である「ミニデイサービス事業」「ふれあいいいききサロン事業」「福祉まつり事業」「ボランティア育成事業」「広報事業」のほか、家事援助を中心とした「助け合い活動」、若いお母さん同士の交流の場となっている「子育てサロン事業」や男性のひとり暮らし高齢者の食生活の自立を支援する「シルバー料理教室」など地域に密着した活動を行っています。さらには、公的施設に事務拠点を確保しているという利点を活かして、地域における福祉相談を実施している地区社協もあります。

しかし、急速に進んでいる少子・高齢化や核家族化などに伴い、福祉ニーズが多様化し、従来の活動では対応しきれない状況が出始めているとともに、人件費や主要5事業について支出されている補助金について、市の財政状況の悪化に伴い増額することが難しくなっている中で自主財源を確保していくことが課題となっています。市社協活動は住民からの会費も原資となっていますが、住民の身近な生活課題や地域課題の改善や解決をめざす活動の財源が会費であるという意識の啓発が必要です。

他にも、人材の育成といった組織の基盤の強化につながる課題も市社協は抱えています。

また、市民の市社協に対する認知度は高くないため、地区社協の活動を支えるボランティアの人数があまり多くありません。そのため、ボランティアのメンバーが固定されており、ボランティアの育成・確保が地区社協の大きな課題となっています。

こうした、市社協・地区社協の課題の解決について、市社協自身が先頭に立って取り組んでいくという意識の改革が必要になってきます。

施策の方向

多様化している福祉ニーズに対応するためにも、社会福祉協議会は組織基盤の強化（人材、財政等）を図り、地域福祉の推進に努めます。

行政は、地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の活動に関し、必要に応じて指導・助言や財政的な支援を行います。

社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会では、次のような課題に取り組むこととしています。

職員及び事務局員の意識改革とスキルアップ

市社協の職員は、市民の信頼を得られるような地域福祉の専門性の確立を図り、一人ひとりが地区社協に対するリーダーシップを発揮することをめざすとともに、市社協の存在意義を市民に理解してもらい、市社協が市民にとって必要であると認識してもらえるように努めます。地区社協の事務局員については、市社協の強いリーダーシップの下、研修などの強化により、地域でコミュニティワーク⁵⁴を行う地域コーディネーターを担えるよう、また、全ての地区社協の拠点が地域の気軽な福祉相談窓口となることをめざします。

自主財源の確保と認知度アップ

地域住民に市社協及び地区社協の存在や活動を知ってもらうため、十分な広報活動を行った上で、「福祉サービスの受け手としての参加」だけでなく、「福祉活動の担い手としての参加」、さらには「会費納入や寄付による参加」といった多様な参加形態を確立するとともに、行政からの事業の受託や新規事業の開拓、経営体質の改善によって、さらなる自主財源の確保を行い、地域の実情に合致した柔軟な事業を展開していきます。

ボランティアの確保とリーダーの養成

地域の福祉活動の担い手であるボランティアを確保するため、活動することの「楽しさ」や「やりがい」を実感してもらえる仕組みづくりや地区社協のあり方などについて検討するとともに、有償ボランティアなどの新たなボランティアのあり方についてや民生委員児童委員と連携を図りながら地域の見守りなどを実施する「(仮称)地域福祉推進員制度」について研究を進めます。

地域福祉活動計画の推進

市社協・地区社協が地域福祉の進展を図るためにどのような取り組みを行っていくかを明確にした、平成17年度に策定した「船橋市地域福祉活動計画」について、効果的な推進策を検討します。

⁵⁴ 地域社会やコミュニティを診断し、住民を組織化して課題や情報を共有するとともに、関係機関や団体などと調整を図り、社会資源の活用や開発をめざす計画を立案するといった過程を重視しながら問題を解決していく専門技術。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	○福祉サービスの受け手・担い手及び会費の納入や寄付など多様なかたちで社協活動へ参画する ○市社協及び地区社協について知り、関心を持つ
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	○地区社協を中心とした地域福祉に関する組織や団体の連携強化及び情報の共有化を図る ○市社協は人材の育成や財源の確保など組織基盤の強化を図る ○地区社協の中に目的意識を共有できるよう部会制の浸透を図る
行政の責任として推進していくこと (公 助)	○補助金の適正な交付と審査を実施する (地域福祉課) ○理事会・評議員会における行政代表委員としてのさらなる指導力を発揮する (地域福祉課) ○地域福祉活動計画との整合を図りながら地域福祉計画の進行管理と改定を行う (地域福祉課)

市社協・地区社協への期待

あるべき姿に向けての提言

- 役員の人選や人事管理について、理事会や評議員会で十分な議論を行う。
- 市の地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画を策定し推進する。
- 地区社協を中心とした地域の諸団体による連絡会を立ち上げる。
- 地区社協の執務員を「地域コーディネーター」と位置づける。
- 地区社協の拠点に地域の福祉相談窓口機能を持たせる。
- 地域福祉推進の中核となる地域コーディネーターや地域福祉リーダーの認定を行う。
- 「(仮称)地域福祉推進員制度」創設のための研究を行う。
- 情報公開とITの積極的活用、情報紙のリニューアルを図る。
- 会費・会員増強計画の展開と財源配分(市社協・地区社協)の再検討を行う。
- 地区社協の拠点スペースを補うための余裕教室や民間の空き店舗等、既存の社会資源の有効活用について検討する。
- ボランティアセンターによる有償ボランティアの研究及び受け入れ、並びにボランティア登録データの一元化を進める。
- ボランティアセンターと市民活動サポートセンターの連携を図る。
- 地区社協を母体とした福祉NPOの立ち上げを支援する。
- 福祉推進校制度充実のための「福祉教育実践プログラム」を作成する。

社会福祉協議会のおもなしごと

地区社会福祉協議会の充実・強化

市内 24 地区にある地区社会福祉協議会では、町会・自治会、民生・児童委員、各種団体など地域の皆さんのご協力をいただきながら地域と一体となって、地域に密着した地域福祉活動に取り組んでいます。

平成 21 年 4 月 26 日に坪井地区社会福祉協議会が発会し、事業をスタートさせています。

市社会福祉協議会では、さらなる「地域福祉活動計画」の促進を基幹として、支え合いといたわり合いの「共助社会」の構築をめざして、引き続き各種事業活動の充実に努めてまいります。

高齢者・障害者等の地域生活支援

- 安心登録カード事業の推進
- 家事援助の支援（食事づくり、買い物、清掃、話し相手、薬とり、病院付き添い等）
- 心配ごと相談事業（市内 5 カ所） ●生活福祉資金の貸付事業（県）
- 福祉銀行貸付事業 ●車椅子・リフトカー貸出
- お休み処の設置運営事業（ホッとこころ咲が丘・ハートフル海神・ほっとスクエア夏見）

青少年の健全育成事業の支援

青少年健全育成、非行防止を各種団体、関連機関と一緒に進めています。

- 青少年育成団体、少年少女団体連絡協議会、青少年団体等との連携を強化します。
- 子どもの遊び場の安全管理を行います。

高齢者等権利擁護センター事業の推進

高齢者等で判断能力が十分でないため、適切な福祉サービスが受けられない方々に対して、自立した地域生活が送られるように支援しています。

（生活費に要する預貯金の払戻代行、大切な財産を金融機関の貸金庫に保管等）

ボランティア活動の推進

ボランティアセンターを拠点として、ボランティアの募集、養成、登録、斡旋、福祉用具の貸出、情報交換、団体助成等ボランティア活動の推進を図っています。

施設運営管理

高齢者の生活を健康で明るいものにするために各種の相談に応じるとともに健康増進、教養の向上、レクリエーションなどを総合的に提供しています。

- 南老人福祉センター、西老人福祉センター、東老人福祉センターの運営

その他に行っている事業

- 共同募金事業への協力 ●歳末たすけあい募金配分事業
- 福祉バス「ふれあい」の運行、福祉リフトカーの運行 ●医療センターの売店経営
- 老人クラブ支援事業（船橋市福祉バスの運行） ●米寿記念写真事業
- 社会福祉事業振興資金貸付資金事業

2. 市民活動・組織の活性化

現況と課題

価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、福祉に対するニーズも多様化し、既存の行政サービスや営利目的の民間企業では対応しきれない、福祉ニーズが発生しています。

現在、船橋市ではこうした今までの制度では対応できない福祉ニーズを解決するため、地域住民同士の「お互い様」の気持ちに基づいて家事援助を実施する「助け合い活動」が展開されています。

こうした活動は地域住民同士の活動に限らず、NPOなどによっても実施されており、少しずつではありますが広がりを見せています。

しかしながら、市内全域に活動が浸透しているとはいえないことから、さらに「助け合い活動」を活性化させ、市内全域に浸透させていくことが必要になります。

また、ボランティア活動やNPOによる活動は「助け合い活動」に限らないことから、他の活動の活性化を図ることも重要になってきます。

このような市民活動を活性化させるには、地域住民をどのように取り込んでいくのがポイントになります。現在では団塊の世代が定年を迎えたことにより、元気な**前期高齢者**⁵⁵が地域での活躍の場を求めていることから、これらの方たちも含め、ボランティアや市民活動に興味を持つ人を、こうした市民活動に取り込んでいく仕組みや受け皿が求められています。

さらには、市民活動を実施している団体は、同じような活動を実施している団体同士はもとより、NPOと地縁を中心とした組織・団体といった、成り立ちが違う団体同士の連携がとれていないことが多いのが現状です。

施策の方向

市民活動を活性化させるため、広域的に活動する団体・組織の情報交換や新たに団体を立ち上げる際の支援機関として市民活動サポートセンターの一層の充実を図るとともに、既存団体は、新しい人にも門戸を開き、加入しやすい工夫をします。

また、24地区の地区社会福祉協議会に配置されている事務局員は地域コーディネーターとしての役割が期待されていることから、地域住民一人ひとりを地域の

⁵⁵ 65歳以上75歳未満の高齢者を指す。

財産として捉え、一人ひとりの知識・技術についての情報を把握・提供することで、地域づくりにその力を発揮してもらえようなコーディネート機能の拡充を図ります。

さらに、ボランティアや市民活動に興味を持つ人を取り込んでいく仕組みや受け皿の一つとして、助け合い活動の立ち上げを推進し、また、行政は地域福祉支援員により立ち上げの支援を行います。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に貢献することを市民の役割の一つと捉える ○他者の意見も尊重し地域の中で友好関係を築く努力をする ○地域の中で自分の知識や経験及び自由な時間を積極的に活用する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○助け合い活動の立ち上げを推進する ○地域住民一人ひとりを地域の財産として捉え、地域づくりに活用できる一人ひとりの知識・技術についての情報を把握し、その活用を図る
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動サポートセンターの充実・強化を図る (自治振興課) ○NPO等の市民活動に関する情報の拡充を図る (市民協働課、自治振興課) ○地域福祉支援員により、助け合い活動の立ち上げ及び活性化を支援する (地域福祉課) ○地域福祉活動を活性化させるため、地域福祉活動助成金制度⁵⁶のさらなる活用を図る。 (地域福祉課)

⁵⁶ 「福祉と緑の都市宣言」の記念事業である福祉基金の果実を活用し、福祉の推進を目的とする事業を行う民間団体に対する助成を行い、地域福祉の増進を図る制度。

3. 優良な事業者の育成

現況と課題

平成12年度から高齢者のための福祉サービスは、介護保険制度がスタートしたことにより、行政が行う措置制度から市民が必要なサービスを選択し、事業者・施設と契約を結ぶ方法に大きく変化しており、こうした変化は障害者のための福祉サービスにおいても同様の流れになっています。また、保育所の入所に際しても同じです。

このような「措置」から「契約」へという変化によって、市民が福祉サービスを利用するための契約に必要となる事業者の情報を容易に入手できる仕組みづくりや、適切な苦情処理体制の整備などを行うことで、優良な事業者の育成を図ることが重要になっています。

また、安心して福祉サービスを受け続けるには、利用者と事業者の双方が信頼関係を構築していかなくてはなりません。

一方、事業者は地域に必要とされる事業者となるよう、地域の多様な福祉ニーズを捉えるとともに、利用者一人ひとりのニーズについての的確に把握する努力が必要となります。

そのためには、サービスを利用したい人が事業者の情報を気軽に入手でき、それぞれの状況・ニーズに応じて事業者を選択できる仕組みが重要です。

施策の方向

福祉サービス利用者が安心して契約を結ぶために、事業者はサービス内容などの情報を地域に発信していきます。さらに、利用者との信頼関係を構築するため、サービス内容などの情報を十分に説明するとともに、事業者、利用者家族、地域住民等の交流の機会を設けます。

また、施設の開放やボランティアの受入れを積極的に行うことで地域住民に施設の存在意義を理解してもらい、さらには地域の福祉課題を共有することで、地域の多様な福祉ニーズに対応した事業に取り組んでいきます。

利用者からの苦情はサービスを向上させるためのきっかけと捉えることができるため、解決に向けて積極的に取り組んでもらえるよう、事業者の苦情相談窓口の設置と併せて**第三者委員制度**⁵⁷の導入を行政として促していきます。

⁵⁷ サービス事業者が、苦情解決までの経過の公表などを通じてサービスの質の向上を図りながら苦情の解決に向けて公正・公平に対応する委員を選任する制度。

さらに、利用者の福祉サービス事業者選択の目安となる**第三者評価制度**⁵⁸についても、積極的に活用して、結果を公表していくよう働きかけていきます。

また、事業者の資質向上を図ることが必要であるため、行政は研修会を設けます。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者や施設に対する情報を把握し正しい理解に努める ○意見や苦情をきちんと発信する ○「やってもらって当たり前」という過剰な権利意識を持たないようにする ○サービス事業者の選択について選択側の責任もあることについて意識する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協・地区社協は事業者や施設を地域の一員として捉え協働事業を実施する ○事業者や施設は市社協・地区社協を通じて地域住民に積極的にPRする ○事業者は苦情解決のための窓口を設置するとともに第三者委員制度を導入し、充実を図る ○事業者は利用者の事業者選択の目安となる第三者評価制度を積極的に活用する ○事業者・地域住民・利用者家族の交流の機会を創出する ○サービス提供事業者は積極的に地域のニーズに対応した事業に取り組む
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の資質向上のための研修会を実施する (高齢者福祉課、介護保険課、包括支援課、障害福祉課、保育課) ○利用者に対して制度及びサービス内容を十分に説明し理解を求める (福祉サービス部、子育て支援部) ○利用者に第三者委員制度の周知を行う (各福祉施設所管課) ○事業者に対して第三者委員制度と第三者評価制度の導入・活用を指導していく (地域福祉課、各福祉施設所管課、指導監査室) ○市民へサービス提供事業者の情報を発信する (各福祉施設所管課) ○サービス提供事業者へ、制度の改正だけでなく趣旨や特徴なども含めて、様々な情報を提供する (地域福祉課、各福祉施設所管課、指導監査室、介護保険課)

⁵⁸ サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度。

4. 地域医療体制の充実

現況と課題

慣れ親しんだ地域でいつまでも健康で安心して暮らし続けるためには、地域の医療の充実が大きな要素となります。

本市では県下に先駆けて夜間休日急病診療所を開設するとともに、地域医療の中核となる市立医療センターや救命救急センターを整備し、さらに、24時間体制で医師が同乗するドクターカーを配備するなど、救急医療体制の整備に努めてきました。

しかしながら、全国的に問題となっている医師不足による救急医療の弱体化や不要不急な救急車利用の増加などは本市も例外ではなく、現在の医療体制は数々の問題が山積しています。

こうした状況の中にあって本市では、平成20年4月にはリハビリテーション医療の中核となる市立リハビリテーション病院を開設し、市立医療センターなどの急性期病院との連携による、急性期から回復期まで切れ目のないリハビリテーションを行う体制を整備しました。

さらに、平成22年1月には市立医療センター内に緩和ケア病棟を開設するなど、今後も医療体制の確立に向けて、積極的に取り組んでいますが、安心して暮らせる地域づくりのためには市民の方々の地域医療に対する理解や協力が不可欠です。

施策の方向

安定した救急医療体制の維持に努めるとともに、医療機関への適正なかかり方について啓発を行います。また、市民の方の医療体制への導入を支援するため、「かかりつけ医」を持つことについての重要性をPRしていくとともに、開業医の情報や緊急時に対応してくれる医院の情報を誰もが手軽に得られることが大切です。船橋市医師会のホームページなどの医療情報の周知を図ります。

市立リハビリテーション病院においては質の高いリハビリテーションサービスの提供を目指します。また、地域で支えあう地域リハビリテーション⁵⁹の推進を図ることで、急性期から維持期までをサポートする一連の体制の整備を図ります。

併せて、在宅ターミナルケア⁶⁰などの推進に関わる関係機関の連携強化を図るとともに、緩和ケア病棟の充実に努めます。

⁵⁹ 医療や保健、福祉及び生活支援に関わる人々や機関や組織が、本人の自立を支援する立場から協力し合って行う活動で、福祉的なケア・サービスだけでなく、地域住民を含めた総合的な支援がなされるものと定義されている。

⁶⁰ 「ターミナルケア」とは治癒の可能性のない末期患者に対する身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括した医療。延命よりも身体的な苦痛や死への恐怖をやわらげることが重視する。在宅でもターミナルケアと同様のケアをすること。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医を確保する ○在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、事業所などを把握するようにする ○在宅ターミナルケアや緩和ケアについて認識を深める ○地域リハビリテーションを理解する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関は訪問診療・看護等を積極的に実施する ○市の保健師や開業医と連携して介護予防のための相談事業や教室を実施する ○往診など地域に根ざした診療・事業を実施している医療機関の評価とPRを行う ○地域において地域リハビリテーションについて推進できることを検討し、行動する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時の医療体制の整備と周知を行う (健康政策課) ○市立医療センターの地域医療連携室を中心にかかりつけ医との連携を推進する (医療センター) ○地域リハビリテーション体制を構築し、推進する (健康政策課) ○地域リハビリテーションの情報を発信する (健康政策課) ○在宅ターミナルケアの担い手である在宅療養を支援する診療所などとの連携を推進する (医療センター) ○緩和ケア病棟の充実に努める (医療センター)



5. 日常における防犯体制の充実

現況と課題

船橋市では平成16年に市民防犯課を設置して、地域住民、学校、警察、事業者、行政といった関係機関・団体が一体となって安全で安心なまちづくりに取り組んでいます。

その結果として、平成7年から増加の一途をたどり、平成15年には17,000件を超えていた犯罪認知件数が、平成16年からは減少し、平成20年にはついに10,000件を割り込んでいます。

このことは、今までの取り組みの成果であり、特に地域住民が積極的に防犯パトロールに参加したことが実を結んだものであるといえ、さらに推進していくことが大切です。

また、最近では高齢者等を中心に、振り込め詐欺⁶¹や悪質な訪問販売といった従来にはあまり見られなかった犯罪による被害が増え続けている状況が見られます。

そのため、こうした新しい形の犯罪の被害を未然に防ぐため、犯罪の手口を周知するなどにより、今後も防犯や消費者保護の取り組みを推進していくことが重要になります。

施策の方向

今までの取り組みで効果を挙げている、町会・自治会を中心とした、地域住民の手による防犯パトロール活動をさらに支援していくとともに、「船橋市犯罪のないまちづくり条例」や防犯マニュアルの周知を図っていくことで、防犯の意識を啓発します。

さらに、振り込め詐欺や悪質な訪問販売といった、従来にはあまり見られなかった犯罪に対しては町会・自治会の掲示板や回覧板、広報紙などで注意を喚起するとともに、悪質な訪問販売については消費生活の相談窓口である船橋市消費生活センター⁶²の周知を図ることで、消費者の利益を擁護します。

⁶¹ 被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性が高い知能犯罪で、警察では「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」の4類型に区別して対策を行っている。

⁶² 市の消費者サービス機関。消費者からの苦情処理や講座などの啓発活動、消費生活情報の収集・提供などの消費者保護施策を行う。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪から自分を守るために何が必要かを日頃から考え、家族で話し合い確認しておく ○振り込め詐欺や悪質な訪問販売対策に関心を持ち、被害にあわないように注意する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会単位の防犯パトロール隊を結成する ○身近な犯罪に対する防犯意識を高めるよう、地域の子どもが作成した安心・安全のまちづくりに関するポスター・標語などを掲出する ○防犯パトロール隊、スクールガード、その他地域のボランティア団体などが情報を共有し、連携した活動を展開する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯パトロール隊、スクールガードの立ち上げや活動を支援する (市民防犯課、児童・生徒防犯対策室) ○「船橋市犯罪のないまちづくり条例」の周知を図り、安心して生活できる地域づくりを推進する (市民防犯課、児童・生徒防犯対策室) ○防犯マニュアルの提供などにより、防犯に対する市民の意識を啓発する (市民防犯課) ○防犯情報の周知を図る (市民防犯課) ○警察・地域・企業・学校・行政などが連携した機能的な体制の構築を図り、安全で安心なまちづくりを推進する (市民防犯課、児童・生徒防犯対策室) ○消費生活に関する苦情相談などの窓口である船橋市消費生活センターの周知を図り、消費者被害の未然防止に努める (消費生活課) ○船橋市消費生活センターの相談処理体制を充実し消費者利益の擁護を図る (消費生活課) ○悪質商法などに関する情報提供や各種啓発事業を行い、消費者被害の未然防止に努める (消費生活課)

6. 災害時における要援護者支援体制の充実

現況と課題

日本は地形的に地震が多く発生しており、ここ数年だけでも、平成16年には中越地震、平成19年には中越沖地震、平成20年には岩手・宮城内陸地震、平成21年には静岡沖地震と多くの大規模な地震が発生しています。

さらには地球温暖化の影響からか、ゲリラ豪雨⁶³のような今までには見られないような異常気象が見られることから、地震にだけでなく、水害にも対応できるような防災対策が求められています。

市では、こうした地震や風水害といった突然の自然災害に対処するため、「船橋市地域防災計画」に基づき、飲料水の確保や食料・資機材の備蓄をはじめ、災害に備えた体制の確立を図っています。

しかしながら、災害直後の人命救助等の対応については、自助・共助による近隣同士での助け合いが重要・不可欠であり、特にひとり暮らしの高齢者をはじめとする要援護者は、常日頃から気にかけておく必要があることから、市社協が平成18年に策定した「船橋市地域福祉活動計画」において「安心登録カード」の実施が提言されており、平成21年度から取り組み始めた地区も出てきています。

一方、前述した中越沖大地震においては、要援護者に対する対応が遅れたことが問題となったことから、平成19年8月に国では「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」を通知したところです。

この通知により、市でも要援護者を把握することが必要とされていることから、市としても要援護者台帳の作成に取り組んでいくことになっています。

施策の方向

市では国からの通知に基づき、災害が起きた時、避難する際に支援を要する災害時要援護者についての台帳を作成し、災害時の対策を強化するとともに、地域や各関係機関と連携し、緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりを整備します。

また、地域においては自主防災組織⁶⁴を充実・強化するとともに、市社協、地区社協が実施主体となって、地区連合町会、地区民生児童委員協議会が協力して実施する、「安心登録カード事業」の推進を図っていきます。

さらに、市社協においては、災害時のボランティア活動に対して支援を行う災

⁶³ 突発的に発生した積乱雲が、数キロから数十キロのせまい地域に発生、一時的な豪雨になることで予測ができない。

⁶⁴ 大災害時に備えて、地域住民が自主的に集まり活動する防災組織のこと。

害ボランティアセンター⁶⁵の設置を検討していきます。

地域福祉の役割分担

区分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害から自分を守るために何が必要かを日頃から考えておく ○地域の防災訓練に積極的に参加する ○災害時に特別な配慮が必要な人は必要事項を近隣の人に伝えておく ○高齢者や障害者などの要援護者やその家族について気を配る ○安心登録カードについて理解を深める
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会や民生委員・児童委員及び地区社協などが協力して災害時に特別な配慮が必要な人の把握に努める ○防災訓練と自主防災組織を充実・強化する ○市社協を中心に民間の災害ボランティアセンターを立ち上げる ○地域の子どもが作成した安心・安全のまちづくりに関するポスター・標語などを掲出する ○安心登録カードについて周知を図り、推進する。
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市地域防災計画」を推進し、地域や各関係機関と連携し、緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりを整備する (防災課) ○要援護者台帳を作成し、情報を適宜更新する (要援護者台帳作業部会関係各課) ○防災訓練の実施及び自主防災組織の立ち上げや活動を支援する (防災課) ○高齢者・障害者などの緊急時の支援体制について検討する (高齢者福祉課、障害福祉課、防災課、保健予防課、消防局指令課、国際交流室) ○警察・地域・企業・学校などと行政が連携して安全で安心なまちづくりを推進する (防災課)

⁶⁵ 災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う。行政が設置するケースの他、社会福祉協議会が設置するケースもある。

7. ホームレス対策の推進

現況と課題

平成19年以降、国は定期的にホームレスの実態に関する全国調査を行っており、この調査では依然として日本全国各地で多数のホームレスが確認されているところです。このような状況の中で、平成20年には国の定める「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直しが行われ、地方公共団体は引き続き地域の実情に即した適切な施策を実施することとされています。一方、千葉県は「千葉県ホームレス自立支援計画」を策定し、県内におけるホームレス対策についての考え方や施策について示しています。

これらを踏まえて、市ではホームレスの方に対して福祉サービス・保健・就労・住まい等に関する相談・指導や情報提供などを行っています。

本市では、平成21年1月現在で54人のホームレスを把握しており、これは平成16年8月現在の96人に比べ40人以上のホームレスが減少していることとなりますが、ここ最近では世界的な景気後退に加え、雇用形態の変化から派遣切り・ネットカフェ難民などのホームレスになるおそれのある人々の存在が社会的問題にもなっており、ホームレスの増加などが懸念されます。

また、路上生活が長期にわたったり、寝る場所が定まらず広域的な移動を繰り返したりするホームレスも存在しています。

地域においては、ホームレスが汚い、怖い、危険などの誤った見方により、住民とあつれきが生じるケースもあり、全国的にみるとホームレスへの襲撃事件やいやがらせなどといった事例も起きており、ホームレスに対する偏見・差別をなくすための市民の意識啓発も重要です。

施策の方向

市は、ホームレス生活実態調査の中で、ホームレスが信頼して相談できる人がいないという問題を抱えていると把握したことや、継続的に相談・指導を行い、ホームレスが就職してアパートや会社の寮に入居し、自立できた事例を経て、現在は相談を中心に自立の支援を行っています。

今後もホームレスの実態や問題を適切に把握しながら、自立に向けた働きかけを行います。

また、地域住民とのあつれきを解消し、ホームレスに対する偏見や差別がなくなるよう、ホームレスの人権について市民への啓発を行います。

対策を進めるにあたって、千葉県及び近隣自治体と連携し、県単位での取り組

みなど、広域においてホームレス対策が更に効果的に推進されるように図っていきます。

地域福祉の役割分担

区分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームレスに関する風評に惑わされない ○ホームレスの動向について目配りする ○ホームレスに関する情報を得たときには関係機関に連絡する ○ホームレスの問題を社会全体の問題として考える
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○逼迫しているホームレスの情報を行政に連絡する ○NPOや地域で活動する民間団体は施設・知識・人材等を活用し、ホームレスの自立支援事業の実施を検討する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームレス総合相談窓口及びホームレス巡回相談において、ホームレス一人ひとりの状況に応じて自立に向けた働きかけを行う (地域福祉課) ○相談の中でホームレスの生活実態などを把握し、状況に応じた自立支援策を検討する (地域福祉課) ○相談窓口を周知する (地域福祉課) ○ホームレスの人権などについて市民への啓発活動を行う (地域福祉課) ○千葉県及び近隣自治体と均衡の取れた施策を展開する (地域福祉課) ○ホームレスの保健及び医療に関し、関係機関と連携をとり対応に努める (地域福祉課)

1. 連携・協力体制の確立

現況と課題

本市においては24地区コミュニティ全てに地区社会福祉協議会が設置され、多くのボランティアによって多様な活動が展開されています。

また、国からの委嘱を受けた約700人の民生委員・児童委員が、民生児童委員協議会を組織し、**制度ボランティア**⁶⁶として担当地域で活躍していますが、一人ひとりの民生委員・児童委員が、多様化してきている福祉ニーズや課題に対応していることが多くなっていることから、その負担が大きくなっています。

さらに、福祉活動を行うNPOや、社会福祉法人など福祉サービス事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、などがさまざまな関係機関や団体がそれぞれの立場で福祉課題に取り組んでいます。

こうした機関や団体等はそれぞれが地域福祉の推進にあたり非常に重要な役割を担っています。地域ぐるみの福祉活動を推進するためには、地域の福祉ニーズを把握し、それぞれが役割分担をした上で、協力・連携を図っていくことが重要です。そのため、同じ地域で活動するさまざまな組織・団体の話し合いの場が必要とされます。いくつかの地区では地区社会福祉協議会が中心となり、話し合いの場を持っていますが、そうした話し合いの場は少ないのが現状です。

また、こうしたさまざまな組織・団体が連携し、ネットワークを構築することによって、地域における各組織・団体の機能・資源や人材のさらなる有効活用を進めていくことができます。

施策の方向

連携・協力体制を構築するには、先ず相手組織の目的や活動内容を十分理解し、協力できること、できないことを明確にする必要があることから、意見交換会や研修の機会を設けます。

また、地区社会福祉協議会を中心とした地域における福祉関連団体のネットワークを構築するため、連絡会の設置を推進していくとともに、市内ではさまざまなボランティア活動が展開されていることから、市の社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターと、NPO活動の支援等を行う市民活動サポートセンターとが連携を深めることで、地域の福祉活動に関心のあるボランティア団体やNPO、地区社協といった市民活動を実施している団体同士が相互に連絡のと

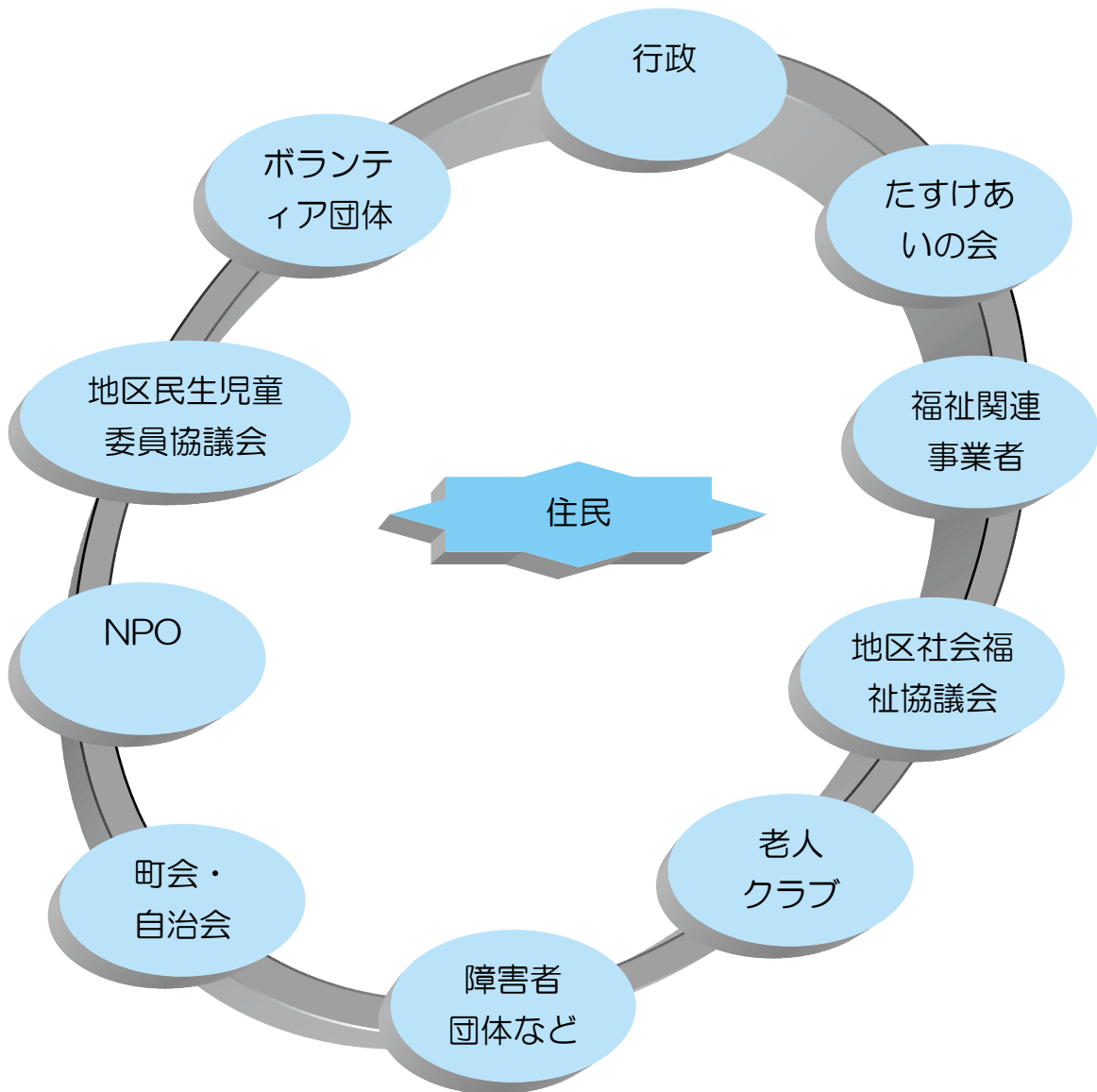
⁶⁶ 民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司等、厚生労働大臣や法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアで、地域住民からの相談に対応したり行政機関との連絡調整を担っている。

りやすい体制づくりに努めます。

さらに、高齢者においては、現在、在宅介護支援センターが中心となって**地区高齢者地域ケアチーム**⁶⁷を展開していますが、今までの参加メンバーであった、市の保健師や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会などに地域包括支援センターの職員が加わることで、さらなる充実強化を図っていきます。

加えて、民生委員・児童委員との連携を図りながら地域の見守りなどを実施する「(仮称)地域福祉推進員制度」について研究します。

地域における連携のイメージ図



⁶⁷ 24ヶ所に設置されている在宅介護支援センターを中心に、市の保健師や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などで組織され、地域ケアに関する情報交換を行うとともに、要援護となるおそれのある高齢者に対するサービスの総合調整を行うための仕組み。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を知る ○地域の民生委員・児童委員を確認する ○地域におけるボランティア活動の場である地区社協を知る ○地域で行われる行事へ積極的に参加する ○福祉課題を持つ人や家庭の情報を民生委員・児童委員や地区社協へ連絡する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員が持つ個人情報の取り扱いについて議論する場を持つ ○共有する個人情報保護の徹底を図る ○新しい組織や団体を受け入れる姿勢と連携・協力のための話し合いの場を持つ ○地区社会福祉協議会を中心とした福祉関連団体のネットワーク化と連絡会の設置を行う ○家事援助などのちょっとした福祉サービスを関係団体の協働によって実施する ○ボランティアセンターと市民活動サポートセンターとが連携し地域のボランティアのコーディネート機能を持つ ○地区社会福祉協議会を中心に地域の諸団体が連携していくための指針となる地域福祉活動計画を推進する ○民生委員・児童委員との連携を図りながら地域の見守りなどを実施する 「(仮称)地域福祉推進員制度」について研究する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社会福祉協議会関係者や民生委員・児童委員を対象とした意見交換会や研修会を開催する (地域福祉課) ○地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員の重要性の啓発及び活性化を図る (地域福祉課) ○地域福祉活動計画の推進にあたり助言と支援を行う (地域福祉課) ○地区社協を中心とした福祉関連団体のネットワーク化と連絡会の設置を地域福祉支援員により支援する (地域福祉課) ○地区高齢者地域ケアチームの充実・強化を図る (包括支援課) ○職員一人ひとりに地域との協働の必要性について周知を行う (人材育成室、市民協働課)

地域福祉支援員とは？

地域福祉支援員って何？

「船橋市地域福祉計画」では、行政が担う公助を基盤とした上で、「共助」である地域ぐるみの福祉活動を活性化することで「共助社会の構築」をめざしています。

そこで、船橋市として「共助」の活性化を図るために、地域における福祉活動を側面から支援する「地域福祉支援員」を地域福祉課に平成18年度より、配置しています。

どんなことをしているの？

地域福祉支援員の主な業務としては

・ 助け合い活動の普及支援

日常生活のちょっとした困りごとへの手助けや、家事援助を地域住民同士の手で行う「助け合い活動」を市内全域に普及できるように、地域を支援しており、「助け合い活動立ち上げマニュアル～私にもできる？たすけあいの会～」を作成しました。

・ 地域における福祉関連団体同士の連絡会の設置支援

現在、地区社会福祉協議会や地区民生児童委員協議会など、地域ぐるみの福祉活動を実践している団体は様々あり、また、行政としても地域包括支援センターや在宅介護支援センターを整備しています。今後、地域の福祉課題を地域で解決していくためには、地域にある団体や機関がさらなる連携を図っていく必要があります。そこで、地区社会福祉協議会が立ち上がっている24地区コミュニティごとに、地域にある福祉に関するあらゆる団体が参加し協議する場である「地域福祉関連団体連絡協議会」が、地区社会福祉協議会を中心として立ち上がるよう、市社会福祉協議会とともに地域を支援しています。

他にも、出前講座による意識啓発や市社会福祉協議会とともに地区社会福祉協議会の活動を支援しています。

2. 保健と福祉の総合相談窓口の整備

現況と課題

何か困ったことが起きたときに、気軽に相談に行ったり、電話で対応してくれる窓口があることは、安心して暮らすために大変重要であると同時に、こうした窓口は、市民の福祉ニーズを捉えることのできる市の施策上、重要な機関ともなっています。

しかしながら、市民にとっては、いざ相談をするとなると、どこが窓口なのか、どこに電話をかければいいのかわからないという状況も多く見受けられます。さらに、さまざまな問題が積み重なっており、1つの部門だけでは、解決しない問題も多くあります。

船橋市では、高齢者については、平成18年4月より市内5箇所地域包括支援センターが設置され、高齢者にとっての総合相談窓口としての機能を備えており、また、障害者については平成18年10月に「ふらっと船橋」が開設され、障害に関する総合窓口業務を行っています。さらに、子育てに関することについては、平成21年6月から児童家庭課に「子育て支援コーディネーター」を配置して、子育てに関する最初の相談窓口となっています。

このように、高齢者、障害者、子育てといった部門ごとの総合窓口は設置されていますが、福祉の総合的な窓口、さらに福祉に保健をも含めた総合相談窓口という、まだ設置されていない状況です。

また、24の地区コミュニティの公共施設に設置されている地区社協では事務局員（地域コーディネーター）を配置していることから、福祉相談窓口事業を行っている地区もありますが、市民にあまり浸透していません。

今後は、利用者の視点に立ち、利用者がどこの窓口で相談に訪れても、相談内容に応じて必要とする相談窓口につなぐ仕組みを構築することが必要です。

施策の方向

福祉や保健について、市民がどこに相談したら良いのかわからないときに、ワンストップサービスとなりえる、福祉と保健の総合相談窓口の整備について、検討を進めます。

しかしながら、ワンストップサービスとなる総合相談窓口の整備についてはさまざまな面において時間がかかると思われることから、まずは市民の方からの相談の入り口となるような窓口で、相談者と所管課をつなぐ役割を担う、(仮称)「保健と福祉のなんでも相談110番」の設置を進めていくとともに、相談員や市職員

のスキルアップを図り、今あるそれぞれの相談窓口のネットワーク化を図ります。
 また、地区社協も地域における相談窓口としての機能が期待されていることから、事務局員のスキルアップを図ります。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとりで悩まず相談をする ○最寄りの相談窓口を知るように努める
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協は地域の福祉に関する相談機関として民生委員・児童委員などと連携する ○地区社協の事務局員を地域コーディネーターとして位置づけ資質の向上を図る ○地域包括支援センターと在宅介護支援センターを地域の福祉相談事業のパートナーとして捉え協力・連携していく
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における保健と福祉に関する総合相談窓口の整備について検討する (行政管理課、健康福祉局) ○市役所に福祉相談の入り口となる窓口の設置を進める (福祉サービス部) ○地域における高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターと在宅介護支援センターの相談機能の充実を図る (包括支援課) ○相談事業について広く地域住民にPRし、それぞれの相談窓口のネットワーク化を推進する (健康福祉局) ○研修などで職員のスキルアップを図り、相談業務の充実を図る (健康福祉局)

1. 個人情報の保護と情報の共有化

現況と課題

福祉サービスを必要としている人に最適なサービスを提供するには、その人の健康や生活の状況を把握した上で、必要なサービスを検討していきますが、そこには個人情報に関わる情報が数多く存在することから、取り扱いには十分注意しなくてはなりません。

当然、個人情報の保護は必要ではありますが、地域ではさまざまな人や団体、機関が互いに連携を図りながら、地域福祉を推進していくためには、一定の人や団体がお互いに情報を共有する必要もあり、情報を共有することにより、効率的で効果的な福祉サービスの提供が可能となります。

このような状況であることから、「安心登録カード」や「要援護者台帳」などにおいては、個人情報の保護と情報の共有化をどのように両立していくかが大きな課題となっています。

施策の方向

地域の中で福祉サービスを必要としている人に対して、サービスを実施、特に日常の家事援助といった「助け合い活動」を実施していくには、日頃の交流を通じて、お互いを知り信頼関係を築くことが重要になります。

また、その当事者に関わっている全ての人が必要な情報を共有することができれば、より良いサービスの提供を検討していくことも可能になるというメリットがあります。

しかし、そこで知り得た情報や共有した情報が近隣に漏れるようなことがあれば、逆に不信感が生まれ、地域ぐるみの福祉活動の輪を拡げることの大きな妨げにもなるという、デメリットもあります。

そこで、地域の福祉関係者に対して、個人情報の取り扱いについて、情報を共有することについてのメリット・デメリットまでも含んだ、研修会を実施するとともに地域の福祉関係者による情報の取り扱いについて、当事者も含めて一定のルールを決めていきます。

特に、制度ボランティアである民生委員・児童委員に課せられている**守秘義務**⁶⁸と地域の福祉団体やボランティアとの情報の共有のあり方については、市としての方向性を示せるようにします。

⁶⁸ 職務上知ることのできた秘密を守る義務。公務員及び医師・弁護士のほか制度ボランティアもこの義務を負う。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護は信頼関係を築く基本であると捉える ○自分に関する情報の取り扱いの意向をサービス提供者にきちんと伝える ○知り得た個人情報を含む情報をむやみに他人に漏らさない
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアなどを対象に個人情報保護の重要性について研修会を実施する ○地域の福祉関係団体は当事者も含めて個人情報を含む情報を地域で共有する際のルールを決める ○個人情報保護の重要性と情報共有化のメリットについて一人ひとりの住民に理解を求める
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員が知りえた個人情報を含む情報を地域で共有する際の指針を示し、研修を行う (地域福祉課、情報政策課) ○個人情報保護と情報の共有化についての研修会の開催を支援する (地域福祉課、情報政策課)



2. 権利擁護の推進と見守り体制の充実

現況と課題

都市化や核家族化の進展により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、親族からの援助を受けられずに、高齢者が高齢者を介護していたりするケースが見受けられます。

こうした状況を受けて、認知症や障害などにより判断能力が十分ではない人が、安心して財産の管理や公的な手続きが出来るよう、市社協内にある「ふなばし高齢者等権利擁護センター」で実施されている日常生活自立支援事業⁶⁹である「ぱれっと」の充実や成年後見制度⁷⁰の周知を図っていくことが求められています。

さらに支援を必要とする世帯に対して、民生委員・児童委員の活動を中心に、地域の中で住民相互の見守り活動⁷¹を行うことで、異変の早期発見に努め、誰にも看取られることなく亡くなってしまふ、いわゆる孤独死を防止することができます。加えて、福祉サービスの内容や制度を周知し、判断能力に支障があるようであれば、日常生活自立支援事業や成年後見制度につないでいくことが必要です。

なお、市としても成年後見制度が少しでも使いやすくなるように、「成年後見制度利用支援事業⁷²」に取り組んでいます。

また、最近では高齢者や児童に対する虐待が増加している傾向にありますが、地域における見守り活動が定着することで、虐待の抑止につながることも期待されています。

施策の方向

ふなばし高齢者等権利擁護センターが実施している日常生活自立支援事業である「ぱれっと」と成年後見制度を周知し、利用を促進します。

また、資産が無くても成年後見制度を活用できる「成年後見制度利用支援事業」についても周知を図るとともに、市民後見人制度についても検討していくことで、より多くの人が高齢後見制度を活用できるようにします。

一方、高齢者の孤独死を未然に防ぎ、虐待の抑止効果も期待される見守り活動

⁶⁹ 判断能力に不安があるため、適切な福祉サービスを受けることが出来ない人のために、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助などを行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業。

⁷⁰ 民法に規定された判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障害・精神障害のある成年者の財産管理や身上監護を支援する制度で、平成11年の民法の改定により導入された。

⁷¹ 常時の支援は必要ではないが、虚弱な高齢者などについて訪問等を通して、生活異変を早期に発見する活動のこと。

⁷² 認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者のうち、身寄りのない方について成年後見制度が必要にも関わらず申し立てができないことを防止するため、市長が代わって成年後見などの申し立てを行い、費用などの支払いが困難な方については市が助成を行う事業。

の強化に努めるとともに、虐待については相談窓口を広く市民に周知していきま
す。さらには虐待を未然に防止するために、地域において気軽に悩みを相談でき
る場所を確保していきます。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活自立支援事業と成年後見制度について知る ○地域の見守り活動へ積極的に参加する ○隣近所の異変に気づいたら躊躇せずに民生委員・児童委員や行政に連絡する ○認知症について理解を深める ○介護や子育てに一人で悩まない ○市民後見人制度を知る
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活自立支援事業と成年後見制度への理解を深める ○ふなばし高齢者等権利擁護センターで実施している日常生活自立支援事業「ぱれっと」の充実を図る ○民生委員・児童委員を中心とした見守り活動を充実する ○福祉サービスを必要とする人へ制度の案内及び行政への連絡を行う ○詐欺や悪質商法に関して回覧板などを活用して住民の注意を喚起する ○介護や子育ての悩みを聞く場を確保する ○認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会を開催する ○市民後見人制度の理解を図れる研修の開催をする
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活自立支援事業と成年後見制度のPRを行い利用の促進を図る (地域福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、包括支援課、保健予防課) ○成年後見制度利用支援事業の推進を図る (高齢者福祉課、障害福祉課、包括支援課、保健予防課) ○認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う (包括支援課) ○高齢者、障害者、児童などへの虐待に対応するとともに防止に努める (健康増進課、高齢者福祉課、包括支援課、障害福祉課、療育支援課、児童家庭課) ○高齢者、障害者、児童などへの虐待に関する相談窓口を周知する (健康増進課、高齢者福祉課、包括支援課、障害福祉課、児童家庭課) ○市民後見人制度や権利擁護団体の設立について研究を行う (高齢者福祉課、障害福祉課)

第7章 地域福祉推進のための 仕組みづくり

1 地域福祉を推進するための総合的な仕組みづくり

1. 船橋市のコミュニティ

現在、市内に24の地区コミュニティが設定されており、その地区コミュニティごとに、地区自治会連絡協議会（市全域では船橋市自治会連合協議会）、地区民生児童委員協議会（市全域では船橋市民生児童委員協議会）、地区社会福祉協議会が設置されています。

地区自治会連絡協議会は、地域における活動の基盤である自治活動を実施している町会・自治会が連携することで自治活動の更なる活性化を目指す組織です。

地区民生児童委員協議会は制度ボランティアとして福祉の第一線を担う民生委員・児童委員が連携・協力しながら、地域における課題の解決や民生委員活動の質の向上、行政との連携の強化等に取り組んでいます。

地区社会福祉協議会は地域福祉を推進していくことを目的とする団体として社会福祉法に明確に位置づけられている社会福祉法人船橋市社会福祉協議会の支部として地区コミュニティごとに設置されています。

そして、この3団体はそれぞれの立場から地域福祉を推進していくために、積極的な取り組みがなされています。

また、総合計画では24の地区コミュニティを統合する形で、南部・西部・中部・東部・北部の5行政コミュニティが設定されていることから、この5行政コミュニティを広域的な地域福祉の推進を考える際の基準となる保健福祉地区としても位置づけています。

保健福祉地区別の概況は次のとおりです。

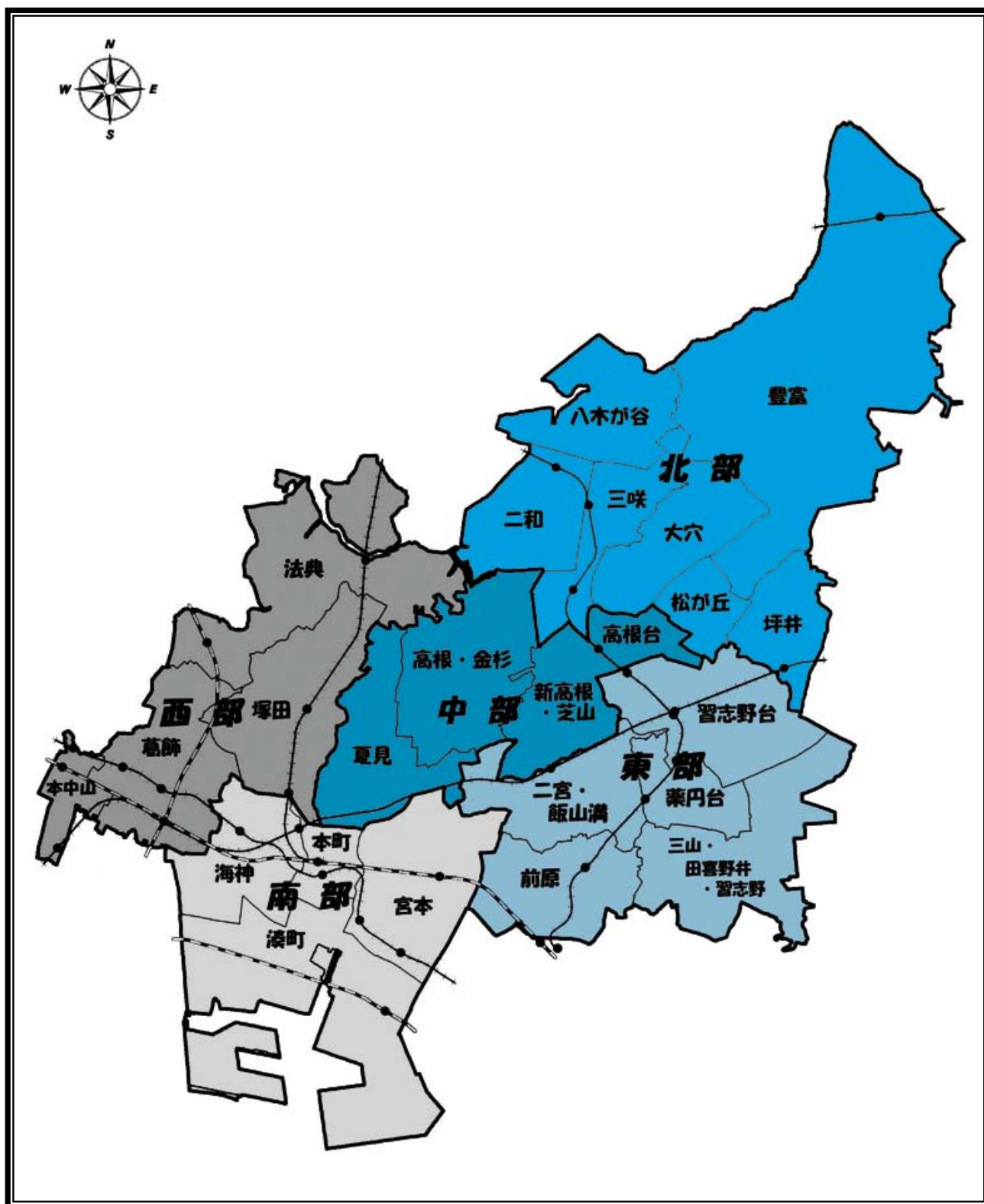
保健福祉地区（行政コミュニティ）の概況

	面積 (ha)	人口 (人)	年少人口 (0歳～14歳)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	高齢人口 (65歳以上)	高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
南部	1,544.30	104,185	13,186	73,343	17,656	16.9	51,056
西部	1,514.00	136,973	20,688	95,554	20,731	15.1	60,391
中部	1,093.20	80,192	10,569	50,854	18,769	23.4	34,588
東部	1,617.00	165,071	23,217	111,240	30,614	18.5	71,294
北部	2,795.50	104,522	13,771	66,072	24,679	23.6	41,736
合計	8,564.00	590,943	81,431	397,063	112,449	19.0	259,065

※人口：平成21年4月1日現在

住民基本台帳をもとにした、年齢3区分（15歳未満、15～64歳、65歳以上）です。

5 行政コミュニティと24地区コミュニティ



地域福祉推進のための仕組みづくり

第7章

2. 地域資源の有効活用

地域福祉を推進していくための担い手として期待されているのが、地域に住む住民一人ひとりです。地域には、さまざまな知識や技術を持った人が存在しますが、どのような人が地域にいるのかがわかるような仕組みが、整備されていないのが現状です。

そのような人的資源の活用・育成のため、市民一人ひとりが地域に貢献する役割を持っていることを認識するとともに、地域で活躍できる仕組みを作っていくため、地域における各種イベントの開催や各種講座を充実させます。

さらに、船橋市社会福祉協議会内のボランティアセンターと市民活動サポートセンターとの連携を深め、さらに市民活動情報ネット等の活用等により地域福祉活動に関心のある人にさまざまな情報を提供し、活動を始めやすい体制づくりを進めます。

また、地域福祉を推進していくには人的資源を確保するだけでなく、活動の拠点となるような施設を確保するといった物的な地域資源も必要となってきます。

現在ではさまざまな活動が公民館を中心に行われていますが、生涯学習のニーズの高まりとともに、会場の確保が難しいのが現状です。そこで、地域における福祉活動の拠点を確保していくために、新規に建設する公共施設における地域福祉活動スペースの確保や学校の余裕教室の活用などを進めていくとともに、地域にある町会・自治会館の有効活用や福祉サービス事業者の施設の開放、商店街の活性化にもつながる空き店舗の再利用などを進め、必要な活動拠点の確保を図ることが重要になってきます。

保健福祉地区（行政コミュニティ）別の地域資源は次のとおりです。

（平成21年8月調査）

地域資源一覧

高齢者関連施設

地域資源	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	中部地域
老人福祉センター	1	1	1	1	1
老人憩いの家	14	9	10	5	6
ゲートボール場	4	2	1	3	1
地域包括支援センター	1	1	2	1	0
在宅介護支援センター	5	4	4	7	4
デイサービスセンター	7	4	1	6	2
特別養護老人ホーム	5	3	0	5	3
養護老人ホーム	0	0	0	1	0
軽費老人ホーム	1	2	0	4	1
介護老人保健施設	3	1	1	4	2
居宅介護支援事業者	36	26	22	25	18
訪問看護	3	5	6	2	2
訪問介護事業所（ホームヘルプ）	32	18	23	7	12
訪問入浴介護事業所	2	3	1	1	0
訪問リハビリテーション	3	0	2	1	2
通所介護（デイサービス）事業所	18	16	12	19	14
通所リハビリテーション事業所	3	1	2	6	2
短期入所生活介護事業所	6	3	0	6	3
短期入所療養介護事業所	3	1	1	3	2
有料老人ホーム	0	3	3	1	1
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	4	4	3	6	4
認知症対応型通所介護	3	1	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1	2	0	1	1

障害者関連施設

地域資源	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	中部地域
知的障害児通園施設	0	0	1	1	0
簡易マザーズホーム	1	0	1	0	0
ことばの相談室/こども発達相談センター/親子教室	0	2	1	0	1
知的障害者更生施設	0	0	0	2	1
知的障害者授産施設	0	0	0	2	0
知的障害者グループホーム・グループホーム・生活ホーム	8	0	0	13	6
身体障害者授産施設 (小規模作業所含む)	0	1	1	1	1
身体障害者福祉ホーム	0	0	0	1	0
地域活動支援センター	4	4	5	3	1
生活介護事業者	1	3	0	4	0
就労支援事業者	5	3	0	3	1
精神障害者生活訓練施設	0	0	0	1	0
地域生活支援事業登録事業所	17	12	12	12	4

子育て関連施設

地域資源	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	中部地域
保育所（市立）	4	4	10	2	7
保育所（私立）	7	12	3	6	8
幼稚園	12	9	6	7	11
子育て支援センター	0	0	1	0	1
児童ホーム	5	4	3	4	4
放課後ルーム	14	9	10	11	10
小学校	15	9	10	11	11
中学校	8	4	4	7	6
高等学校	4	3	3	5	3
大学、専門学校	3	0	5	1	1
児童養護施設	0	0	1	0	0
病児・病後児・休日保育	1	2	2	0	2

保健医療関連施設

地域資源	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	中部地域
保健センター	1	1	1	1	0
病院	7	1	5	5	5
一般診療所	83	67	70	39	33
歯科診療所	86	68	69	39	36
保健所	0	0	1	0	0
公衆浴場	1	5	11	0	0

生涯学習関連施設

地域資源	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	中部地域
公民館	5	5	4	7	4
市民文化ホール	0	0	1	0	0
市民文化創造館	0	0	1	0	0
市民ギャラリー	0	0	1	0	0
茶華道センター	0	0	1	0	0
視聴覚センター	0	0	1	0	0
図書館	1	1	1	1	0
図書室・図書コーナー	2	2	3	4	2
体育施設	6	7	8	11	8
青少年会館/青少年キャンプ場	0	0	1	1	0

都市基盤施設等

地域資源	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	中部地域
街区公園	65	54	34	41	31
近隣公園・地区公園	3	2	1	3	3
総合公園・運動公園	0	1	0	1	1
緑地・緑道	25	27	11	30	13
児童遊園	47	30	26	44	22
ゴミ焼却場	0	0	1	1	0
清掃センター	0	0	1	0	0
リサイクルセンター/再生センター	0	0	0	1	1
下水道処理場	0	0	2	0	0
駅（路線別）	8	10	9	5	1
公共駐車場（か所）	0	0	3	0	0
公共駐輪場（か所）	19	25	26	9	3
市場	0	0	1	0	1
郵便局	11	9	9	7	7
警察署・交番	5	6	7	4	5
消防署・分署・出張所	4	3	1	2	3
市営住宅（か所）	6	2	1	3	0
借上福祉住宅・借上公営住宅（か所）	5	4	4	2	6
県営住宅（か所）	2	0	2	3	0
特定優良賃貸住宅（か所）	9	17	9	0	7
高齢者円滑入居賃貸住宅（か所）	21	31	14	4	2
高齢者向優良賃貸住宅（か所）	1	1	2	1	2
UR賃貸住宅・分譲住宅（か所）	4	4	2	1	5
雇用促進住宅（か所）	0	1	0	2	0

その他

地域資源	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	中部地域
市役所・出張所・連絡所	4	3	2	3	2
市民活動サポートセンター	0	0	1	0	0
消費生活センター	0	0	1	0	0
女性センター	0	0	1	0	0
勤労市民センター	0	0	1	0	0
心配ごと相談所	1	1	1	1	1
民生委員・児童委員	200	143	139	124	121
市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	5	4	5	7	4
ボランティアセンター			1		
社協事業					
・ふれあい・いきいきサロン回数	71	95	93	120	82
・ミニデイサービス回数	96	85	89	140	81
・子育てサロン回数	82	68	50	108	33
地区社協ボランティア人数	397	525	300	477	331
たすけあいの会	8	3	1	10	8
福祉団体	43	22	28	30	31
福祉ボランティア人数	933	372	1066	539	853
主たる事務所を置くNPO	38	27	49	20	24
従たる事務所を置くNPO	4	3	8	5	1
町会・自治会会館数	81	32	52	81	38



3. 福祉人材の育成とネットワーク化

社会福祉法は、地域住民、NPO・ボランティア団体などの市民組織及び社会福祉事業者が中心となって地域福祉を進めていくこととしており、そのための中核的な役割を担う組織として社会福祉協議会をあげています。

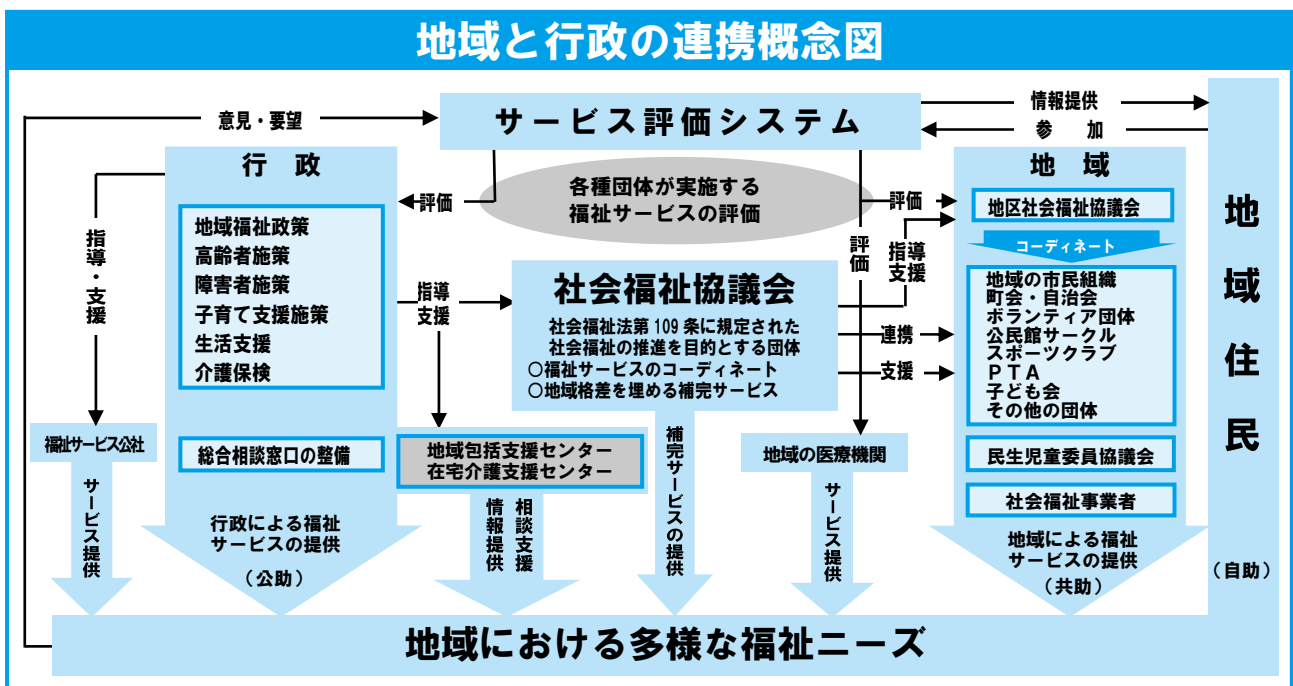
地域福祉を効率的に推進していくためには、社会福祉協議会を中心とした地域における住民の主体的な福祉サービスと行政の実施する全市的な福祉サービスとの連携を図っていくことが必要です。

特に地域福祉を推進していく中心となる地区社会福祉協議会の事務局員が地域コーディネーター（公的な制度や地域の人的・物的な資源について幅広い知識を有し、個人、組織、制度などをコーディネートして地域の中でさまざまな課題の解決にあたる人）の役割を担えるよう、人材育成・発掘を図るとともに、その機能の位置付けを明確にしていきます。

4. 地域福祉を推進するための仕組みづくり

地域においては、地区社会福祉協議会がコーディネート機能を持ちながら、町会・自治会、地区民生児童委員協議会、NPO・ボランティア団体、サークル団体、社会福祉事業者などの地域の諸団体が連携し、多様な地域の福祉ニーズに対応できる体制づくりを進めます。

また、福祉サービスを利用する方が適切な選択をする上で、必要な情報を得るための第三者評価制度については、社会福祉事業者に対する制度の普及を進めるとともに、福祉サービス以外のサービスに対する評価制度についても創出を図ります。



5. 個別計画と調和のとれた総合的な福祉の推進

福祉の個別計画として、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者施策に関する計画」、「次世代育成支援行動計画」などが策定されています。

地域福祉計画は、健康・福祉部門の横断的な計画として、「ふなばし健やかプラン21」とともに、健康・福祉部門のさらなる充実に向けて両輪として機能していくことが期待されております。

また、福祉の部門だけでなく、「生涯学習基本構想・推進計画」や「都市計画マスタープラン」、「**移動円滑化基本構想⁷³**」等の各部門で策定された個別計画で捉えている課題を横断的、かつ総合的に福祉課題として捉えることができる計画が地域福祉計画です。

いずれの個別計画も総合計画の各分野を実現していくために策定されたものであり、基本的な理念は一致していますので、地域福祉計画でも各計画に記載された関連事業について推進を図ります。

また、さまざまな規制が緩和され、労働環境が変化してきたところに不況の波が押し寄せたことから、ホームレス、ニート、**ワーキングプア⁷⁴**、**ネットカフェ難民⁷⁵**などの新たな社会問題が浮かび上がり、注目されています。

他にも行政の縦割りによる課題への対応だけでは解決できない問題を抱えた市民が増えています。その中でも、上記にあるニート、ネットカフェ難民は、既存の福祉制度による支援を受けておらず、また、近所づきあひもないことから、地域や職場、学校といったネットワークにも属さないため、社会的に孤立する傾向が強い、いわゆる「社会的排除」と呼ばれるようになってきました。このような人たちは、原因が重層的になっているため、なかなか解決が難しいところです。

このような新たな社会問題に対し、教育委員会や福祉関係機関、国、NPO、企業などが連携することが必要となってきました。

また、生涯学習やまちづくりなどの保健福祉部門以外の分野の、市民が生き生きと暮らしていくために欠かすことのできない計画や構想についても、既存の福祉の枠を超えて連携していくことが必要です。

さらに、社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」は、地域が中心となって策定した福祉計画であり、地域福祉計画と両輪のような関係になっており、内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図りながら、「自助」「共助」の項目の具現化を図ります。

⁷³ 「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、市全体の交通バリアフリーに対する考え方を示す構想。(H14年度策定)

⁷⁴ 働いているにも関わらず、収入が生活保護水準以下という暮らしをしている人達のこと。

⁷⁵ 24時間営業のインターネットカフェ（マンガ喫茶とも言われる）で寝泊りする住所不定の人達の総称。

2 計画の進捗管理・評価の仕組みづくり

1. 進捗管理・評価の体制づくり

計画の実現に向けて、本来なすべき施策はもちろん、縦割り部局間の枠を越えて連携するだけでなく、地域住民、ボランティア、事業所、社会福祉協議会などの関係団体や機関とも連携を図り、支援を行う一方、計画の進捗状況について定期的な進行管理や評価を実施する必要があります。

そのため、本計画を推進するための体制として、行政職員が参加しない市民委員のみで構成されている地域福祉計画推進委員会を組織し、その推進委員会で進捗管理をしていきます。

2. 進捗管理と評価の方法

第1次船橋市地域福祉計画を進捗管理する仕組みとして、公助項目については項目を具現化する個別事業を、関連する担当課や関係部局に毎年調査をして、自己評価や改善点、今後の予定を含めて回答してもらい、「地域福祉計画推進事業要覧」としてとりまとめて、庁内各課だけでなく市民にも公表しています。共助項目については、市社会福祉協議会が策定した「船橋市地域福祉活動計画」の進捗状況の報告を受けています。

この「地域福祉計画推進事業要覧」と市社会福祉協議会からの報告を、市民のみの委員で構成する「地域福祉計画推進委員会」に提出し、その内容を検証・評価した後、推進委員会からの意見を市長及び市社会福祉協議会会長へ提言することで、今後の取り組みに活かしてもらっています。

こうした進捗管理の仕組みは、今後も継続していきながら、より良い仕組みについても検討していきます。

なお、今後の地域福祉計画は推進委員の意見や社会状況及びさまざまな福祉制度の変化などを踏まえ、次期計画策定の際に見直していきます。

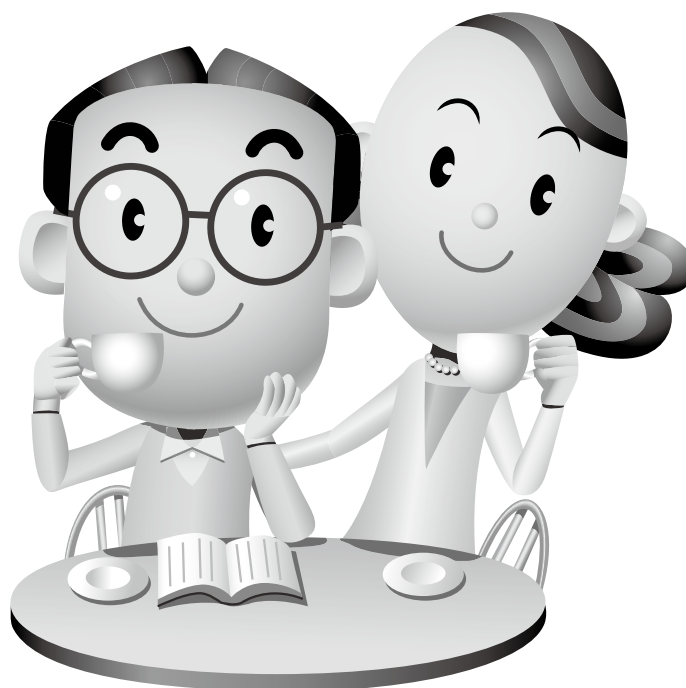
資料

1. 船橋市地域福祉計画策定委員会

(1) 策定の経緯

策定の経緯は次のとおりです。

年 月 日	概 要
平成 21 年 6 月 15 日	第 1 回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・次期計画の課題・メインテーマについて ・次期計画の構成について
平成 21 年 8 月 3 日	第 2 回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉の役割分担の検討
平成 21 年 9 月 1 日	第 3 回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉の役割分担の検討 ・第 4 章・第 5 章の確認・検討
平成 21 年 10 月 26 日	第 4 回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・第 2 次船橋市地域福祉計画骨子案から同素案における変更点について ・重点プロジェクトについて
平成 21 年 2 月 18 日	第 5 回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・パブリックコメントの対応について ・市民説明会におけるアンケート結果について



(2) 船橋市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法第107条に規定される地域福祉計画を策定または改定するため、船橋市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置に必要な事項を定める。

(策定委員会の業務)

第2条 策定委員会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定または改定に関すること。
- (2) その他必要事項

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

- | | |
|-------------|----|
| 一 学識経験者 | 1名 |
| 二 市民組織代表者 | 5名 |
| 三 社会福祉関係事業者 | 6名 |
| 四 医療関係者 | 1名 |
| 五 市民代表者 | 2名 |

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について市長に報告した日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。
- 4 副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、議長となって議事を整理する。

- 2 策定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(議事録)

第7条 策定委員会は、議事録を作成し公開する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課で行う。

(災害補償)

第9条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害 補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

(3) 船橋市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

No	委員種別	所属団体等	氏名
1	第1号委員 (学識経験者)	聖徳大学短期大学部	大野 地平
2	第2号委員	船橋市民生児童委員協議会	高橋 強
3	(市民組織代表者)	船橋市自治会連合協議会	三井 隆志
4		船橋市老人クラブ連合会	岩口 仁
5		船橋市ボランティア連絡協議会	渡邊 千代美
6		船橋市身体障害者福祉会	荒川 信一
7	第3号委員	船橋市社会福祉協議会	加藤 健
8	(社会福祉関係事業者)	地区社会福祉協議会	本木 次夫
9		地区社会福祉協議会	吉野 亘
10		船橋市老人福祉施設協議会	山田 勝久
11		船橋市障害福祉施設連絡協議会	宮代 隆治
12		船橋市私立保育園協議会	高橋 克文
13	第4号委員 (医療関係者)	船橋市医師会	玉元 弘次
14	第5号委員		舟岡 昭郎
15	(市民代表者)		高山 博之

2. 船橋市地域福祉計画検討委員会

(1) 策定の経緯

策定の経緯は次のとおりです。

年 月 日	概 要
平成 21 年 9 月 30 日	第 1 回 船橋市地域福祉計画検討委員会 ・ 出前講座 ・ 第 2 次地域福祉計画 概要説明 ・ 骨子案確認依頼

(2) 船橋市地域福祉計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成 1 5 年 7 月 2 3 日に設置された「船橋市地域福祉計画策定委員会」による船橋市地域福祉計画の策定にあたり、庁内の意見の集約・調整を目的とする船橋市地域福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置に必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は福祉サービス部長を、副委員長は地域福祉課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第 4 条 検討委員会は、委員長が招集し、議長となって議事を整理する。

2 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(代理出席)

第 4 条の 2 委員は、やむを得ない事情により検討委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課で行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月18日から施行する。

(3) 船橋市地域福祉計画検討委員会 委員名簿

局・部		委員
健康福祉局	福祉サービス部	福祉サービス部長 地域福祉課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 包括支援課長 障害福祉課長 療育支援課長 生活支援課長
	健康部	健康政策課長 健康増進課長 国民健康保険課長 保健所総務課長 保健所保健予防課長 保健所衛生指導課長
	子育て支援部	児童家庭課長 保育課長 児童育成課長
市長公室		広報課長 市民の声を聞く課長 防災課長 秘書課長

企画部	企画調整課長 市民協働課長 電子行政推進課長 総合交通計画課長 男女共同参画課長	
総務部	行政管理課長 職員課長 情報政策課長	
財政部	財政課長 管財課長	
市民生活部	自治振興課長 市民防犯課長	
環境部	環境保全課長	
経済部	商工振興課長 消費生活課長 農水産課長	
建設局	都市計画部	都市計画課長
	都市整備部	みどり推進課長
	道路部	道路管理課長 道路建設課長 街路課長 交通安全課長
	下水道部	下水道管理課長 下水道建設第一課長
	建築部	住宅政策課長
消防局	指令課長	
病院局医療センター管理局	医事課長	
教育委員会	管理部	総務課長
	学校教育部	指導課長 保健体育課長
	生涯学習部	社会教育課長 文化課長 青少年課長 生涯スポーツ課長
農業委員会	事務局長	

3. パブリックコメント

実施時期	平成 22 年 1 月 4 日（月）～2 月 3 日（水）
対象	市内在住・在勤・在学の人と事業者
閲覧場所	市ホームページ、地域福祉課、行政資料室、各出張所、船橋駅前総合窓口センター、各公民館、各図書館、船橋市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会

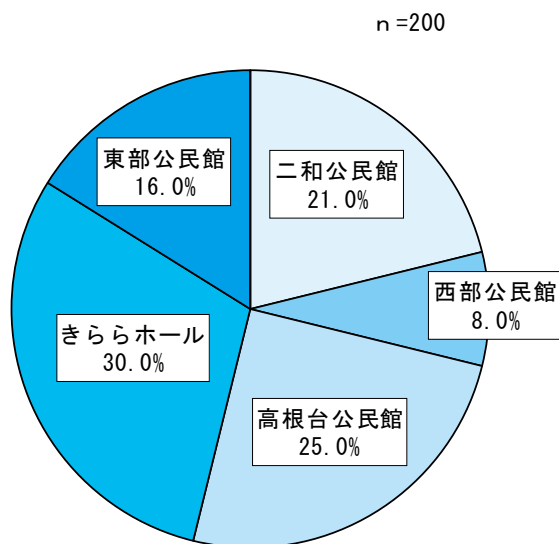
4. 市民説明会の開催

（1）開催状況

開催日時		会場	参加者数
平成 22 年 1 月 9 日（土）	9:30～	二和公民館 第 2・3 集会室	55 人
平成 22 年 1 月 10 日（土）	9:30～	西部公民館 講堂	19 人
平成 22 年 1 月 16 日（土）	9:30～	高根台公民館 講堂	60 人
平成 22 年 1 月 19 日（火）	14:00～	きららホール	79 人
平成 22 年 1 月 23 日（土）	9:30～	東部公民館 講堂	38 人
合 計			251 人

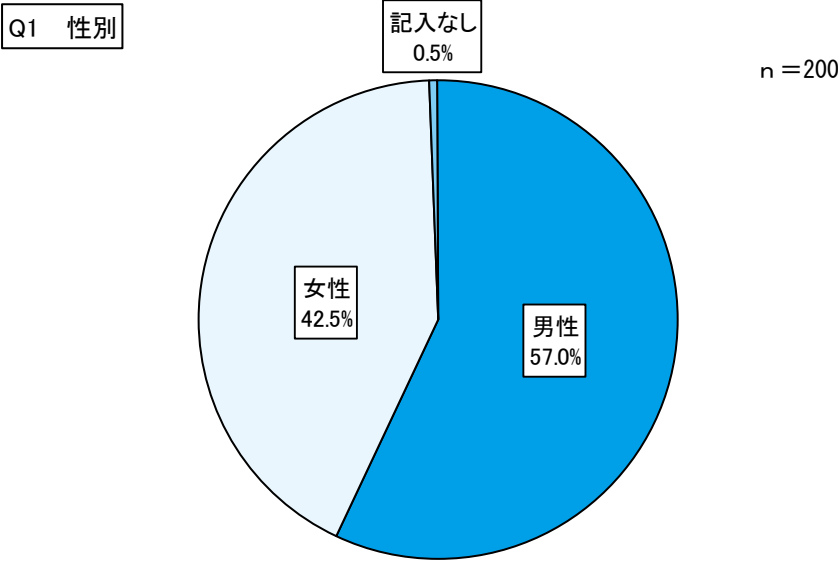
（2）市民説明会（参加者）アンケート集計結果

[開催会場別アンケート回収数]

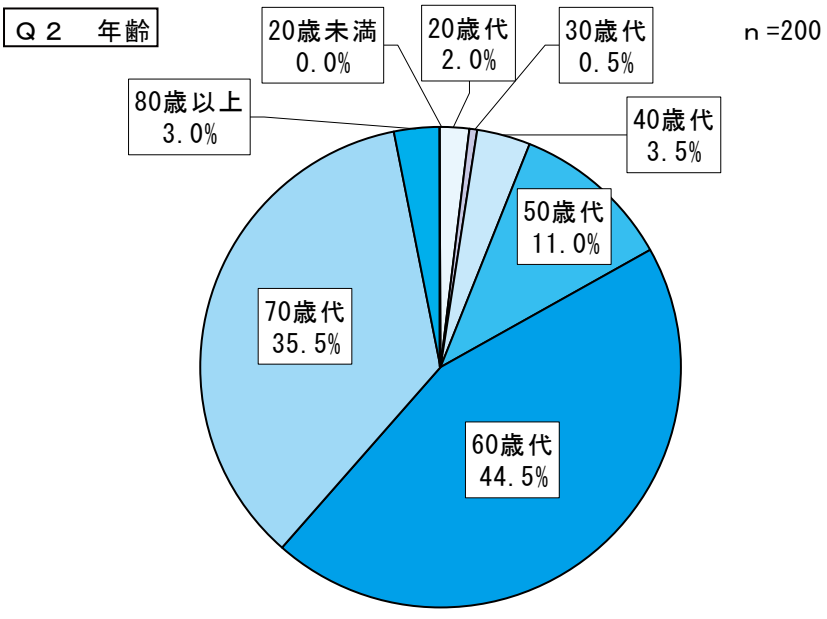


No.	開催会場名	回収数	%
1	二和公民館	42	21.0
2	西部公民館	16	8.0
3	高根台公民館	50	25.0
4	きららホール	60	30.0
5	東部公民館	32	16.0
	不明	0	0.0
	全体	200	100.0

Q 1 あなたの性別は？（ひとつに○）



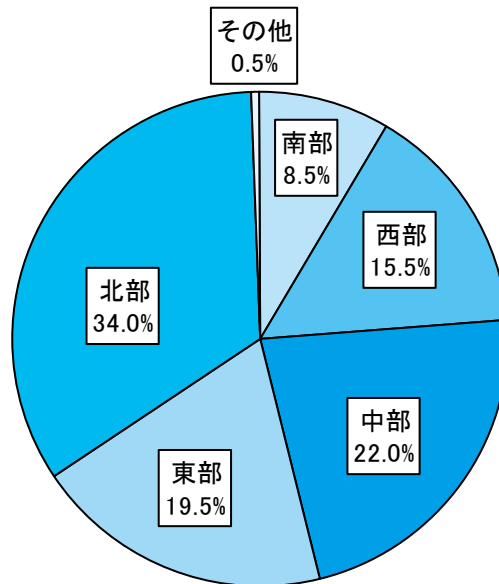
Q 2 あなたの年齢は？（ひとつに○）



Q3 あなたがお住まいの地区は？（ひとつに○）

Q3 居住地区

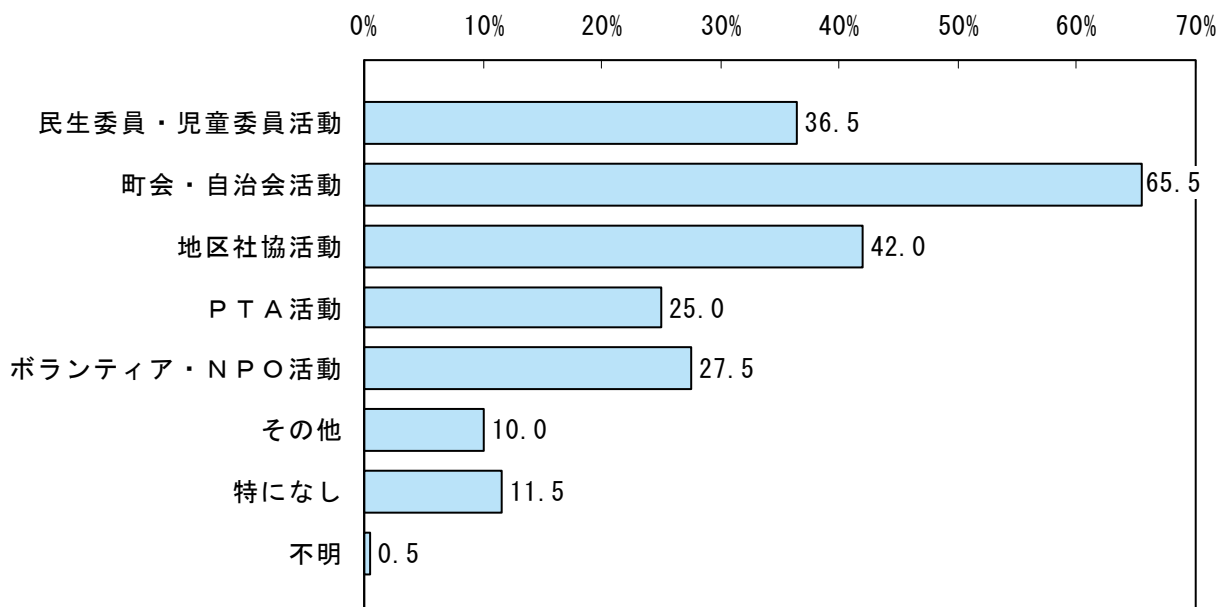
n = 200



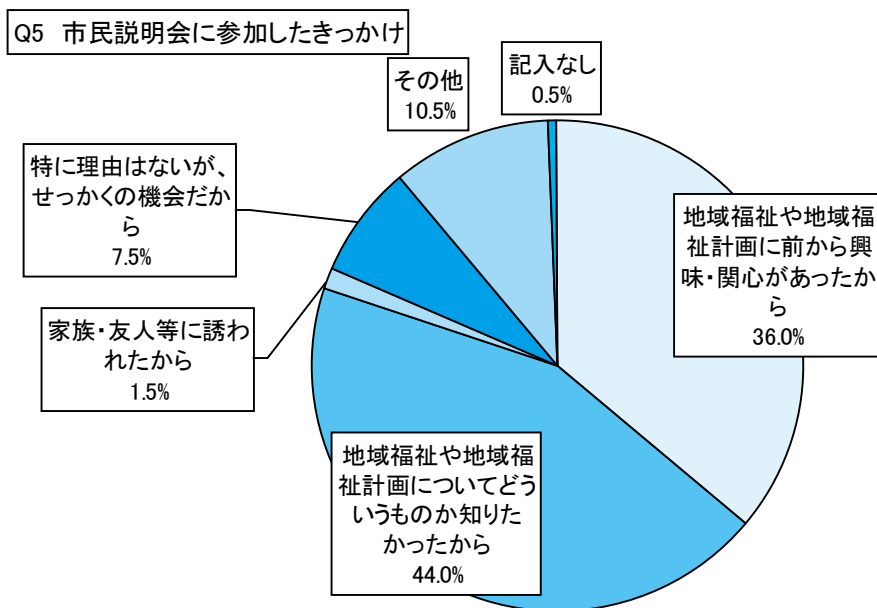
Q4 今まで携わってきた活動はありますか？（複数回答可）

Q4 携わってきた活動

n = 200

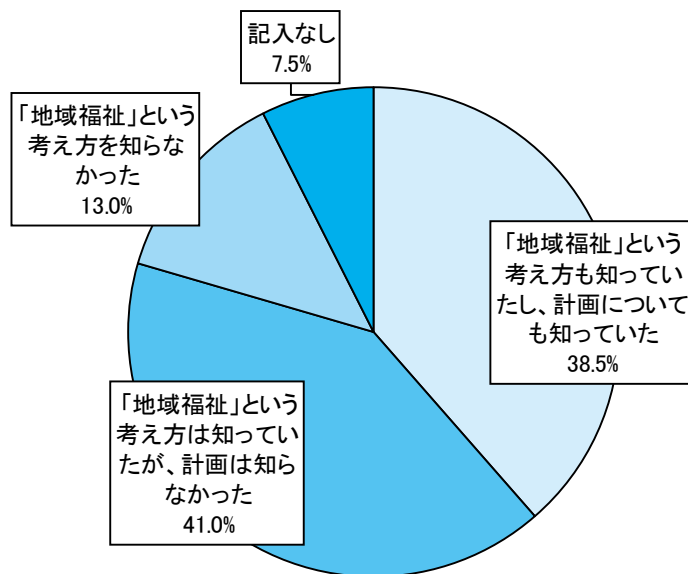


Q5 本日の市民説明会に参加されたきっかけはなんですか？
(ひとつに○)



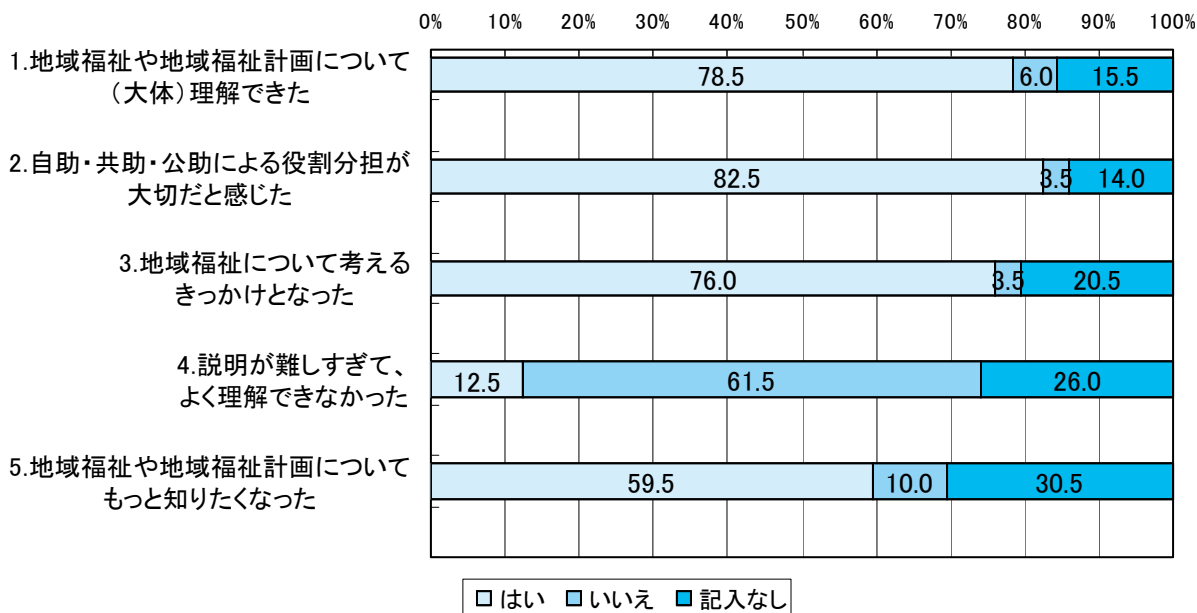
Q6 「地域福祉」と「船橋市地域福祉計画」について知っていましたか？
(ひとつに○)

Q6 「地域福祉」と「船橋市地域福祉計画」の認知状況



**Q7 本日の市民説明会に関する下記の質問についてご回答ください。
 (「はい」か「いいえ」に○)**

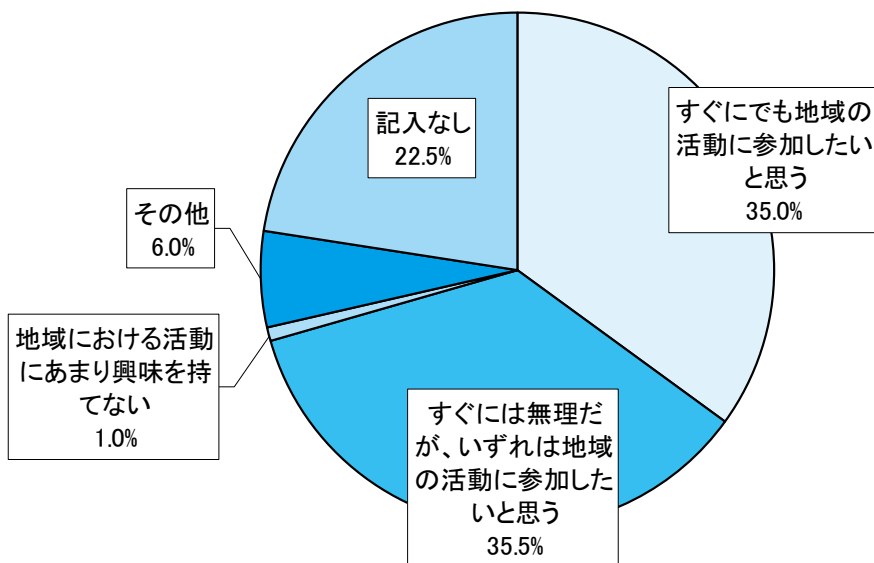
Q7 参加しての感想



Q8 本日の市民説明会に参加されて、地域における活動についての意向を 教えてください。(ひとつに○)

Q8 地域における活動への今後の参加意向

n = 200



Q9 自由意見

No.	問9 自由意見
1	まずは住んでいる地域からということがしっかりと把握できました。理念全てが組み込まれるような身近なモデル事業ができるといいですね。考えてみたいと思います。
2	地域福祉については今迄無関心でいたが、これを機会に少し勉強してみたい。
3	福祉計画については、もっと現実的な事を考えてほしい。例えば、特別老人ホーム等についても市役所にいっても場所等の所在だけである。どこの施設が何人の申し込みがあり、順番待ちを把握して、市民に情報を提供するようなきめの細かいサービス等を行った方がよいと思います。
4	地域福祉という点についてはだいたい理解できました。ミニデイにしてもサロンにしても助け合いにしても商店街等ある地域は人が集まりやすいと思いますが、現在私の住んでいるところは町会活動もほとんどなく、ご近所とのつき合いもほとんどありません。社会福祉協議会としても隣の地区の社会福祉協議会がある公民館には徒歩でも行けるのに、自分の地区の事務所のある公民館は遠いです。とりとめなく書きました。まずは町会として取り組みを切望致します。(個人情報というのがすごくじゃまをしていると思う。)
5	初めて参加された方には、参考資料となる冊子が必要かと思った。全体的には大変良くまとめられた説明会だと思います。ご苦労様でした。冊子が出来たら、各自治会への配布をお願いしたい。この様なことがきっかけで地域福祉を理解していただける方が増えるといいですね。
6	社会福祉協議会は重要な役割です。(本日の説明会非常によかった。)地域福祉は事実上大切ですので ・地域福祉協議会の説明会を行うことも必要と認められます。 ・年に1回はお願いしたい。
7	内容把握出来たので、身近なところで協力したい。
8	安心登録カードの活用を考えたらどうか。(重点プロジェクト1)
9	第2次素案の説明(具体的)を期待して参加したので、期待はずれ。
10	このような機会は数回にわたって実施していただき多くの市民に理解をしてもらうようにしてほしいと思います。
11	地区社協の事業の中でミニデイ、子育てサロンのボランティアをさせて頂いておりますが、もっと沢山の方に参加してもらいたいと思います。ボランティアの育成も大切だと思います。
12	現在地域ボランティアに参加しております。出来るボランティアは続けていこうと思っております。ボランティアの声掛けをしておりますが難しい所です。
13	・ボランティアを当てにして、本当の事業はできない。格好をつけるだけ。 ・共助について、人づくりが先決で、3年や5年では出来ない。
14	①公民館の事業の中心を地域教育から地域福祉に転換したい。(人的配置、地区社協の拠点拡張、使用料などの考え方 etc) ②福祉計画にそった具体的事業を期待する。
15	町会、自治会のあり方等を変えたい。第一歩は自治会から？
16	施設や労力の提供は十分に考えられていると思うが、高齢者にとって地域の中の居場所を見つけるための第一歩がなかなか踏み出せないのが現実だと思います。人間関係が希薄な現在、理解ある人間関係や信頼をどうして成熟させるか問われると思う。
17	地区社協でも地域福祉について重要項目を立案し、今後強力に推進するよう努力中です。地区により、指導者により、推進の強弱は否めないのが実態。市の広報活動でも更にアピールしてほしい。言葉では必要と思われるが実際に活動に結びつけていく地道な努力が結ばれるよう期待している。

No.	問9 自由意見
18	第1次計画を知らなかったので、今日の資料をよく読んでみたいと思います。
19	大変参考になりました。
20	実行は難しいのでは。
21	参加して知識は得られた。行政が実施に前向きとは思えない。市から民間への押し付けではないか。利権を求める行政、政党では期待は出来ない。福祉や資源の後退をさせ、政令都市ばかりに目を向けすぎている体制、人材がない曲がったパイプでは無理。 例：今年から門松カードが全戸配布ではなく、必要な者は取りに来い。古来日本の風習を踏みにじるものである。高齢者も事情の者もいる。経費問題であれば大きな間違い。代替の方法はいくらでもある。
22	・周知徹底 ・市民の意識改革を望みます。
23	正直な話よくわからない。
24	中長期理念ビジョンを実施行動に関し相当ハードルが高い。世代間の価値観に想像以上の違いが出ている今日。まずは身近なところから地道に取組み再度検証しながら(まずは向う三軒両隣から) ※現役時代家庭、妻、子供を見守ってくれた地域に恩返りする時と思う。
25	少子高齢化の進む中、前向きにより速く計画の推進、実施を進めて頂きたい。地域としても積極的に協力したい。又、地域福祉の現状を把握できました。
26	参加者が少なかった。もっと広報活動をよくして多くの方がこのよいお話を聞けたらよいと思いました。
27	参加者が少なかったのが残念。今日の説明会はとてもわかりやすかったが、活動計画が出た時には、文章だけの読みにくいものにしかならないのでしょうか。わかりやすいリーフレットを作ってほしい。 具体的な方法は市社協に任されているような気がする。もう少しより具体的方法を例としてあげてほしいと思いました。
28	もっと地域が宣伝するべきである。 地域福祉課だけでなく、高齢者福祉課などとも連携し、関係機関が一体となった取組みが必要である。
29	地域の活動団体の連携が大切だと思います。
30	高齢化は更に進むので、単なるボランティアではない有償のサービスの担い手としてのシルバーエイジの活躍の場をつくることを推進、促進してほしい。 法人化して、高齢者による生産活動の場を拡げていく。
31	定期的な機関紙又は、概略文書等を各町会長宛に送付して欲しい。
32	甚だ勝手な感想ですが、この程度のものかと存じました。 理論、理屈でなく、実行性のあるものをデータ等で説明して下さい。
33	重点プロジェクト1(災害時要援護者支援プロジェクト)についてぜひ作っていききたいと思います。
34	地区社協の活動をしています。こうした折に開催のエリアの地区社協の活動の発表の機会が欲しいと思います。 地区社協の活動の重要性が増していると感じています。

No.	問9 自由意見
35	説明会に参加して、地区社協とは何ぞやが大体見えたがそれをどの具体化していくのか、市民にどう反映されていくのかが見えてこなかった。理屈ではなくもっと見えるものにPRをして各市民がその重要性の気持ちをうえつけてほしい。 説明会だけで終わってしまった感じがする。具体的に動こうという気持ちにはなれなかった。お役所的な説明会だけでつまらなかった。度々現在計画がどう具体化されているのかの場を又開いてほしい。
36	ボランティアの確保について具体策を聞きたかった。
37	私共の町会も高齢化が進みふれあいサロンを行ったりしていますが、とじこもっている方をどのようにその場に出していただくか難しい。老人クラブに参加されている方は安心ですが。
38	人間関係のコミュニケーションの一つである敬老会事業が地域により異なる事は承知の上で、市等にとまなう事業が今後も続けられる様に望みます。敬老会参加者70歳以上は変らない様をお願いします。
39	ボランティアにかかわっていない方にもっと参加して欲しいと思いました。
40	高齢者福祉にやや重みが片寄っていると思った。障がいの方さまざまな市民への計画があまり見えなかった。
41	・地域福祉活動助成金について詳しく知りたい。 ・もう少し意見交換の時間をとるべき。 ・若い人の参加は？
42	地域福祉計画が説明会で良くわかりました。 ふれあいサロンで町会の人達と地域福祉計画について話しあってみます。
43	地域福祉について更に確認することが出来、参加できた事、良かったと思います。
44	・改めて勉強させてもらいました。 ・近所の方と仲良くする事が本当は大切な事だと思います。
45	NPO やボランティアに参加してきたが、これらについては財政的支援を求めている場合が多く、勿論参加者(利用者)の会費や寄付に頼ることは事実上困難であり、この辺についての計画の中で検討されたと思うが言及がなかった。ボランティアの数がかなり少なかったというのもこの辺の問題があるのでは。
46	独居老人や弱者に意識を集中してと説明がありましたが、意識を集中して具体的に何をどの様にすれば良いのかアドバイスが欲しい。プライバシー保護との関連についてもマニュアル、具体例等は無いのでしょうか。
47	策定委員も云われたように、特養にいつ入れるか分からない。若い人は子供が保育園にも入れない。たすけ合い、ボランティアなど市民の参加、意識改革を求めても安心して暮らせる町はつくりえない。
48	習志野台7丁目のアパートで暮らしております。町会費は毎月納めていますが、回覧板は回って来ません。新聞はとっていますが、市の広報も入っていません。「社会福祉協議会」の存在もこの集まりで初めて知りました。市のHPで当集会を知り、本日拝聴させていただきましたが、いろいろ参考になりました。どうもありがとうございました。
49	計画の柱が理解出来た。 児童福祉にかかわる人(民生委員・児童委員以外の青少年相談員他)も計画策定委員に含まれているのだろうか？
50	高齢化などにより担い手の不足が課題となっていたが、実際にかかっていると時間的、内容的に負担の重さを感じている。健康な人間でも大変な気がしてまして、ハンデのある人間は思いはあっても身を引くあるいは意見を控えるしかないような気がしている。

No.	問9 自由意見
51	<p>地域福祉を支える担い手が、どの団体(自連協、地区社協、老人クラブ、民生児童委員)に於いても不足していることが大きな問題だと思います。絵に描いたモチとならぬ為には、この問題の説明(この問題が大切なことはわかっている方が多いと思います。)というより、いかにこの問題が楽しく、魅力的で参加していないとツマラない…!!そんな気持ちにさせるように宣伝(??)するかといったことが有効なのではないでしょうか?</p> <p>老人会などは若手を募集となりますとまず「名称」を変えないといけませんね。</p> <p>どちらかといえば「優等生」として活動している地域を手本にせよ、というより、二和の「お休みどころ」がとても楽しそうに繁盛している(と聞いていますが)といった、生の活気あふれる活動を推進している方の声を伺ってみたかったと思います。</p>
52	<p>市「福祉計画」案の全章を印刷し、配布してほしかった。</p> <p>社協が実施されている「安心カード」に関し、</p> <p>①PRが不足している。</p> <p>②加入者(提出者)が少ない。</p> <p>③カードに基づく「福祉活動」が不明確である。</p>
53	<p>地域住民個々のニーズをよく聞いた上で行ってもらいたい。</p>
54	<p>今回の重点プロジェクト1のプロジェクトは遅い位と思います。現在、当町会にて「安心登録カード事業」を推進中ですが、これはやはり市のプロジェクトと同義のように考えられます。災害時には必要な事なので、もっと市と社協が二本立てのように感じられますので、横の連携をもって、打ち出して欲しいと思います。一本化してほしい。</p> <p>質疑応答の時間がもっと欲しいです。一方的な説明だけでは不十分だと思います。</p>
55	<p>市民発の地域福祉も大事です。NPO や民間で行っている所も視野に入れていただけると、もっと広がると思います。</p>
56	<p>地域福祉に関心がある人はこの様な説明会に出て来ます。しかし、例えば共助でどこまで手助けしてよいのか大変難しい。一人住い、高齢者二人でもほとんど町会の行事に出て来ない人があり、それらの人をどうこれらの計画に参加させるのかが一番問題か?</p>
57	<p>自助、共助も大切と思うが、公助の力が大きくなければ出来ないのではないかな?</p>
58	<p>地域福祉の大切さを痛感しました。</p>
59	<p>人口の多い世代ばかりでなく、人口の少ない世代へも等しい厚さで福祉が行き渡るようにして欲しいと思います。数の少ない声はどうしても後回しにされてしまいますから。その結果が保育所の不足ではないでしょうか。団塊の世代はもう少し他の世代の声に耳を傾けて下さい。</p>
60	<p>地域福祉計画の考え方(構想)の説明会であり、課題の具体的な説明(一部あり)もなかったため、出席した市民が理解・納得できたか疑問である。(パブリックコメントの前段階と理解)</p>
62	<p>舞台の上の参加者が男性だけだった。(パネラー、説明者等)地域や家庭で福祉を担っている(困っている)女性の意見、考えを反映させることが必要ではないか。策定委員に女性は参加しているのか。</p> <p>参加者からの質問時間が少なすぎた。</p>
63	<p>地域の皆さんでコミュニケーションを密にして、何かの時に助け助けられる雰囲気的大事と思いました。</p> <p>老人会が少なくなっているという話、今や70代の人でも老人と思っていない人が多いので老人という名称も考えては?</p> <p>安心安全カードも登録してもいざと云う時に受入れが出来るのかバックアップ体制が出来ているのか気になります。老人終了間際の質問で了解!!</p>
64	<p>もっと突っ込んだ具体的活動計画の推進法(対象、担当課、予算等)の説明を聞きたかった。各説明は概念的であり思想的であった。</p>

No.	問9 自由意見
65	絵に描いたもちだと思いました。 地域では町会、社協、サークル活動は(私の住んでいる地域)に限りっこう進んでいると思います。行政のたて割りで地域の活動の輪が小さく見えています。実は100人の輪なのに行政(???)のせいで10人ずつの小さい輪になっているのです。とても淋しいです。
66	サロン活動について興味を持ちました。現在3ヶ所ということですが、フラッと立ち寄れる場所が近所にあったらとても良いと思います。(高齢の母と散歩に行く目標になり、私も母も孤立感を感じなくてすむから)
68	すばらしい内容で感動的だったが、おやっと思ふ事も多々あり、質問時間が少なくとても残念です。その辺をもっと時間をとって下さるよう切望します。
69	まだまだ地域福祉に関する具体的には一人一人あまり理解できていない様に思う。住民にもっと知り得る手段がほしいと思う。どのように参加すべきなのか、情報が少ないと思います。
70	「心をつなぐ」と云う点では、現在周囲には70代で身体健康でひまたっぷりの男性が大勢います。これが自然と「心を、手をつなぐ」人材になれるのではないかと考えています。私は期待しています。
71	具体的計画の説明がないので今一つ判らなかつた。
72	地域福祉計画を進める際に、他の課や各領域分野との連携体制の現状(構築に向けた取り組み)について、もう少し明らかにしていただけると良いと思います。(→整合性の向上)(第1次計画と第2次案の、地域福祉の推進に関する章を詳しく。)
73	1枚だけの資料が多いのでポロポロ床に落ちる。バインダーの貸し出し等が欲しかった。1次計画のアウトカム情報が非常に少ない。HPで資料を見ないと評価ができない。地域福祉の説明は非常に分かりやすかつた。委員会の方の説明は説得力があり、生の声が聞けてよかつた。
74	社会福祉協議会の方の説明に具体性を感じられない。もう少し具体的な話がほしかつた。
75	コミュニケーション不足など、人間関係の希薄さなどはどんな活動でも共通するテーマと感じた。子育て世代として、まったく地域福祉は無関係と置いていたが、世代なりに携わることが意識できればいいと思った。
76	自治会が核となって地域福祉を推進するのが現実的だと思う。 自治会の班組織を強化する。 自治会役員がリードして班会議(となり組に近い組織)を行う。
77	立派な計画が出来ても実際の活動がなかなかともなわない。地道な活動につなぐことが一番むずかしいと思います。重点プロジェクト2のワンストップサービスは今までなかつたのが不思議です。早く実現してほしい。
78	高根台4丁目の高齢化率は35.4%と市内でも“超”高齢化地域です。“孤独死”問題等にも取組まなければなりません。5年前から地域で進めている諸施策(レポート)もあります。
79	ワンストッププロジェクトはぜひ実現させて欲しい。
80	策定委員の経験に裏打ちされたお話は、とてもわかりやすく参考になりました。地域の子育てサロンボランティアに参加していますが、すっきりしない部分が多く困っていましたが、とりあえず人の輪を広げるという立場で参加したいと思います。今年はまだ一歩前進できるよう、前向きにいろいろな場面で地域との交流を深める努力をしたいと思います。
81	市民皆で考えることは大事では。 若い世代の人々をどう取り入れるのか?も課題。人材育成にもつながると思いますので。 活動計画がタナボタもちにならない様に…。 地域、地域と云われますが?もう少し討議して欲しい。
82	今後、自分に何が出来るかを考えるいい機会になりました。

No.	問9 自由意見
83	福祉は後付のこと。まずは公助が第一歩。30年振りに帰って来たが乱開発の極み。アフタープラン欠如の街造りをおきながら何が共助を求める立場か。なるべく早く脱出したい街である。 歩道がドブ板で何が安全・安心であるか。 住民税、健康保険、介護 etc 多額納税しているが、その財源は船橋ではなく今住む当方にはリターンが少ない。
84	私の地域では大きなマンションが増え、コミュニティが壊れています。若いご夫婦などは子供をあげ共働きで少しでも多くの収入を得ることしか考えず、町会活動や福祉など全く自分には関係ない事と思っています。今の市民(国民)は自分が何かをしてもらう(行政などに)ことしか考えていないように思われます。そういう人達に、地域福祉を理解し、参加してもらう事ができなければ、どんな立派な計画を立てても地域福祉はあり得ないと思います。色々な活動をしながら、腹立たしさを感じています。これは教育の問題ではないのでしょうか？
85	コミュニケーションシティの4項目について、地域福祉と言う事に初めて出会った者がどう入り込んで行けば良いのか判り難い。「出合いの仕組みづくり」等へ個人入っていくとすればどの様な手段があるのだろうか。
86	自治会の中での自治会員の日頃の交流がまず第一歩の状況です。ややもすると「おせっかい」との向きもあるが、自身が身近に困りごとが出てこないと自助から共助に結びつきにくい。引続き「啓蒙」に結びつく活動を心掛けたく思います。 「原点」あいさつ運動の例、ありがとうございました。
87	・対象者を拡げるためにも日時等についても一考を(平日、土日、夜間の開催実施)若い人達も集まりやすくなるのでは。 ・定期的な開催を。経過報告、参加機会の拡大。
88	・多忙の中で参加しましたが前置きが長すぎました。本論をもっとにつめて説明が欲しかった。 ・何を話そうとしているのかわかりませんでした。
89	もう少し理解しにくいところあり。
90	市民に対するPRをもっと力を入れてほしい。
91	計画倒れにならないように努力したいが財源はどうか。
92	心をつなぐ地域づくり／楽しく暮らせる地域づくりが出来てない(出来ない)状況で色々な団体、行政等の組織が肥大になってしまっており、計画のみ先行しているように思われる。又、市民が望んでいるのかどうか？(人とかかわりたくない人が多いのではと思う。)
93	地域福祉には今回の発表以外に自治会指導の防犯パトロール、防災組織等があります。
94	4月より20年ぶりに町会役員として動く予定。20年前とは異なった町会活動が必要と思うが、現状はまったく変わっていない。今後どう動くかの情報が得られ大変に助かりました。 計画説明会のタイトルでしたが、今日のような運営方法 ①意義を具体的に説明 ②さまざまな立場での考えて現状課題、活動の紹介 ③本来の計画概要説明 は素晴らしい。私も住民が自らと思っています。
95	何故、今、説明会なのか。
96	地域福祉の重要性を再認識した。 今後の計画として、安心登録カード事業を推進していきたい。
97	現在の老人クラブで出来ることから会員の意見をまとめて実施してゆきたいと思っています。
98	隣近所のつきあいの難しいが各町会でも？ですね。

No.	問9 自由意見
99	すばらしい計画と説明、考え方等ありがとうございました。 ただ、出席者が熟年の方が多く、児童を中心とした人達がない。すなわち、児童に係わる親達にも感心を持たすことも必要ではないでしょうか。他の地区の説明会では同様か、不安を感じる。
100	・色々な事業のボランティアをさせて頂いておりますが、今ひとつ参加者のPRをどのようにしていったらいいか困っております。 ・かなり高齢になってきているので、参加することも大変。
101	地域福祉計画の内容が理解出来た。
102	地域の高齢者の智恵を借り入れる行事活動を進めたら。
103	今後、地域福祉に関し勉強してみようと思うきっかけになりました。
104	町会内でも同様の問題を抱えており、役員後継者不足、ボランティアを如何にして解決するかがキーワードではないかと思えます。
105	説明会参加者は御年配の方が多く、学生等若年層への説明会を設けてはどうでしょうか。ボランティアについても「では、どうすればボランティア参加者が増えるのか」具体的案、実例を交えた説明が欲しい。
106	地域福祉は社協が中心となって進めていかれるようだが、全住民に対する社会福祉協議会の認知度が低いのではないかと。もっとPRの方法を考える必要があるのではないかと。
107	問8の地域における活動の内容を知りたい。
108	ぬくもりのある町作りに微力ですが力を発揮できたらと思っています。地域福祉の窓口にもなりうる地区社協の事務局に不信感を持っています。事務の方達の人柄も町づくりに影響するかと思いますので、研修等も充実させていただきたいと思っています。まず人作りからだと思っています。



5. 用語集

	用語	解説
あ 行	移送サービス (p71)	自らの力で移動の自由が確保できない高齢者や障害者などに対して、目的の場所まで搬送する福祉サービス。
	移動円滑化基本構想 (p110)	「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、市全体の交通バリアフリーに対する考え方を示す構想。(H14年度策定)
	生きがい福祉事業団 (p62)	高齢者の経験や技能を活かし、働く機会を作り、広く社会参加の道と健康の増進に努め、生きがいを高めることを目的に設立された財団。
	NPO (p2)	民間非営利活動団体(法人)のこと。社会貢献活動を行っている市民団体で営利を目的としない。地域の活性化や地域福祉の向上などに大きな役割を果たすものと期待されている。
か 行	介助犬 (p64)	身体の不自由な方の手助けをするために特別なトレーニングを積んだ犬。日常生活における動作(起立やドアの開閉等)の補助をする。身体障害者補助犬と同義語。
	寄付文化 (p33)	一人ひとりの生活の中に、寄付をする行為が自然にとけ込んでいて、寄付によって様々な市民活動が支えられる社会的な風土。
	規制緩和 (p70)	政府や自治体などが民間の経済活動に定めている許可・確認・検査・届け出などの規制を緩和ないし廃止することで、自由な経済活動の活性化を図ること。
	協働 (p3)	市民(地域住民)と行政が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。
	グローバル化 (p62)	経済などのシステムが国を超えて世界的なものになる動き。
	ゲストティーチャー (p50)	普段の授業では学ぶことのできないさまざまな内容の授業を行ってもらうため、地域の有識者を先生として招くこと。
	ゲリラ豪雨 (p86)	突発的に発生した積乱雲が、数キロから数十キロのせまい地域に発生、一時的な豪雨になることで予測ができない。
	コミュニティ (p3)	住民が共同体意識を持って、生活を営む一定の地域及び近隣社会のこと。
	コミュニティバス (p71)	一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせて運行するバスで、小型のバスで住宅地の内部まで入ったり、公共施設を結ぶなど、通常の路線バスではカバーしにくいきめ細かい需要に対応するためのもの。

	用語	解説
か 行	コミュニティワーク (p75)	地域社会やコミュニティを診断し、住民を組織化して課題や情報を共有するとともに、関係機関や団体などと調整を図り、社会資源の活用や開発をめざす計画を立案するといった過程を重視しながら問題を解決していく専門技術。
	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律（ハートビル法） (p68)	多数の者が利用する建築物等を建築する者に対し、高齢者や障害者が円滑に利用できる措置を講ずることを義務あるいは努力義務として課する法律。(H15.4 施行)
	心のバリアフリー (p52)	高齢者や障害者が生活していく上で障害となる、人々の心の中の誤った知識や情報、差別意識等を改め取り除くこと。
さ 行	災害ボランティアセンター (p87)	災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う。行政が設置するケースの他、社会福祉協議会が設置するケースもある。
	産学の連携 (p62)	産業界（企業）と学界（大学等の高度な教育機関）が連携することにより、共同研究や研究成果の事業化等を行うこと。
	在宅ターミナルケア (p82)	「ターミナルケア」とは治癒の可能性のない末期患者に対する身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括した医療。延命よりも身体的な苦痛や死への恐怖をやわらげることを重視する。在宅でもターミナルケアと同様のケアをすること。
	市民運動推進会議 (p66)	船橋市の「ふなばし健やかプラン21」を市民の立場から進めていく市民や団体の組織で一人ひとりの健康づくりを身近なところからサポートする。
	市民活動サポートセンター (p48)	福祉や文化、環境や国際交流などさまざまな分野で活動するボランティア団体やNPOを支援するために、打合せや会報作り等ができるスペースのほか、活動内容の発信・情報提供なども行うことができる。
	社会福祉基礎構造改革 (p2)	昭和26年の社会福祉事業法制定以来、大きな改正の無い「社会福祉事業」「社会福祉法人」「措置制度」などの社会福祉の共通基盤制度について、生活水準の向上や少子・高齢化の進展といった社会的な変化に対応するため抜本的な見直しを行うこと。
	社会福祉法 (p4)	社会福祉事業法（昭和26年制定）を平成12年に改正・改題した法律。福祉サービス利用者の利益保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の発展を目的とする。
	守秘義務 (p96)	職務上知ることのできた秘密を守る義務。公務員及び医師・弁護士のほか制度ボランティアもこの義務を負う。

	用語	解説
さ 行	少子高齢化 (p2)	生まれ来る子どもの数が減少し、高齢者の数が増えることで、この傾向が進行すると高齢者の介護や年金の負担に若年層の力が向けられ、国としての活力が無くなる危険性をはらんでいる。
	食育 (p67)	望ましい食生活を送るために必要となる5つの能力(食べ物を選択する能力、料理する能力、味がわかる能力、食べ物の育ちを感じる能力、元気な体がわかる能力)を子どもの時から身につけさせるための教育。
	身体障害者補助犬法 (p65)	身体障害者の自立と社会参加を促進するための法律で、公共施設や公共交通機関に補助犬を同伴できるような措置を講ずることなどを定めている。(H11.5施行)
	児童ホーム (p59)	18歳未満の児童を対象とした、自由遊び・創作遊び・体育遊びができる施設。平成21年4月現在市内に20館を設置。
	自主防災組織 (p86)	大災害時に備えて、地域住民が自主的に集まり活動する防災組織のこと。
	住民参加 (p55)	行政の意思決定過程に住民が加わることで、特に、地方自治体への参加を指して使われる。
	世代間交流 (p50)	各世代が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術を出し合いながら交流することによって、自分自身の向上と地域コミュニティの再構築を図ること。
	制度ボランティア (p90)	民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司等、厚生労働大臣や法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアで、地域住民からの相談に対応したり行政機関との連絡調整を担っている。
	成年後見制度 (p98)	民法に規定された判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障害・精神障害のある成年者の財産管理や身上監護を支援する制度で、平成11年の民法の改定により導入された。
	成年後見制度利用支援事業 (p98)	認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者のうち、身寄りのない方について成年後見制度が必要にも関わらず申し立てができないことを防止するため、市長が代わって成年後見などの申し立てを行い、費用などの支払いが困難な方については市が助成を行う事業。
	前期高齢者 (p78)	65歳以上75歳未満の高齢者を指す。
	総合型地域スポーツクラブ (p59)	子どもから高齢者まで、スポーツを愛する市民が身近な地域でスポーツをするほか、指導や運営にも携わり、生涯にわたって活動することをめざした組織。
	総合計画 (p8)	市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画から構成されている。市の施策や事業は、すべて総合計画に基づいて進められている。

	用 語	解 説
さ 行 た 行	措置による福祉 (p2)	行政の権限で、サービス受け手に対して、サービス提供事業者を特定し、サービスの内容を決定する方法。
	第三者委員制度 (p80)	サービス事業者が、苦情解決までの経過の公表などを通じてサービスの質の向上を図りながら苦情の解決に向けて公正・公平に対応する委員を選任する制度。
	第三者評価制度 (p81)	サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度。
	男女共同参画社会基本法 (p62)	男女共同参画社会の基本理念及び、国、地方自治体、国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に推進することを目的とする法律。(H11.6 施行)
	地域コーディネーター (p46)	公的な制度や地域の人的・物的な資源について幅広い知識を有し、個人、組織、制度等をコーディネートして地域の中でさまざまな課題の解決にあたる人。
	地域福祉活動計画 (p8)	市社会福祉協議会の活動方針や将来にわたる事業内容等を定める計画で、本市の場合、支部となる地区社会福祉協議会の活動計画を包含する。
	地域福祉活動助成金制度 (p79)	「福祉と緑の都市宣言」の記念事業である福祉基金の果実を活用し、福祉の推進を目的とする事業を行う民間団体に対する助成を行い、地域福祉の増進を図る制度。
	地域福祉計画推進事業要覧 (p12)	船橋市地域福祉計画の公助項目を具現化する事業について、事業概要や実績、今後の予定、改善点、決算・予算額などを明らかにした要覧で、実施計画といえる内容になっている。市役所 11 階の行政資料室、各公民館、各図書館、各地区社協などに設置を予定しているほか、ホームページ上でも公開していく。
	地域福祉支援計画 (p8)	社会福祉法第 108 条に規定される行政計画で、市町村の地域福祉計画の支援を目的に都道府県が策定する。
	地域包括支援センター (p38)	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である。
地域リハビリテーション (p82)	医療や保健、福祉及び生活支援に関わる人々や機関や組織が、本人の自立を支援する立場から協力し合って行う活動で、福祉的なケア・サービスだけでなく、地域住民を含めた総合的な支援がなされるものと定義されている。	
地区高齢者地域ケアチーム (p91)	24 ヶ所に設置されている在宅介護支援センターを中心に、市の保健師や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などで組織され、地域ケアに関する情報交換を行うとともに、要援護となるおそれのある高齢者に対するサービスの総合調整を行うための仕組み。	

	用語	解説
	チャリティ (p44)	英国では公益法人やNPO等の民間の公益活動の主体を指して使われるが、我が国では、寄付と同様の意味で使われることが多い。
	聴導犬 (p64)	聴覚障害者と生活を共にし、耳代わりとなって生活に必要な音をユーザーに伝える訓練を受けた犬。
な 行	ニート (p3)	Not in Employment, Education or Training の略称で「通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない人」を指し、1990年代末にイギリスで生まれた造語。多くは20代、30代の若年層と言われている。
	日常生活自立支援事業 (p98)	判断能力に不安があるため、適切な福祉サービスを受けることが出来ない人のために、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助などを行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業。
	ネットカフェ難民 (p110)	24時間営業のインターネットカフェ(マンガ喫茶とも言われる)で寝泊りする住所不定の人達の総称。
は 行	バリアフリー (p68)	高齢者や障害者の生活行動の障害となるものを排除した環境のこと。
	パブリックコメント (p10)	行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し広く国民に意見を求めることで、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う。
	福祉タクシー制度 (p70)	要介護の方及び心身に一定の障害を持つ方に対して、タクシーの利用料金を助成する制度。
	船橋市商工業振興ビジョン (p62)	本市の商工業振興の指針として、基本的な考え方や将来像等を示すビジョン。(H14年度策定)
	船橋市消費生活センター (p84)	市の消費者サービス機関。消費者からの苦情処理や講座などの啓発活動、消費生活情報の収集・提供などの消費者保護施策を行う。
	船橋市男女共同参画計画 (p53)	男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、企業が一体となって行う施策の基本方針と事業の方向性を示す計画。(H13年度策定)
	船橋市福祉のまちづくり環境整備指針 (p68)	市民と行政の協力により高齢者や障害者をはじめとするすべての人が住みよく、行動しやすい生活環境づくりを進めるための指針。(H7年度策定)
	ふなばし市民活動情報掲示板 (p48)	市民活動団体の情報発信をサポートするため、市民活動サポートセンターに掲示される市民活動団体が作成した会員募集情報やイベントのチラシ・ポスター(A3サイズまで)を電子化して、インターネット上に掲載するサイト。
	ふなばし市民活動情報ネット (p48)	市民活動を実施している人達が、他の市民に自分達の市民活動情報を広く発信できるサイトで、独自のホームページを開設することなく情報を発信できる。

	用語	解説
	振り込め詐欺 (p84)	被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性が高い知能犯罪で、警察では「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」の4類型に区別して対策を行っている。
は 行	ベンチャープラザ船橋 (p63)	支援スタッフ（インキュベーション・マネージャー）が常駐し、千葉県・船橋市・財団法人千葉県産業振興センター・経済産業省及び各支援機構と連携をとりつつ、起業や創業活動、企業の新事業展開などを総合的に支援する施設。
	ボランティアセンター (p43)	船橋市社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する方を登録し、ボランティアを必要とする方とのコーディネートを行っている。
ま 行	見守り活動 (p98)	常時の支援は必要ではないが、虚弱な高齢者などについて訪問等を通して、生活異変を早期に発見する活動のこと。
	民生委員・児童委員 (p38)	地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らし高齢者や障害者等への訪問・相談等、住民が安心して暮らせるよう支援を行うため、厚生労働大臣から委嘱を受けた制度ボランティア。
	モータリゼーション (p70)	自動車の大衆化現象。
	盲導犬 (p64)	視覚障害者を安全・快適に誘導する訓練を受けた犬。
や 行	有償ボランティア制度 (p43)	少額の報酬を伴うボランティア活動のことで、地域通貨や時間預託等とともに普及してきているが、報酬を伴う市民活動は、ボランティア活動ではないとする意見もある。
	ユニバーサルデザイン (p68)	年齢や性別、身体状況等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービスなどを設計段階からデザインすること。
ら 行	労働力人口 (p62)	満15歳以上の生産年齢人口のうち、所得を得るために労働している者（就業者数）と、休業中の就業者、そして労働をしたいと希望しながら仕事についていない者（完全失業者数）の総数。
わ 行	ワーキングプア (p110)	働いているにも関わらず、収入が生活保護水準以下という暮らしをしている人達のこと。
	ワーク・ライフ・バランス (p46)	仕事と生活の調和。「ワーク・ライフ・バランス」が実現した社会の姿とは、「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」。



これは、船橋市地域福祉計画のシンボルマークで、あなたの暖かい気持ちが、隣近所や地域に向けられることによって、「四葉のクローバー」＝「幸せ」の輪が広がっていくことの願いが込められています。

船橋市地域福祉計画

発行 船橋市 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
編集 健康福祉局 福祉サービス部 地域福祉課
TEL 047-436-2314 FAX 047-436-3315
メール chiikifukushi@city.funabashi.chiba.jp
発行日 平成22年3月